平成２５年第２回幸田町議会定例会会議録（第２号）

議事日程

平成２５年６月７日（金曜日）午前９時０２分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番　中根秋男君	２番　杉浦あきら君	３番　志賀恒男君
４番　鈴木雅史君	５番　中根久治君	６番　都築一三君
７番　池田久男君	８番　酒向弘康君	９番　水野千代子君
10番　夏目一成君	11番　笹野康男君	12番　内田　等君
13番　丸山千代子君	14番　伊藤宗次君	15番　浅井武光君
16番　大嶽　弘君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬　敦君
企画部長兼人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木　司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤　学君
住民こども部次長兼こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼出納室長	小山信之君
教育長	内田　浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼予防防災課長	齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長　山本忠志君

○議長（大嶽　弘君）　皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽　弘君）　御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影を許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ここで、町長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

町長。

〔町長　大須賀一誠君　登壇〕

○町長（大須賀一誠君）　おはようございます。

ここで、１件報告をさせていただきます。

昨日、６月６日の朝、深溝小学校におきまして不審物情報がございました。小学校の校内に不審物があるとの情報でありまして、直ちに岡崎警察署に通報し、岡崎警察署員が駆けつけまして、子どもの安全確保をするとともに、不審物の確認作業が行われました。午後１１時２０分、校内の安全が確認されましたので、授業が再開されました。

大変、関係各位におかれましては御心配をおかけしましたことを心から申しわけなかったというふうに思っておりますけれども、これを報告にかえさせていただきます。

なお、詳細につきましては、今、岡崎警察署で調査中でございまして、今、私のほうから申し上げることはございませんけれども、そういうことがございました。大変申しわけございませんでした。

〔町長　大須賀一誠君　降壇〕

○議長（大嶽　弘君）　ただいまの出席議員は１６名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議　午前　９時０２分

○議長（大嶽　弘君）　本日、説明のため出席を求めた理事者は１４名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

―――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１

○議長（大嶽　弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第１２０条の規定により、本日の会議録署名議員を、１４番　伊藤宗次君、１５番　浅井武光君の両名を指名いたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

日程第２

○議長（大嶽　弘君）　日程第２、一般質問を行います。

会議規則第５５条及び第５６条の規定により、質問時間は１人３０分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も３０分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、５番、中根久治君の質問を許します。

５番、中根久治君。

○５番（中根久治君）　皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

今回、私が「公民館等の利用の規制緩和で活性化を」をテーマに質問と提案をさせていただくのは、私が昨年の４月、三ヶ根駅前コミュニティホームの利用をふやすために計画をしましたが、直前になって町当局から条例違反との指導をいただきまして、中止をしたことから始まります。

この三ヶ根駅コミュニティホームは、年間の利用は、月１回の読書会で数名の方が利用されます。ほかは、地区の会合で１回、合計年に１２回の利用でございます。

このホームの最大の利用の弱点は、駐車場がないことです。そこで、私は有料で格安にこのホームを利用してもらおうと思ったわけでございます。それから、もう１年、今年も相変わらずほとんど利用されていないまま過ぎております。

もし、この施設の使用料を認めてもらえれば、民間に利用してもらい、その使用料で学区として周辺の有料駐車場を借り上げ、施設利用者やＪＲ利用者に便宜を図ると、この繰り返しがプラスのスパイラルとなってＷＩＮ－ＷＩＮが実現するわけです。まさに、安倍総理が最近言っている民間活力の爆発ということになるかというふうに私は思っております。

駐車場がないとか、駅の利用者が少ない、コミュニティホームが使いにくいと言っているだけでは、何も解決しません。まずは、条例の見直しで動かしたいと思います。

さて、条例では、地区公民館、コミュニティホーム、老人憩の家、農村センターは、使用料を徴収しないとされています。これからは、これら全てを地区公民館等として言います。

確かに、町として条例どおり、利用者から使用料を徴収していません。しかし、各区では、利用形態によっては、独自の判断で使用料を徴収しているのが現実です。町も５月１５日に区長会で調査を依頼し、データも集約済みかと思います。そして、またその後、５月２０日にさらに詳しい調査をされています。

そこで、まずお聞きしたいのは、このような急いだ調査をされたのはなぜか。ここ数年間の調査の実態とともに、お答えください。

その際、議会の質問に関連してというような言葉や文字で調査の目的を述べておられますが、これは質問者としては甚だ迷惑な話であります。町として当然把握されているべき内容を議会の要求にすりかえてはいけないと思いますので、そのあたりのいきさつについても初めにお答えください。お願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　今回の施設利用の現状につきまして、５月上旬に議員からお問い合わせをいただきました。

この時点で、これまでの調査実施の有無などを調べました。過去におきまして、直近では、平成１７年に各区へ照会した経過がわかりました。以降、毎年実施をするものではございませんので、今回、年月が経過をしておりますので、新たに照会をさせていただいたものであります。

特に、議会の関係というよりも、私どもから現状について把握させていただきたいと

いう思いで実施をさせていただいたところであります。
○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。
○５番（中根久治君）　議会及び質問する議員に対して、迷惑をかけたというような認識はございますでしょうか。
○議長（大嶽　弘君）　総務部長。
○総務部長（小野浩史君）　今回、５月１５日、定例の５月区長会において、この調査をお願いいたしました。
　直接、地域におきまして、公共施設を管理していただいておりますのは、区長さん、それからまた独自に管理者を置いて、その管理に当たっていただいておるところであります。こうしたことから、現状について、急遽、こうしたお願いをしましたことは、区の内情についてのことでございます。
　関係各位の皆様方にこうした御負担をかけたこと、それから本来、個別にまた調査をすべきだった点等、反省をするものでございます。
○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。
○５番（中根久治君）　町は、８年間もこの地区公民館等の運用実態を知らなかったということになろうかと思っております。
　そこで、地区公民館等の区独自の使用料について徴収している実態について、それぞれの所管ごとにお答えください。
○議長（大嶽　弘君）　総務部長。
○総務部長（小野浩史君）　町が管理委託料をお支払いしております公共施設のうち、コミュニティホームで対象となります１０施設のうち、４施設において使用料を徴収しているという状況であります。
○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。
○健康福祉部長（鈴木　司君）　健康福祉部の所管をしております老人憩の家の関係につきましては、町内１２カ所のうち五つの施設で使用料を徴収しておるということで確認をしております。
○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。
○住民こども部長（桐戸博康君）　住民こども部では、児童館を管理しております。児童館につきましては、町内には４施設ございます。うち、その３施設が公共施設、残りの１施設につきましては、地元管理施設ということでございます。公共施設三つの施設につきましては、使用料の徴収はしてございません。
　以上であります。
○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。
○環境経済部長（山本幸一君）　環境経済部の所管の施設につきましては、荻・逆川農村センターと、桐山にございます幸田町農村憩の家の３施設がございますが、いずれも使用料の徴収はいたしておりません。
　以上でございます。
○議長（大嶽　弘君）　教育部長。
○教育部長（春日井輝彦君）　地区公民館、坂崎公民館を初めとする８館でございますが、

所管する教育委員会といたしましては、独自の使用料に係る徴収実態調査を行っておりませんでしたので、今回の調査で、８館のうち４館で何らかの収入があることがわかったことであります。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　条例を読みますと、利用の許可を与えるのは、公民館は教育委員会ですね。ほかは町長となっております。

ここでお聞きしますが、各行政区の区長さんが、このように独自に使用料とか、別の名目で徴収していることは、条例上問題はないのか。問題がないとしたら、町は各区にどのような運営指針を出して許可をしたのか、使用料はどういう性質のものなのか。問題があるとしたら、徴収している使用料はどういう性質のものか。これからどのような指導や指示をされるのかについてお聞きします。

これも所管ごとにお願いをしますが、私がこの質問をここでするのは、区長さんが後ろめたい思いをしながら使用料を集めるのでは、町としては絶対あるべきじゃないと、そういうふうに思いますから、町としても明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　公の施設の中には、町所有の公共施設、それから地区所有の地区施設があります。

公共施設につきましては、コミュニティホーム、老人憩の家、農村センター、公民館、それぞれにおいて設置及び管理に関する条例があり、総務部の関係につきましては、コミュニティホーム等の設置及び管理に関する条例におきまして、第９条に、使用料は徴収しないと規定されておるため、使用料を徴収している場合、問題があるということになります。

今回の調査におきましては、具体的な徴収内容までの把握ができませんでしたけれども、一部の区においては、エアコン、ガスこんろなどの光熱水費相当分として徴収をしているものが多く見受けられ、管理運営上においてその負担をお願いしているものと考えます。

特段の運営指針につきましてはありませんけれども、あくまでもコミュニティホームの設置目的であります、地域におけるまとまりのあるコミュニティを形成するための運用をお願いしているものであります。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　老人憩の家の管理につきましても、老人憩の家等の設置及び管理に関する条例第５条におきまして、使用料は徴収しないということで定めております。

老人憩の家につきましても、他の公民館等の施設と同じように、区民の方々のさまざまな活動に使っていただける場として、その施設の目的などから逸脱しない範囲での御利用をお願いをしておるところでございます。

特に、町から運営の指針につきましては、お示しをさせていただいたという経過はございません。

使用料につきましては、それぞれの施設の、先ほど総務部のほうでも答弁させていた

だきましたが、やはり光熱水費等の維持管理的な運営費ということで徴収をしておるというふうに理解をしております。

今後におきましても、先ほど申し上げました施設の利用目的、これを逸脱しない範囲の中で、区民の方々でさまざまな御利用をいただければというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　まず、条例上の問題ではございますが、地区公民館につきましては、やはり公民館設置及び管理に関する条例第７条第２項によりまして、使用料は徴収しないと規定をされておるところであります。

また、今回の調査を見ますと、８館中４館で何らかの収入があったと先ほどお答えしましたとおり、また内容、その名目、性質は、詳しく調べてみないとわかりませんが、電気代などの光熱水費実費負担相当分の徴収であれば問題はないのではないかと考えておるところであります。

また、明文化された運営方針というものでありますが、これははっきり確認することができませんが、毎年、各区との公共施設の業務委託契約、これによりまして、法令、そして条例等に沿った運営、秩序の保持、施設の点検、管理事務、これをお願いしているところでございます。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　使用料が、名目が光熱水費であるというふうにお答えをいただきました。

先日の町が行ったアンケートの項目を読まれたかどうかちょっと疑問に思いますが、その中には、光熱水費とその他使用料というふうに二段構えで質問をされていますよね。ですから、光熱水費は光熱水費でまた答えるようになっておるんですよね。ですから、そこの部分で、まして憩の家につきましては、もうちょっと詳しくデータを出すようにアンケートの項目がわかれておりますから、実際、そのアンケートの項目を読まれたのかどうか、それからその返事を見たのかどうかということが気になりまして、光熱水費とは別に使用料という項目を起こして例文を出して要求をしているわけですから、その部分が返事がなかったとか、曖昧な返事じゃ困るような気がしますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　今回、区長会におきまして依頼をさせていただきました調査の中身の内訳ということでは、収入の部分につきましては、町管理委託料のほか地元負担金、その他収入という項目におきまして、調査をいたしました。

回答の中身につきましては、金額記載がほとんどでございまして、その内容等につきましての記載はほとんどございませんでしたので、そうした内訳につきましては、まだ承知をしていない状況でございます。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　調査をさせていただいた中身のことでございます。これは、何をさせていただいたかというのは見ておりますが、使用料につきましては、これは収入の部で上がってくるものであります。光熱水費というのは、電気代・ガス代であると

かというのは、歳出の部で上がってくるということで、いわゆる歳入の部分に係ります使用料、これを徴収をしてみえるかどうか、それから歳出についての経費はどれほどあるのかというところで、この調査をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　くどいことを言いますけれども、使用料の収入、その他の収入というところで、書きなさいと、その記入例が、会場使用料と、それからエアコン等使用料というふうに２段に分けてアンケートが書いてありますので、２段に分けて答えるようになっておるわけですから、会場使用料の部分が、これは光熱費ばっかりだというようなアンケート結果ではないような気がしておりますから、その部分をもう少しはっきりしていただきたいなというふうに思っております。その部分、アンケートの内容について、これは公開してもらえるものかどうかについて、お願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　会場使用料等の記載についての中身はということの御質問でございます。

　実際に細かい記載はございませんでした。金額においての報告でございました。

　この資料につきましては、各区の行政運営にかかわる内容でございますので、公表については差し控えをさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　私も二、三調査をさせていただきまして、この、どのような回答をされたかという部分については、データも少し持っておりますが、確かに使用料という項目でちゃんと明記して町のほうにアンケートを回答しておる、そういう区があるわけですから、ないという言い方はとても不明瞭だなというような気がしておりますので、その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　細かい一枚、一枚のものにつきまして、資料的なものはありません。記載については、エアコン代だとか、そうしたガスこんろの使用、それから電気代相当というような中身が大半であったというふうに思っております。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　先ほど答弁ありましたように、それは支出なんですよ。収入の部なんですよ、収入。収入の部で使用料として収入があったか、それは会場使用料として収入したのかという部分をどういうふうに受けとめておるかという話でありますので、収入の部なんですよ。もう一度お願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　いわゆる光熱水費相当代という名目によって収入があったということでございます。

　細かい内容については、何度も申しますけれども、そうした部分の記載がほとんどないという状況でございます。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　どうしても一番デリケートな部分ですから、お答えにくいかと思いますので、また後ほど資料を請求させていただきたいというふうに思っております。

次へ参ります。

次は、地区公民館等の委託管理の実態なんですが、データを見られてわかったと思いますが、町はこの地区公民館に委託管理費を出しておりますね。どういう基準で幾らぐらい出しているのかなと、その収支報告は受けておるのかなと、使い方に問題点はないかというようなことについて、所管ごとにお答えいただきたいと思っております。

現在、区独自に使用料を集めずに、委託管理の範囲で運営できない地区公民館等の実態を把握しておるのかどうかについてもお願いをします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　公共施設の管理委託料につきましては、幸田町公共施設の管理事務委託に関する要綱に基づきまして、基本額１５万円、それに延べ床面積の広さによりまして、７万円から１５万円の面積割額を合わせた合計金額においてお支払いをしているところであります。

収支報告につきましては、管理事務の適正を期するために必要と認めたときは、その状況を調査し、または必要な報告書の提出を求めることとしておりますので、必要時に収支報告を求めているという現状でございます。

その使い方ということでございますけれども、それぞれ地区におきまして運営内容も異なりますので、一概に申し上げられませんけれども、施設の設置目的に沿った運営がなされているものと考えております。

また、各施設が町からの管理委託料で管理運営ができているかどうかという点につきましては、区の中におきましての実情を拝見いたしますと、区独自で、例えば公民館事業というような、その事業活動に対して区費を繰り出しをされて運営をされている施設、それから管理委託料の中でいっぱいいっぱいであるけれども、その運営をしているという状況については、承知をさせていただいております。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　老人憩の家におきます管理委託料につきましては、先ほど総務部が答弁をさせていただいたとおりの要綱に基づきまして算出をしております。

収支報告につきましては、これもやはり必要な都度ということで、現在のところまで特に受けたということは私は承知はしてございません。

それから、管理の委託料で全てのものが賄えるかというのは、非常に難しいことでありますけれども、現実としてどのように何がというのが実は詳細にわかっておりませんので、わかりませんけれども、なかなか賄えていないのが現実であろうと、今回の調査でも区のほうから入れておるということは、そういうことであろうというふうに理解をしております。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　農村センターの委託に関しましても、先ほど総務のほうから申しましたコミュニティ及び老人憩の家と同じ要綱におきまして算出、交付しております。

また、いずれの施設につきましても、管理に係る収支の確認は行っておりません。

また、その運営実態につきましては、把握できていないのが現状ですが、設置目的に合った利用がなされていると思っております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　地区公民館についてでありますが、管理委託費の基準については、他の施設と同様であります。

収支報告につきましては、委託契約書の中で必要な報告書を提出を求めることができるというふうになっておりますが、収支報告を求めたことはありません。

使い方でありますが、委託契約に基づき秩序ある適正な運営がされておると、こんなふうに考えております。

また、使用料を集めずに運営されている地区公民館についても、今回の調査で承知したところであります。委託費と運営費の実態につきましては、基本的な部分において委託契約に対するものであり、適正であると考えております。

なお、委託契約外の業務については、行政区の判断であり、詳細は把握しておりません。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　今の答弁のように、どの施設も運営の実態を把握しないまま毎年管理委託費を出していると。まさに、丼勘定でやっておるわけですが、これでは困るような気がしております。いわゆる管理委託費の範囲で運営できている施設というのは何カ所ありますか。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　今回の区長様にお願いをいたしました集計といいますか、収入と支出を単純に差し引きまして、いわゆる支出のほうが上回っておるという施設につきましては、３３施設のうち５施設ございました。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　これは、今回、調査の中で私どもが総務のほうで調査された内容で見させていただいておるところですけれども、収入・支出の単純の差し引き上、これは修繕とか、いろんなこともあろうかと思いますけれども、賄えていない施設につきましては、１２施設のうちの５施設になります。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　全体のことにつきましては、先ほど総務部長が申したものですので、ちょっと総務部長の回答がどのように、３３施設のうち５施設というのが、中身がちょっとわかりませんので、農村センター等につきまして、町の管理委託料以外で地元の負担金をその中に収入として入れている施設、３施設のうち全部の施設が入れているという状態であるということを申し上げておきます。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　教育委員会といたしまして、地区公民館を管理する立場上、その内容を、先ほど申しましたように、実態を把握しておりませんので、これがその委

託費の中で運営されているかどうか、これについては、現在、判断できないところでございます。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　ぜひ実態を把握していただいて、この管理費の中では運営できないというのが、これが現実ですので、その部分をどのように運営していこうかというのが今回の質問の大きなテーマでございますから、その辺も実態把握をされないままでほっといちゃいかんような気がしますので、お願いをします。

次に、この地区公民館等が民間の教室として利用されていることについてお聞きします。

民間が珠算教室とか、空手、体操、ダンス、そして語学教室として利用しておりますが、これらについては、どのような判断で許可をされたのかと。許可は、当然、教育委員会、または町長ですので、どんな判断でこの民間の珠算教室から語学教室まで利用させるようにしたのか。民間の営業に対して無償提供なのかと、営業に対する利用指針があるのかということについて、お聞きをします。

今は、どこのこういった珠算教室にしても、場所がないもんですから、公民館を使えば格安にできると、自分であえて建物を建てなくてもできるんだという部分があるもんですから、そういう利用の仕方というのが最近できておりますので、その部分についてお願いをします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　各施設の利用許可につきましては、条例上、町長が許可するということとなっておりますが、実際の運用では、各地域に委ねている状況であります。

コミュニティホームにつきましては、本来の目的に沿って判断をいただいておるところでありますけれども、民間の各種教室の許可につきましては、地域の子どもたちの育成や、それを指導する親御さんたちなどのさまざまな事情があるものと推測をいたします。

これは、ひいては地域のきずなをより深めていく、そうした施設の設置目的と照らし合わせて許可のほうをされているものと考えております。

なお、民間の営業利用に対する指針については、持ち合わせておりません。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　許可を与えるのは、あくまでも教育委員会と町長ですから、区に任せてあるからわかりませんというような答弁は、とてもまずいなと、そういうふうに、こんなことを聞けば、区長、怒りますよ。これはまずいような気がしております。

確かに、これは無料で貸しておるのかどうかという部分が、先ほどの使用料の範囲から見ると、出てこないですよね。先ほどは光熱費だけだよと。ということは、こういったそろばん学校とか空手、ダンス、語学教室は、全て無料なのかと。その部分ですよね。きちっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　そうした各珠算、あるいは空手、体操、語学教室等の実情につきまして、金額等につきまして承知をしておりません。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　教育委員会が管理します地区公民館につきましても、御回答させていただきますが、その利用許可並びに利用の指針については、これは社会教育法に示す目的等、また町の公民館の設置管理条例並びに公民館等の管理規則に基づきまして、利用の制限を加えながら地元の行政区の判断のもとに利用・活動されているものと考えておりまして、これは適正に実施されておるものと考えております。

　また、先ほど申し上げられました民間教室の利用目的、営利目的とする利用指針につきましては、教育委員会といたしましても、現在のところ持ち合わせておらないところが現在でございます。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　民間に対しては、町の答弁で言えば、もう使用料は取らないと、光熱費だけはいただくよと、それで民間に部屋を貸しちゃうと、そんなことは絶対にあり得ないわけですから、確実に利用料はいただいておりますし、私も区長代理をやっておりましたから、その辺は承知しておりますので、どのぐらいいただいているかということもですね、それはちょっとおかしい、矛盾があると思いますので、再度、調査をしていただきたいというふうに思います。その点について、もう一度また調べていただきたいなと思っております。

　幸田町には、少なくとも三つの空手道場というのがありまして、それぞれがホームページで公開をしております。その中に、公共施設を団体の支部とか、団体の道場としてホームページで紹介をしているんですね。空手については、岩堀公民館は岩堀支部と、こういう名前なんですね。荻谷小学校が荻谷支部、合気道は、南部中学が合気道道場というふうに、ある団体が自分の道場としてそこを定めているわけですよ。私が聞きたいのは、こういったものですね。ほかにも、大草南コミュニティとかありますよね。そういった公の施設に各種団体の支部や道場を設置することを認めているかどうかということであります。それぞれの施設はどんな契約をしたのか、この事実を知っているかどうかという部分、加えてその使用料を幾ら払っているのか、もらっていないのかということについてもお答えください。所管ごとにお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　大草南コミュニティにつきまして、空手の関係がホームページに掲載されていることは確認をいたしております。

　これは、練習会場としての表記がされておりました。支部の位置づけや使用料につきましては、承知をいたしておりません。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　岩堀児童館という御質問がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

　地元では、欠間児童館ということで、有効に利用されているようでございますけれども、この当該施設につきましては、昭和４６年に地元が設置をして、所有管理している施設でございます。したがいまして、公序良俗に反しない限り、地元の判断という認識でございます。

使用料につきましては、区の基準として１時間５００円をいただいているというふうに聞き及んでおります。

以上であります。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　教育委員会が管理いたします荻谷小学校につきましては、空手、そして南部中学校につきましては、合気道の教室等を利用しております。

これは、議員も御承知のとおり、学校開放、スポーツ開放事業でございまして、この関係で利用をされておるものでありまして、学校が特に運営等に関与しているものではありませんし、また営利目的ではないことを確認をいたしまして、当該団体には利用許可をしておるところでございます。

なお、使用料の件でございますが、これは一般会計に体育施設使用料ということで、一律年間１万２，０００円を登録団体から町が徴収しているところでございます。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　スポーツ開放、小・中学校はそうなんですが、小・中学校でないところは、スポーツ開放に係らないわけですので、その辺は問題かなというふうに私は思っておりますし、ましてスポーツ開放で年間１万２，０００円を払えば、その施設が自分たちの道場であるかのように名前が打って宣伝できると、こういうことが起きるわけですから、道場を持たないところは、こういったスポーツ開放という名目で、その学校の体育館を自分の道場であるかのようにホームページで宣伝すると。これ、安いですよね、月１，０００円でそういう宣伝ができるわけですから。その辺のところ、しかもその使用料云々はまた別の問題だと。大きくやはりこの辺は調べてもらう必要があるかというふうに思っております。

答弁残り時間が７分ですので、ひとつ時計を見てお願いしたいと思いますが、最初に言いましたが、昨年の４月に三ヶ根コミュニティホームを有料で俳句の愛好会に利用させようと計画をしました。条例違反ということで指導をいただきまして、それならば何か許可してもらえるような民間はどこかないかなということを考えたんですね。

じゃあ、三ヶ根コミュニティホームは条例違反だからだめだよと。今、お聞きしている幾つかの施設は、これはいいんだよと、光熱費という名目でいいんだよというような話でございますが、どこがどう違うのかと。私が言っている利用のさせ方と今までの実際使っている場合とどこがどう違うのかということについてお聞きしたいなと思っております。

今、もうまさにアジサイのシーズンに入って、本光寺がアジサイでいっぱいですよ。観光客が来ております。ことしも三ヶ根駅の利用は、ちょっとそういう意味でチャンスをなくしてしまいましたが、いろんな意味で、もう少し民間に任せるとか、そういうことも大事かなと思います。やはり、ことしもだめなものはだめなのかと。なぜだめなのかについて、再度、お願いをします。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　スポーツ開放の利用団体につきましては、申し込みの時点で営利目的ではないことを確認し、団体に許可をいたしておりますので、よろしくお願い

いたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　公共施設につきましては、町の管理運営施設となっておりますので、条例上、使用料の徴収はできません。

なお、地区施設につきましては、各地域が管理運営する施設でありますので、条例上の制約はありません。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、あくまでもその目的に沿った使用を行うべきと考えますので、会場使用料を徴収するということになり、それが可か不可ということであれば、不可ということであります。

しかしながら、イベント等の参加者の参加費、あるいは受益者負担として徴収をされ、そのイベントが盛大に開催されるような目的で徴収をされる、こうしたことによって、施設の活性化という観点からにつきましては、可能であるというふうに考えますけれども、現行条例上ではできないという規定となっております。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　だめなものはだめだと、今までのものは目をつぶるというような判断かというふうに思っておりますが、地方自治法の第２２５条、公の施設の利用料を徴収することは認めておりますので、ぜひ町はこの部分の条例改正を目に入れて、ぜひその部分についてお願いしたいなと思っております。

あちらはよくてこちらはいかんというような、その判断はちょっと理解に苦しむかと思いますので、もう少し明確な答弁がいただきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽　弘君）　理事者に申し上げます。

答弁時間５分程度でございますので、簡潔・明瞭に答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　各施設それぞれによってその扱いが異なるということで、目ぞろいという意味の御指摘かと思います。

こうしたことも、今回の調査も含めて、今後、新たに検討課題の一つとさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　先ほどの管理委託費の問題にちょっと戻しますが、管理委託費の中では、もう施設の大規模修繕ができませんよね。だから、修繕を町に申請をします。そうすると、何割かが地元負担ですね、２割とか２割５分が地元負担になりますよ。

こういうふうに、これからこの施設が老朽化していくと、施設の修繕がしたいと。でも、地元負担がついて回る。例えば、昨年で言いますと、憩の家は１００万円かけて床をきれいにしました。でも、２５万円は地元が負担したと。大きな金額ですよ。この２５万円が出せないところは、この施設の修繕ができないわけですから、そういった意味で、施設管理がもう手いっぱいだと。そうすると、区費だけでは賄えないもんですから、何とか地元負担金を減らす方法はないのか、または区独自でそういった部分を賄えるような収入が取れるような方向はないのかと。要するに、条例の部分を少し直させていただければ、区独自でそういったお金をキープできるようになるんじゃないかとか、今後

の問題ですよね。そのことがありますので、いわゆるこれから修理が盛んになってくるし、もうバリアフリーにせないかんと、もう畳も傷んでおると。そういった場合、どこからそのお金を捻出するかという部分について、この地元負担金をもう少し見直してもらってはどうかなというふうに思いますよ。

なぜ、公の施設に地元負担金というものが発生するのかという基本的なところからお伺いしていきたいというふうに思っておりますので、公の施設、なぜ地元負担金が発生するのか、またこの地元負担金の割合についても、ぜひ見直しの考えについてお聞きします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　現在、公共施設の修繕、維持に必要と認められる修繕につきましては、施設の延べ床面積に応じて区分をいたしまして、町のほうから負担をさせていただきますけれども、今、委員おっしゃられましたように、地元のほうにおきましても２割から３割の範囲で御負担をいただいております。町全体の予算の関係もありますので、一定基準を定めましてお願いをしているところであります。

当面、現状での御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　地方財政法の第４条の５ですか、または第２７条の４というところをちょっと読んでみますと、そういう公の施設に対する地元負担金というものは、原則的にあってはならんというふうに書いてあるわけですので、その辺の部分を、いつまでもこの２５％、または２０％という負担金を課しながら、使用料は取っちゃいかんぞというようなわけのわからんようなやり方はやめていただきたいというふうに私は思っております。

安倍総理の言う、民間活力の爆発が必要なんだと。幸田町の条例は、まさに民間活力の封じ込めというふうに私は思っておりますので、その部分について、もう一度見直していただきたいなというふうに思います。

次の質問に行きます。

次に、三ヶ根コミュニティホームと同じように、つくっても使われていないという施設がございます。それは何かと言うと、大草の大井池の休憩所なんですね。町は、平成１８年の行政評価でランクＣをつけて、トイレを何とかしようと、休憩所を使いやすくしようと言っております、平成１８年ですね。あれからも五、六年。トイレの修理は始まりますよね。でも、休憩所は相変わらず閉じたままですよ。使えるような仕組みを考えないから、倉庫のままになっているんですよね。町立の休憩所と書いてありますよね。もう、これ恥ずかしいと思われないんですかね。

このような休憩所について、まずこの所管に、どなたが所管かわかりませんが、所管についてお伺いしますが、管理委託費はどのぐらい出ているのかと、管理の実態はどうかと。具体的に言えば、休憩所としてそこを使うのに、健康の道を歩いてきて、そこの大池へ着いたと。休憩所があるなと。休憩しようと。どうすれば休憩できるのかということについてお伺いします。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　大井池の休憩所につきましては、産業振興課の所管でございまして、幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例で位置づけられた施設でございます。

管理委託のほうでございますけれども、管理委託につきましては行っておりませんが、地域の方々が大池の桜まつりなどのイベントの開催時前に清掃奉仕をされております。

利用でございますけれども、管理体制等の問題から、常時閉館状態ということで、休憩所としての機能は果たしていない状態でございます。自由に来訪者が利用できる状態になっておりません。利用される場合につきましては、事前に利用申請をしていただく方法でお使いになるという、その方法しかございません。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根君。

○５番（中根久治君）　まさに、これは町が条例でみずからの建物をこんなふうに閉じておるような状態だと思うんですよね。なぜ使えないのかと、あそこを歩いていって、あそこは休憩所と書いてあるわけですから、どうしようかなと思ったら、何か書類を出してから、今から鍵をあけてあげると、これでは意味がないわけですので、どうするかということについて、もっと具体的に、平成１８年から考えているわけですから、もう具体案が出てこないかんですよね。その部分が何もしていないと。こういった公の施設の利用方法について、今ずっと前からもう長くしゃべっておりますが、いろんな問題点があるわけですので、ぜひ町はこの部分について真剣に一から全部対応を見直していただきたいというふうに私は思っております。

ある町民が私にこういうことを言いました。気楽に一日、碁や将棋ができる場所をつくっておくれと私に言ったんですよね。今の集会所で碁や将棋をやりに行こうとすると、まず今の話のように、団体名を登録して、鍵を借りてきて、返しに行って、利用簿を細かく書くと。そこから、碁や将棋が初めて始まると。しかも、そこには碁や将棋の道具はございませんが、いつでもあいておるから、勝手に気楽に遊んでおりんと、そう言ってもらえるような施設をつくってやることが、そういう集会所をつくることが、利用料無料の大きな理想の一つだと思うんですよね。

いつでもおいでと、そうしないと、これからの高齢者社会の中で、住民が使い勝手が悪いと。観光の目玉の健康の森の休憩所は、あの状態と。これでは、いかにも寂しいような気がしておりますので、その部分を根本的に直していくべきかなと思います。

いろんな施設設備について今言いましたが、利用料のところはちょっと何か闇の中に入った部分もございますけれども、やはりこれは区長さんがそれぞれ本当に後ろめたくないように、堂々と自分たちでそれを使って地区の活性化のためにやれるんだ、頑張っていこうというふうな活動の拠点としてそれが使えるようにしていただきたいというのが私の願いでございますので、最後にそれぞれの所管する地区公民館等について、条例改正を含めて、現実的に、弾力的に活性化につながるような方向をどんなふうにお持ちなのかということをお伺いしたい。そして、最後には町長のお考えもお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　公共施設全体に関連いたしますので、私からお答えをさせていただきたいと思います。

公の施設は、自治法においても、地域住民の福祉を増進する目的、あるいはそれぞれの条例に掲げております目的も、皆さん方が文化的な生活を送っていただこうという目的でございます。

委員の御指摘のとおり、大いに施設を利用していただきまして活性化を図ることは、同様の思いであります。

ただ、弾力的な運営をできるよう改正を行うことにつきましては、各行政区にかかわる全庁的なことでもありますので、今後、行政区からの御意見等も伺いまして、検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　公の施設に対して全体的なお話をしていただいたわけでありますけれども、幸田町におきましては、過去、長い間の歴史の中に、老人憩の家、公民館、コミュニティホーム、農村憩の家、いろいろできてまいりました。これは、私ども幸田町の特別な、今の先人の計らいだというふうに思っております。各行政区に全て集会施設を持っていながら、また新たなコミュニティ施設を持っているようなところは、この近隣ではありません。

私は近いところの話を聞きましたら、公民館とか、そういうものをつくるには、地元の区が数年間お金をためて、それでつくっていらっしゃるところが随分あります。私ども幸田町は、そうして先人が先見の明でつくってこられた中です。その運営をいかにしていくかということにつきましては、確かに公民館におきましては、社会教育法で足かせがございます。いろいろございます。

そういう中でありますけれども、過去の長い間の中で、先ほど申し上げておりますように、水光熱、そういうものにつきましては、地元の管理運営費は町が出しておりますけれども、本来、そこの住民が使わないようなものに対していただいているというのは、そういうことでいただいているんじゃないかというふうに思っております。それが運営経費として役に立っているというふうに思っておりますけれども、全体的な、今、中根議員がおっしゃったように、条例改正とかという問題につきましては、これは今すぐやるつもりはございません。

全体の、本日、この一般質問があった内容につきましては、区長さん方にしっかり内容をお話ししながら、地域の区長さんたちが御同意いただけるような内容であるならば、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。これは、すべからく全ての町の公共施設について考えさせていただこうと思っております。

それから、時間がなくなりましたけれども、とにかく頑張ってその辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　５番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、１０分間の休憩といたします。

休憩　午前　９時５９分

再開　午前１０時０９分

○議長（大嶽　弘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、８番、酒向弘康君の質問を許します。

８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告の順に質問させていただきます。

３．１１大震災以降、南海トラフによる大地震の被害予想や、５月に入って町内でも不審火による連続火災など、行政から発信される情報の重要さがますます増してきていると感じております。防犯・防災情報など、住民の知りたい情報のあり方についてお伺いをしてまいります。

まず、昨年度、防災無線の見直しがなされ、屋外スピーカーが５５基から６９基へ増設がされました。新設のスピーカーは性能がよく、高音で届きやすい特徴ということであります。

私の自宅付近では、地形的なものもあってか、今までは屋外スピーカーから流れる放送が大変聞き取りにくく、繰り返される放送をどんなに耳を澄ましても聞き取れない状況でしたが、この３月以降、とてもよく聞き取れるようになりました。

防災無線については、東日本大震災や、２年前の紀伊半島を襲った台風１２号の際も、津波や風雨の影響で使用不能となった実態も明らかになっております。

また、インターネットなどで検索してみると、他の市町では、落ちつけるはずの住宅で防災無線が騒音になっているという声もあるようであります。

一つ目の質問になります。

新設見直し後、町全体での住民の皆さんからの反響はどうか、お聞きをいたします。また、よく聞こえるようになってくると、今度はちょっとうるさいといったような声もあるのか、現状についてお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正義君）　整備後の住民の反響、苦情等の状況でございますが、整備し、運用開始以降、住民の方からは、「うるさいぐらいよく聞こえるようになった」「声が聞き取りやすくなった」との声を頂戴しておりますが、やはり「音が大きい」「うるさい」といった苦情も２件、直接聞いております。

こうした方々につきましては、屋外スピーカーの移設等によりまして、近くになって、今まで以上に大きな音になったということからの苦情でございましたので、スピーカーの音量の調整等で対応をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　夜間勤務で昼間に睡眠をとりたい人、あるいは病気の人にとって、防災無線の音は深刻な問題にもなるようであります。

次に、自宅で聞くことができる防災ラジオも新しいものへと切りかえが行われております。私の自宅も、電源の状態が悪くなったため、交換をしていただきました。

私の自宅のものは、電源の状態が悪くなったため交換をしたわけですが、通常のラジ

オ放送も聞くことができ、緊急放送時には自動的に切りかわります。また、右側にライトもつくすぐれものだというふうに思っております。

こちらの新しい防災ラジオの切りかえ状況についてと、また以前の持っておられる受信機でふぐあいが生じているものも多いかと思われます。新しい防災ラジオのＰＲも進めていただきたいと思います。その点についてもお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正義君）　防災ラジオへの切りかえ状況につきましては、「広報こうた」、昨年１０月号で周知をさせていただきました。

これは、平成３年以前に貸与した一番古い形式の戸別受信機を防災ラジオと交換するものです。平成３年以前に貸与した型式の戸別受信機は４４０台ですが、昨年１０月の周知以降、４４台を防災ラジオに交換しました。また、その間、幸田町に転入されて希望された方にも、４７台を貸与しております。

基本的には、新たに希望される世帯には防災ラジオを貸与し、また現在貸与されている戸別受信機が故障等で修理できない場合は、今までに返却されてストックしてある戸別受信機を点検、整備し、これを交換品としてする方法で現在行っております。

防災ラジオのＰＲでございますが、防災ラジオ戸別受信機の周知につきましては、今後も「広報こうた」及びホームページで周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　今回のデジタル化の特徴でありますが、文字表示ができるようになり、難聴者の方も放送内容を知ることができるということも大きなメリットということであります。文字による防災情報の状況についてお伺いをいたします。

それと、デジタル化がなされたわけなんですが、ほかの特徴ということで、アンサーバック機能で親局と通信ができたり、あるいは他の受信機同士、あるいは機器同士で通信ができるということが上げられております。このようなメリットをどのように生かされましたか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正義君）　デジタル化に伴う新しい設備機能でございますが、聴覚障害者に文字表示機能つき戸別受信機を３７台設置いたしました。

それから、次にアンサーバック機能の活用についてでございますが、アンサーバック機能とは、固定系親局の通報を受信する機能に合わせて、自局の作動確認などに係る通信を送信する機能で、今回のデジタル化により簡易中継局３局に整備されており、バッテリーの低下、電気遮断等の故障が親局で確認できるもので、迅速な修理等の対応が可能となっております。

防災無線のデジタル化に伴い、このほかにはＪ－ＡＬＥＲＴとの接続、また防災無線で放送された内容のメール配信が可能となりました。

さらに、今回、防災行政無線の移動系としてＭＣＡ無線機を５０台整備いたしました。これは、役場庁舎内に指令台１台を配置し、携帯無線機２１台、また以前のアナログでは七つの限られた行政区に配備していた無線機のかわりに全行政区の避難所１カ所に携

帯無線機２３台を整備し、役場と各避難所とが無線交信できるようになりました。また、携帯無線機からは、内線接続用無線機５台を介し、役場の内線電話とも無線通信ができるようになっております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　随分機能も新しくなってきたというふうに思います。

行政からの必要な情報を住民の皆さんがいかに早く正確に情報をもらえるかということが重要だというふうに考えます。このため、次の三つの提案をしたいというふうに思います。

まず一つ目ですが、町のホームページに緊急用のページを設定し、火災が発生したとき、どこどこの地域で火災発生といった文字データをそのページに掲載すれば、パソコンや携帯電話でも見ることが可能です。これには多くのメリットがあると思います。大きな費用がかからず、技術的には易しい。そのため、即実行が可能というふうに思われます。そして、聞き逃してしまった放送は、文字情報ならば何度も読み返すこともできます。

二つ目は、最も身近な家庭のテレビで見ることができる、三河湾ケーブルテレビの画面でリアルタイムの情報を見ることができれば、高齢者もチャンネルを合わせるだけで、簡単に情報の確認をすることができます。これは、蒲郡市との調整が必要だというふうに思いますが、一番身近な情報源となるというふうに思います。

三つ目は、防災行政テレホンサービスの設置であります。これは、管内で発生している火災などの出動状況をテレホンサービスで案内するものです。テレホンガイドサービスでは、火災の情報のほかに、発表中の地震、注意報、警報などの情報や、防災無線で聞き逃したり、聞き取れなかったときの情報も案内をしております。また、火災などが発生していない場合は、防災に関する広報メッセージが流れています。

さらに進んでいるサービスでありますが、夜間や休日に緊急に病気で診てもらいたい病院を知りたいとき、ここにダイヤルすると、診察が受けられる病院を案内してくれるサービスがあります。また、これにより、今、全国で問題になっている救急車の出動回数も減ってくる効果も期待ができます。

テレホンサービスは、隣の岡崎市、豊川市、春日井市などでも開始が始まっております。本町にもテレホンサービスの導入を提案をいたします。

以上、三つでありますが、行政がこれを導入するとした場合、実行するには、その可能性、時間、コストなど障害となるのはどのような点でしょうか、お伺いをいたします。

一つずつ聞いてまいります。まず、一つ目の行政で緊急用のホームページの設定についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　火災も含めまして、防災というくくりにおきまして、緊急用ページを設けて、情報をリアルに町民の皆様が確認をしていただけるようになれば、非常によいことだと思っております。

特に、火災発生につきましては、昼間・夜間を問わずに想定がされます。特に、夜間

発生時の対応、さらには防災無線で放送をいたしました内容をホームページに連動させるというようなことも技術的革新が進んでおりますので、今後、そうした技術面につきましても、いましばらく検討させていただきまして、実施に向けて考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　前向きにということであります。

次に、二つ目の三河湾ケーブルテレビでのリアルタイム放映についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　三河湾ケーブルテレビのチャンネルにそうした情報もということでございます。

これも、今、私ども防災安全課のほうから三河湾ケーブルテレビの会社にメールを流すことにより、ダイレクトにテロップを流していただけるような環境が整いつつあります。ただ、流す情報や内容につきまして、もう少し精査をさせていただくという段階に来ておりますので、こちらにつきましても、恐縮でございますが、さらに検討を加えさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　これも検討中ということで、前向きな答弁だというふうに思います。

三つ目であります。防災テレホンサービスの設置について考えをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正義君）　防災テレホンガイドサービスの設置につきましては、近隣消防本部では、現在、消防テレホンサービスや火災情報テレホンサービスといった名称で、岡崎市、蒲郡市、西尾市、衣浦東部等の各消防本部に設置されております。

幸田町消防本部では、このような消防テレホンサービスを行ってはおりませんが、火災等の問い合わせだけでなく、診察可能な病院の案内など、それぞれ通信員が主に対応をとっております。

また、火災発生等につきましては、防災行政無線で放送したものは、幸田タウンメールで登録者に自動配信されます。テレホンガイドサービスは、人と会話することがないため、気兼ねなく気軽に利用できるものであると認識しておりますが、当本部では問い合わせ件数も少なく、より適切な対応は可能であることから、今後も現状の対応で行っていきたいと考えております。

しかしながら、三河湾ケーブルテレビ、あるいは町のホームページ等につきましては、役場総務部とも連携をしながら今後検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　それぞれ三つに対して答弁をいただきました。

いずれにしましても、身近な情報提供をぜひ御検討されて、ぜひ町民の安心できる情報を確保ということでお願いしたいというふうに思っております。

次に、幸田町に５月１日から導入されました新しい情報メールサービス、「こうたタ

ウンメール」、これは従来までの「マ・メール」とどのように違うのかということと、この１カ月間の入会状況や反応についてお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　これまでのメールサービスの「マ・メール」につきましては、交通安全、あるいは防犯・防災情報などにつきましてお届けをしておりました。登録の人数に制限がありましたことが、改善点でありました。

５月１日から開始をいたしました「こうたタウンメール」につきましては、サーバーの更新によりまして、希望される方がより多く登録いただけるように改めさせていただいたところであります。そして、お届けする情報につきましても、防災行政無線の放送内容が配信できるようなこと等も新たに加えさせていただきました。

５月１日のサービス開始以降、６月５日までに２，００９件の登録をいただきました。皆さんの反応は、開始間際で、まだわかりませんけれども、引き続き広報等で登録につきましての推進を図ってまいりたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　まだ１カ月目ということでありますが、住民の多くの方が登録され、有効な情報が迅速に届けられること、これが望まれるということであります。

さて、４月１３日午前５時３３分ごろ、淡路島付近を震源地とする地震で、携帯電話から地震が来ますと、けたたましく警報が鳴り、直後に防災無線からも初めて緊急放送が流されました。

今回の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と町の防災無線との連携で、発生からテレビ・ラジオ・自治体などの情報の伝達を比較したとき、タイムラグはどの程度あったのか。もし、このタイムラグがあるならば、今後、それが解消されるものなのかどうかもお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正義君）　今回、デジタル防災無線を運用し、初めてＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）から緊急地震速報が放送されました。

私も車のラジオで聞き、すぐ車外に出ると、屋外スピーカーからも放送があった等、記憶しております。早朝であったため、身近に置いてある携帯電話で知った方が多かったのではないかと考えております。

今回整備したデジタル化防災無線では、起動させ屋外スピーカーから放送するまで、おおよそ２秒の時間も要します。この分、携帯電話やテレビ・ラジオよりおくれることになります。

ＮＨＫラジオでは、まず初めに緊急地震速報を告げる、チャランチャランといったチャイム音が４回流れますが、このチャイムの３回目が流れる時点で防災無線の屋外スピーカーからもチャイムが鳴り始めぐらいの時間差であると考えております。

昨年４月の時点では、各防災無線機の製造メーカーでは、屋外スピーカーから音が出るまでの所要時間は約１０秒でしたが、この１０秒以内を基準として対応させていただいておったところですが、その後、機器の改良があり、性能が向上し、今回導入した機器では、おおよそ２秒となっており、飛躍的にタイムラグが短縮したと考えております。

したがいまして、現時点では、いち早く住民の皆様に知らせることのできる防災無線であると考えております。

また、タイムラグの解消につきましては、当分の間、現状にて御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　今後も、全ての住民の方へ、行政から一方的に流すのではなくて、住民が欲しい情報を住民側から取りに行ける環境をつくっていくことが重要だというふうに思っています。

そのためには、住民の声をよく聞き、住民目線で行政の情報伝達のあり方を常に考えていくことが重要だというふうに思っております。

次の質問に移ります。

全国に幅広く導入が進んでおりますシェイクアウト訓練の導入についてお伺いをいたします。

シェイクアウト訓練は、２００８年にアメリカで発案され、スタートした防災訓練で、２０１１年１０月２０日に行われた訓練には、過去最高となる９５０万人が参加いたしました。

シェイクアウト訓練の特徴は、さまざまな人たちが学校、オフィスビルなど、それぞれの場所にいながら同時に訓練ができることであります。

シェイクアウト訓練の参加者は、次のシンプルな安全行動の１、２、３をとります。まず１、姿勢を低くする、２、体と頭を守って、３、揺れがおさまるまでじっと待つ。このドロップ、カバー、ホールド・オンの三つの行動で、小さな子どもから大人まで誰でもできる基本的な安全行動訓練として知られています。何よりも防災意識は格段に上がるというメリットがあります。防災訓練にシェイクアウトの採用の考えについてお聞かせをください。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　シェイクアウト訓練につきましては、議員からもお話をいただきましたように、誰でもどこでも簡単に取り組める防災訓練の一つということでございます。

訓練を行うに当たりましては、事前に訓練の趣旨や内容などを参加する方々にお伝えをしていくことによって、より効果的な訓練につながっていくというようなこともございます。

昨日の情報でございますけれども、愛知県が９月１日の日曜日、正午から１分間、このシェイクアウト訓練を行うという情報が入ってまいりました。私ども幸田町といたしましても、こうした情報を町民の皆様方にお伝えをし、参加をいただくような啓発に努めてまいりたいと思います。

また、本町独自においても、新たな訓練の一つとして実施できるかどうか、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　前向きにということであります。

名古屋市や、単独では、蒲郡市も実施をしております。一斉に多くの人が参加できるという利点がありますが、実施をするには入念な研究と準備が必要かと思います。住民の命を守るという観点で、導入を前提に検討していただきたいというふうに思います。

次に、昨年、防災対策特別委員会の行政視察で、本町と災害時応援協定を取り交わした長野県箕輪町に伺いました。箕輪町の町長から、その歓迎の挨拶の中で、箕輪町が日本で４番目にセーフコミュニティ認証を取得しましたと町の紹介をされました。

セーフコミュニティとは、スウェーデンで始まったもので、安全な地域と表記できる一定の基準を満たした地域に対してＷＨＯが認証を行っているものです。

耳なれない言葉でありましたが、話を聞いているうちに、箕輪町の町長の安全・安心のまちづくりに対する情熱を感じ取ることができました。

本町と災害時応援協定を結んだ箕輪町のセーフコミュニティとは、どのようなものか。世界で広がりつつある中、日本の国内では１２の自治体が認証されています。愛知県内ではまだないようですが、町として研究されているところがあれば、お聞かせをください。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　セーフコミュニティにつきましては、事故、自殺、犯罪によるけがなどは、偶然の結果ではなくて、予防できるという考え方のもとにおいて、行政、警察、地域、家庭や学校などの全ての関係者が横断的に連携・協働をして、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めようとするものと理解をしております。

平成２０年に京都府亀岡市が国内で最初にセーフコミュニティの認証を受けたということ、それからお話にもありましたように、長野県箕輪町を初め、現在、１２の自治体が認証、または認証に向けての取り組みを開始しているというふうに考えております。

幸田町といたしましては、現在、ボランティア団体で構成をいたしますネットワーク会議への参加、あるいは地域安全ステーションを活用した警察、地域との連携に取り組んでいるところであります。

当面、認証につきましては、箕輪町のお話も聞きますと、経費的に幾分かかるということも含めまして、そうした状況も踏まえまして、今後の検討項目とさせていただきます。

災害時応援協定を結んだ箕輪町でありますので、これを優良事例といたしまして、幸田町としてできる取り組みについてさらに推進をしてまいりたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　セーフコミュニティの先進地でありますスウェーデンなどでは、この取り組みを進めて、外傷や事故が約３０％減少したということで、これに係っていた社会保障費が実際に減少したとの報告があります。

最後に、町長にお伺いをいたします。

本町には、地域安全ステーション、あるいは多くの地域防犯パトロール隊など、さまざまな安全につながる取り組みを行っております。箕輪町もチャレンジをして効果を上げられているセーフコミュニティ認証に向けた取り組み、これらのことについてどう考

えられておりますか。

また、他の市町で効果を上げているよい取り組みはどんどん取り入れていくべきだというふうに思います。これについても、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　長野県の箕輪町のセーフコミュニティの件につきましては、私も現地に行きまして、町長からお話を聞いております。趣旨につきましては、すばらしいことだなというふうに思っております。幸田町が以前に進めておりますＩＳＯと同じように、認証機関がありまして、行っているものでございます。

経費的な問題はさることながら、かなりかかりますけれども、その精神というものは、私ども幸田町も受け継いで、今後、災害時応援協定を結んだ町でございます。長いおつき合いの中で、さらに箕輪町の精神も私どもが受け取って、今後の対応に考えていきたいというふうに思っております。

私どもは私どもなりに、先ほど今、議員がおっしゃるように、防災、安全・安心につきましては、かなりいろんな面で手を出しておりまして、それを精査しながら、この箕輪町の考え方も精神として受け継いでいきたいと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　先ほどもありましたように、当然、費用の問題も出てくるかというふうに思います。そっくり取り入れることでなくても、それに準じて施策を一元化して、縦横のつながり、これをつなげていく取り組みを展開していくことが重要だというふうに思っております。

災害時応援協定を締結したそれぞれの市町の施策、それから住民同士の情報交換、民間レベルでの交流を重ねながら、お互いが安全で安心して暮らせるよりよいまちづくりにつながっていくことを望み、この項目の質問を終わります。

次の質問に移ります。

我が幸田町は、「健康の町こうた」を宣言し、「こうた健康の日」も制定されました。「健康こうた２１計画」は、ことしが最終年であります。広報の今月号にも紹介されていましたように、それぞれ子ども部会、働き盛り部会、熟年部会の三つのステージに分け、目標を掲げ、取り組まれているところであります。子どもから高齢者まで安心して健康増進のできるまちづくりのあり方について質問をしてまいります。

メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導推進事業が平成１９年から実施され、はや５年が経過いたしました。厚生労働省も、「１に運動　２に食事　しっかり禁煙　最後にクスリ」、このスローガンを上げております。このスローガンを徹底し、１番目の運動のやりやすい環境づくりこそが、自己の健康にも、医療サービスの堅持のためにも、必要なことだというふうに思います。

本町のアンケートでは、運動不足と感じている人の割合は７５．５％であります。目標の７０％以下には届いていませんが、どのような施策を展開されたのか、また生活習慣病患者とその予備軍を２５％減らすことが国の目標であったかというふうに思いますが、本町の現状についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　本町におきましては、平成１６年度に「健康こうた２１計画」を策定をし、１７年度から取り組みをさせていただいておるところでございます。先ほど議員おっしゃられたアンケートというのは、多分、その時点でのアンケートということで、運動不足を感じる方の割合というのは７５．５％ということで承知をしております。１９年に中間の年次で中間評価を行いまして、その時点で指標のさらなる目標値を立てながら、新たな運動計画も立てながら進めておるところでございます。

この計画に基づきまして、各ライフステージ、子ども、働き盛り、高齢者のそれぞれの方たちの目標設定をさせていただきながら、町民の方々が運動習慣をつけていただく、もしくは体力向上していただくための教室であるとか、塾、さらには大会、これらの大会を実施する。さらに、健康を推進するという観点で、健康づくりをしていただく団体を育成指導をしてきました。新たな団体もでき、その団体の方たちがさらに町民の方が集う場所での指導にも当たっていただいておるということで、町民の方たちには、その健康の意識づけというのはかなり浸透してきたんではないかなというふうに理解をしております。

広報やホームページにおきましても、当然、情報提供も行っております。

成果につきましては、先ほど申し上げました団体の方たちの町民の方たちの指導も含めまして、健康に関する意識というのはつながったと思っておりますが、本年度、先ほど議員おっしゃられましたように、最終年度でございます。今年度、最終評価を踏まえ、新たな計画を、今、策定中でございます。この計画の中におきまして、今後、さらに健康推進ができるように事業検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　「健康の町こうた」を宣言され、町の中には「健康は伸びる幸田の底力」と大きく掲げられております。

私は、平成１９年１２月議会の一般質問の中で、「健康の町こうた」のスローガンとともに、「こうた健康の日」を制定し、みんなで健康のありがたさや大切さを考える機会をと提案をいたしました。この提案の趣旨を理解していただき、「こうた健康の日」の制定が実現いたしました。以降５年が経過し、今日に至っております。「こうた健康の日」制定後の効果についてお伺いをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　済みません、先ほどちょっと１点、生活習慣病の関係でちょっと答弁の漏れがございましたので、若干ちょっと御説明をしたいと思いますが、本町におきましては、４０歳から７４歳までの方に特定健診を実施し、その中でメタボ対象者予備軍につきまして、特定保健指導等を行っております。

本町の実績では、平成２３年度で特定保健指導の対象者が３７８名、実際の終了者は７４名ということで、１９．６％ではありますけれども、愛知県下では１３位ということでありました。

ちなみに、平成２２年度での特定保健指導の対象者の方たちの改善率、これについて

は４２．３％ということで、愛知県下１位ということで、指導の強化があらわれた結果ではなかろうかなというふうに考えております。

それから、今御質問の「健康こうた２１計画」の効果の検証ということですが、もともと「健康こうた２１計画」につきましては、平成２１年の５月にその日を定めております。毎年１１月１日を健康の日ということで定めております。

これにつきましては、住民の方たちの意識を高めるということでありますが、現実的にその健康の日というのがどれほど住民の方が認識をしておられるか、その効果があるかというのは、実は不明でございます。

先ほど申し上げました、今年度、「健康こうた２１計画」の最終年度でございますので、その健康の日を制定した効果も含めまして、一度検証しながら、新たな計画づくりということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　制定記念行事といたしまして、５年前ですが、いろいろなイベントも行われました。しかし、年々、徐々に健康の日というのが薄れていっている印象もあります。

当時の町長は、先ほどありましたように、健康の日を制定するに当たり、住民の皆さんにわかりやすくするために、日にちを固定して１１月１日というふうに定めるとされましたが、日にちを固定化することは、当然、平日となることが多いため、なかなか定着しにくく、また広がりもないように感じております。

せっかく制定された「こうた健康の日」であります。そこで、さらに有効な日とするために、秋に開催される「町民大運動会の日」を「こうた健康の日」としたらどうでしょうか。そうすることで、運動会に参加した人も、できなかった人も、町民全体に周知しやすく、私が提案した目的でもあります、健康について話題にする機会がふえるかというふうに思います。この提案について考えをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　健康の日を１１月１日と定めました理由につきましては、先ほど議員おっしゃられましたとおり、わかりやすく覚えやすい、定着されるであろう、もしくは時期的にも健康に適した時期であろうということで制定をされております。それらの効果は、先ほど申し上げましたように、不明でございますけれども、健康の日をより効果の上がる日とするための方策として、運動会の日をということでございます。

運動会につきましては、当然、今、健康の日ということで、事業ということで進めさせていただいておるところでございますけれども、健康の日一日のみのものの制定というのは、なかなか実は浸透につきましては難しいというふうに思っております。愛知県も県の健康の日というのが実はありますけれども、県民の方たちがどれほど知って、どれほど浸透しているのかというのは、若干、わからないところであります。

例えば、健康の日を境にし、前後、例えば週間もしくは月間といったような、長期での取り組みの中でさまざまなそういった事業をするということも、これも一つの案ではなかろうかなと思いますので、先ほど言いました、今後計画してきます「健康こうた２１計画」、この中でのアンケート等も踏まえながら、さらに先ほど議員御提案の運動の

日をしてはということも踏まえて、一度検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　次に、子どもから大人、高齢者の健康づくりに直結する公園、グラウンドの整備状況について質問をします。

私も健康診断で「もっと運動しなさい」と指導を受けました。このため、時間をつくってウオーキングや運動をしているわけですが、なかなか続けてやることができません。楽しみながら近くの公園やグラウンドで手軽に体を動かせればというふうに考えております。

まず、町が管理する公園、グラウンドや広場の現状と遊具の種類と数、維持管理の方法、またその維持管理にかかる時間や、あるいは費用など、コスト的にはどの程度かかっているのか、お伺いいたします。また、けがの報告、あるいは不具合の件数等についてもお伺いをいたします。

所管ごとになると思いますので、要点のみ簡潔にお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　住民こども部に所管します広場、ちびっ子広場５１カ所、児童遊園６カ所、住民広場１２カ所でございます。遊具の数の関係でございますけれども、住民広場については、基本、遊具は設置しないということでございますので、ちびっ子広場と児童遊園の数を答弁させていただきます。

ブランコやシーソーなど動く遊具につきましては、９０基、それからジャングルジムやすべり台などの固定した遊具につきましては、１６０基ございます。

維持管理の関係でございますが、専門業者による点検を年２回実施しております。本年度から１回ふやして、年３回の予定をしてございます。

住民広場につきましても、年２回の点検を今年度予定をしてございます。前年度までは、この委託契約というのはしてございませんでした。

次に、維持管理のコストの関係でございますけれども、１回の点検でおおむね４日程度をかけて業者が点検をしてございます。その点検委託料につきましては、３０万４，５００円という２４年度の実績がございます。

それから、遊具の整備等に要した費用として約１５０万円、それから住民広場の整備等に要した費用として１３５万円を要してございます。

最後に、けがや不具合の関係でございますけれども、器具によりけがをしたという報告は受けてございません。遊具の不具合につきましては、平成２４年度の点検では、１８公園、３４基の不具合の報告を受けました。

この不具合につきましては、２４年度で既に対応してございます。

以上であります。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　環境経済部としましては、農村広場としまして、久保田と野場の２カ所がございます。なお、遊具等については、両施設とも設置しておりません。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　建設部長。
○建設部長（近藤　学君）　建設部の所管する都市公園につきましては、都市公園１８カ所と緑地を含む全体で３３施設がございますけれども、その中で遊具を有する施設は１８公園、遊具自体は７０基程度ございます。
　遊具の内容としましては、回転遊具が３２基、固定遊具が３０基と、そしてまた健康遊具が３基というふうな状況になっております。
　遊具の管理方法につきましては、職員による目視による点検を毎月行うこととしておりまして、また専門業者による定期点検が年４回、また非破壊検査を年２回という形で、年間３２万円ほどとなってございます。
　また、補修費につきましては、２４年度では８件ほどございまして、３０６万円程度となっております。
　最後に、平成１２年度以降の記録でございますけれども、遊具に伴う事故等は記録されておりません。
　以上です。
○議長（大嶽　弘君）　教育部長。
○教育部長（春日井輝彦君）　教育委員会が管理いたしますグラウンドは、坂崎運動場を初め遠望峰、大日蔭、深溝の４施設であります。その中で遊具といたしましては、深溝運動場に遊具が９基、内訳といたしましては、回転遊具が４基、固定遊具が１基、背伸ばしベンチ、そして腹筋ベンチなどの健康器具が４基であります。維持管理といたしましては、年３回の点検を２万２，０００円ほどでやっております。
　また、指定管理でありますハピネス・ヒル幸田につきましても、遊具が９基ございまして、文化振興協会が管理しておりまして、回転遊具４基、固定遊具５基、維持管理は年４回で６万円ほどでございます。
　また、グラウンド全体の維持管理につきましては、清掃等の委託と、また職員による目視点検、月１回をしまして、維持管理費用は５２０万円程度でございます。
　また、けが等、修繕による報告は、昨年度は特にございませんでした。
○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。
○８番（酒向弘康君）　時間がございませんので、答弁、簡素にまたお願いしたいというふうに思っています。
　ことしの４月、新聞やテレビのニュースで話題となった稲沢市の県営木曽川緑地公園で８歳の男の子が遊具から飛び出していたボルトで頭を打ち、頭蓋骨陥没骨折で全治１年のけがをしたことが明らかになりました。
　県は、指定管理者の業者が定期検査でボルトの露出を見落としたという報告でありました。国交省の調査では、遊具の設置経過年数は、設置後２０年以上経過しているものは、全体の４６．５％を占めているということであります。遊具の劣化による寿命は、木製で１０年、鉄製で１５年だということであります。町の直接管理である都市公園に設置してある遊具の設置後の状況について、簡単にお答えください。
○議長（大嶽　弘君）　建設部長。
○建設部長（近藤　学君）　都市公園としましては、最長３５年を有する、あの里公園を初

め２０年以上経過した公園というのが１０カ所、その中に３７基の遊具がございます。そういった面では、７０基のうち３７基、５８％が２０年以上経過しているといったような状況でございます。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　やっぱり半数以上ということだということであります。

報道の中で関係者から、行政だけでは行き届いた管理は限界で、コストが幾らあっても足りないというコメントをしておりました。遊具の不具合をすぐに発見し、通報・対応ができる張り紙やシールなどで異常通報の協力を表示し、連絡先を明記する。そして、住民の方々からの協力をもらい、素早く対応することで事故を未然に防ぐ対策が多くの自治体で行われております。本町でも早急に実施をすべきと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　建設部長。

○建設部長（近藤　学君）　都市公園における遊具の安全確保に関する指針というのが国交省から出ておりまして、これによりますと、このような日常点検とか定期点検のみならず、地域住民からの連絡で異常の有無を把握するということが進められておりまして、利用者や周辺住民から通報できるよう、遊具には連絡先表示とか、製品番号とともにシール表示を随時進めている状況でございます。都市公園としましては、主な公園単位で表示看板という形で随時設置していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　ちびっ子広場・児童遊園につきましては、現在、地元の区長様にその役割を担っていただいているところであります。遊具の不具合に対する個々の印象・評価等、まちまちでございますけれども、過剰な反応等、各区の区長様に御迷惑をかけることも懸念されるところでありますけれども、緊急連絡先を区長宅等とした表示板設置について検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　この４月に名古屋市でも女の子２人が遊具の不具合でけがをした際、県は半年に１回、業者は月１回、市は毎日目視チェックをしていたということにもかかわらず、見逃したということであります。

このように、目視だけでは、内部の劣化や金属疲労の見落としは十分考えられます。事故のたびに、行政の管理責任の話が当然出てまいります。

過日、町民会館で発生したエスカレーターの事故もそうですが、公共施設での事故はマスコミで大きく報道がされます。

遊具での事故は、国家賠償法の第２条で、瑕疵があったとき、国・公共団体が賠償責任を負うということになっています。維持管理のコストは、税金が投入されます。そして、けがをしたときの賠償責任は町であり、賠償費用も税金だということであります。

少子高齢化を反映してか、これまでの公園の遊具と言えば、ブランコやすべり台などの子ども向けのものが中心でありましたが、最近は、高齢者向けの健康遊具を設置する公園がふえ始めております。高齢者の朝夕の散歩の後、あるいはラジオ体操等の後に、

これを利用する方もふえておるということであります。子どもとお母さんの公園デビューは、今や高齢者も元気に公園デビューする時代になったと言えます。

そして、全国の公園でユニバーサルの健康遊具の導入が各自治体の創意工夫で着々と進んでおります。これは、子ども用の遊具とは違いまして、健康増進が目的で、筋力やバランスを鍛え、体力の衰えを補い、体への負担も少ない利点があります。

公園は、２４時間誰でも無料で使え、介護予防に最適ということで、ユニバーサルの健康遊具は全国で設置が拡大中であります。

国交省の都市公園の調査では、年々ブランコやシーソーなどが減少し、一方、ユニバーサルの健康遊具の設置は３２．９％と、遊具の中ではトップだということであります。背伸ばしベンチ、腹筋ベンチやバランス器具、足つぼ歩道など、ユニバーサルの健康遊具はイニシャルコストが比較的安く、寿命も長く、維持費も低コストで、すぐメリットがあります。

現在、町内の公園及びグラウンドには、こういったユニバーサルの健康遊具はどの程度設置されているか、都市公園についてお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　建設部長。

○建設部長（近藤　学君）　都市公園の遊具につきましては、地域の実情を勘案しながら、また幼児用、健康用とか、遊具のバランスを保ちながら適正に配置をしていきたいと考えている状況でございます。

特に質問のございました、幸田町都市公園の中で、幸田中央公園で健康遊具が、腹筋ベンチが１基、また背伸ばしベンチが１基、また坂崎にあります「幸多の杜」公園には、背伸ばしベンチが１基ございます。合計３基ということになります。これらは、比較的大きな公園の広場に設置しておりまして、ある程度の利用がされているというふうに理解しております。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　深溝グラウンドにはベンチがありますが、利用者からは、この背伸ばしベンチ、とても気持ちがいいということで、ここに来ると必ずやっていますよと、大変好評であります。

このように、体力づくりに有効なユニバーサルの健康遊具に切りかえていき、けがの発生のリスクを少なくしていくことが行政の今後進めるべき施策ではないかというふうに思います。高齢者人口がますますふえていく中で、このようなユニバーサル遊具を広く町内に設置されることを希望するものであります。今後の設置の考え方についてお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　建設部長。

○建設部長（近藤　学君）　建設部としましては、今年度策定しております公園の長寿命化計画、その中で想定される遊具の更新時期、こういった面も配慮しながら、地域住民の意見を聞きながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　今、健康志向を反映して、ウオーキングやジョギングをやられる住

民の方を町なかでよく見かけます。健康づくりには、どちらもよく似た効果が期待ができるわけですが、ジョギングのほうがウオーキングよりも消費カロリーが２．５倍高いということで、ジョギングを取り入れる方も多いということであります。

また、市民ランナーの増加に伴い、マラソンのフルマラソンのブームになって来ております。オリンピックの種目でもあるため、４２．１９５キロメートルにこだわりを持つ人も多く、マラソンを完走、あるいは３時間を切るタイムでサブスリー、４時間を切るサブフォーといった自己の目標タイムを目指す人も多くなってまいりました。

そして、ことしは蒲郡の競艇場をスタート・ゴールとする第１回蒲郡ナイトマラソンが計画もされております。ただ、ジョギングは一般の道路を車と一緒になって走るわけでありますので、愛好家にとって交通事故は大きな悩みでもあります。

そこで、提案をいたします。それぞれ自分のペースで手軽に安全にフルマラソンに挑戦できる１００分の１フルマラソンコースの設置を提案いたします。

今、町内にあるグラウンドに外周４２．１９５キロメートルの１００分の１に当たる４２１．９５メートルのラインを引き設定するだけで、できます。コストはほとんどかかりません。コースの表示と１周何秒で走ると、フルマラソンに換算すると何時間何分何秒といったような掲示板などがあればでき上がり、グラウンドの有効活用もできます。

これができれば、１００周回ればフルマラソンになるわけですが、５０周でハーフマラソン、１０周を１０日続ければフルマラソン完走ということになり、利用方法はさまざまであります。

知り合いのジョギング愛好家にこの案について聞いたところ、そんなおもしろいところができれば、すぐにでも利用したいという返事が返ってまいりました。

私は先日、ウオーキングメジャーという土木工事、あるいは設計者が使う、タイヤのついた距離をはかる計測器でグラウンドをころころと歩きながら測定をいたしました。

中央公園の外周園路は、今、表示があるように、５３６メートルであります。この中の側溝の五、六メートル内側で４２１．９５メートルがとれます。また、深溝運動公園でもはかりましたが、設置が可能であります。

他の競技中は、安全面、使用料金などの問題も出てくるかと思いますが、きっちりとしたルールづくりで解消ができるというふうに思っております。

これらのことを踏まえ、本町のグラウンドに安全な日本初と思われる幸田町公認の１００分の１フルマラソンコースの設置を提案いたします。町の考えをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　建設部長。

○建設部長（近藤　学君）　今、議員の提案されたフルマラソン、路上でなく安全にマラソンができるという面では、公園利用を促進する面でも、また安全に公園を利用するという面でも有効と考えております。

建設部の所管する中央公園のグラウンド外周は、４００メートルトラック、今、言われたとおり、側溝の外周ですと４４８．９メートルとなってございますけれども、その内側、約３．７メートルとなりますけれども、小回りすれば４３１．９５メートルということになるわけで、提案の１００分の１フルマラソンコース設定ができるわけですけれども、ただ公認の専用コースということでは表示は難しいものでございますので、まず

は看板、表示板を設置するということを検討していきたいと考えております。

なお、サッカー利用だとか、いろんな面で予約利用者がございますので、そういった面での注意喚起をした上で利用を考えていくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、看板表示のみでは、現地、わかりにくいということもあるかと思いますので、ラインマーク、ある程度のポイントを数カ所設けるということも検討はしていきたいと考えております。

なお、深溝運動公園につきましては、なかなか難しい面があると思いますので、まずは中央公園で検討したいということでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　８番、酒向君。

○８番（酒向弘康君）　中央公園で、まずは検討していきたいということであります。現状あるグラウンドを有効活用し、コストがかからず手軽で住民に喜んでもらえる、そんな少し夢のあること、ぜひ実現をされることを強く希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（大嶽　弘君）　これで、８番、酒向弘康君の質問は終わりました。

ここで、１０分間休憩といたします。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時１７分

○議長（大嶽　弘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、３番、志賀恒男君の質問を許します。

３番、志賀恒男君。

○３番（志賀恒男君）　議長のお許しを得ましたので、通告の順に従いまして質問をしてまいります。

最初の質問は、県の企業立地方針、企業誘致の整合性についてであります。

私は、平成２４年６月の定例会で、企業誘致活動について一般質問を行いました。そのときは、町内目線で質問をいたしましたが、今回は愛知県の産業立地通商課の企業誘致活動との整合性はとれているのかという観点で質問をしてまいりたいと思います。

県産業立地通商課の公表資料によりますと、愛知県が紹介をしております産業用地情報には４種類あります。順に質問をしていきます。

１番目が、分譲中または造成中の工業団地というものが紹介をされております。

これは、公的機関が分譲中の用地として、県内２１カ所の工業団地を紹介をしております。２１カ所のうち１４カ所は、愛知県企業庁が開発し、所有しております。具体的には、中部臨空都市空港島や空港対岸部を初めとして岡崎市２カ所、西尾市１カ所、新城市１カ所、豊橋市２カ所、御津１カ所、田原市３カ所の合計１４カ所であります。県の企業庁が所有し分譲しているわけでございますので、基本的には、市町の負担はないわけであります。他県の企業が愛知県内の企業用地を探すときには、最初に県が紹介をしている企業向けの工業団地を探しに行くと思います。

残念ながら、県が直接分譲している用地の中に、幸田町は一つも含まれておりません。これから新たに企業誘致を始めようとするときに、幸田町における現在の状況に対する

反省からスタートしなければいけないというふうに思います。なぜ、幸田町には、県企業庁との連携で出おくれてしまったのか、まずはその理由から答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　今現在、掲載はされておりませんが、今後も県企業庁とは情報交換を行いながら、町内での工業団地造成について要望をしていきたいと考えております。企業立地専属の課として、さらに愛知県企業庁と連携を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　企業庁との連携を深めて、働きかけをしていくということでありますが、まだ企業庁との連携という意味では、企業立地課ができて１年でございますので、これからの努力に期待をしたいというふうに思います。

２番目が、民間企業が分譲中の用地というものが紹介をされております。

具体例として、小牧市テクノジャンクション工業団地というところを２社の民間会社が分譲中であります。もう１カ所が、春日井市にある土地を民間会社が分譲中でございます。町内に民間が用地開発を行い分譲を行うということの可能性というものについて、あるのか、どうすればそういうことが可能なのか、お尋ねいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　町内での民間による工業団地開発の実績としましては、須美工業団地、須美南山工業団地がございます。

今後も、民間からの相談に応じていくとともに、民間へのプロモーションにも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　須美の地区において実績がありますということであります。何でもかんでも町でやるのではなく、民間の力を利用して、民間にもやらせるという部分がもっともっとあってもよいのではないかというふうに思いますので、そういった企業誘致に関しましては、町が何でもやるわけではなくて、民間にもやらせるというのも、活動の柱の一つに据えていただきたいというふうに思います。

３番目は、その他工場適地というものがあります。

主な土地所有者は個人であり、造成、整地が必要となるが、農地転用の事前審査が不要となるなどの規制緩和措置がとられておるというふうに紹介をされております。具体的に、江南市、瀬戸市、美浜町、西尾市に各１カ所、岡崎市に２カ所ありますというふうに紹介をされております。

御承知のように、工業用地を開発する場合の最大の課題は、農地転用許可を得ることであります。場合によっては、長期の期間かかりますというようなことで、このような事前審査が不要となる規制緩和措置、こういったものはどのようにして可能になるのか、また幸田町においても可能になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　工場適地とは、経済産業省が工業立地法に基づき工場適地調査

を実施し、工業立地にふさわしい土地として工業立地調査簿に記載をした工場用地を言います。

この地域におきましては、中部経済産業局が尾張と三河に分けて２年ごとに調査を実施をしております。細かな選定基準に基づく審査を行う中で、東海農政局との事前協議を行っております。このことによって、農地転用の事前審査が不要となっております。

なお、幸田町から県を経て中部経済産業局へ案件を上げる前段階において、町、農業委員会等との調整は必要となっております。

選定基準を満たす工場適地があれば、本町においても可能であるというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　中部経済産業局への申請ということで、２年ごとに調査があるというふうな答弁でございましたけれども、まずこのような候補地として、町としてはどのような対応なり、あるいは姿勢で向かうのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　どのような姿勢でということでございますけれども、細かい基準が示されております。その中で、その基準を適合するような形でのものは、非常に幸田町においては難しいというような状態になっております。それぞれその基準を照らし合わせていきますと、現時点で、幸田町ではなかなかその選定基準に合うような土地はないというふうに感じておりますので、なかなか難しい状態であるというふうに思っております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　その他工場適地というものに対しましては、幸田町の場合にはなかなか難しい条件に当てはまることがないということでございますので、これは余り深追いをしてもしょうがないだろうなということで、４番目の土地についてお尋ねします。

４番目は、造成計画・開発計画についてという土地が紹介をされております。

西尾市に３カ所、新城市に１カ所、岡崎市１カ所、蒲郡市１カ所、犬山市１カ所の土地の造成計画・開発計画というものが紹介をされております。

この中で、蒲郡市の１カ所は、柏原町の２３号バイパス、蒲郡西インターチェンジ至近というふうに紹介をされております。

御承知のように、蒲郡市地内では、まだ２３号バイパスは開通をしておりません。開通をしていないにもかかわらず、蒲郡西インターチェンジの付近の５ヘクタールの土地が県の企業立地通商課の企業用地情報として紹介をされております。

幸田町については、造成計画・開発計画は何も紹介をされておりません。県から承認をされた造成計画・開発計画ができ上がるのはいつを目標にしているのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　先ほどの選定基準の中で、もう少し詳細な内容を御答弁させていただきます。

項目としては、選定基準としては１０項目ほどあるわけですけれども、その中で都市

計画との関連で、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定がされた都市計画区域内の市町村というのが前提になっております。また、その面積が３万平米というようになっております。市街化調整区域内においては、原則選定しないというような選定基準がありますので、先ほど答弁させていただいたような形で、幸田町にはなかなかそのような土地がないということでございます。

続きまして、開発計画ができ上がるのはいつを目標にということでございますけれども、現時点では構想段階でありますし、計画として成熟していないために、造成計画・開発計画として県のホームページ等で公開できる段階ではないというふうに判断をしております。

今後、工業用地を位置づけていく中で、地権者との調整を図っていく等、計画を具体化していきたいというふうには考えてはおります。

現時点で期限を明確にお答えをすることはできない状態でございます。どうも申しわけございません。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　なかなか造成計画・開発計画というのは、県の承認が要ると言うことで、具体的には難しいということでございましたけれども、幸田町の第５次総合計画、これには、拡大工業地区というものが幸田町内各地に点在をされております。

第５次総合計画は、言ってみれば１０年近く前に策定をされて、実施に移されてきたものでございます。このようなものに対して、今までの進捗がまだ第５次総合計画の中では具体化されていないということにもつながるというふうに思いますが、今後、やはり物事を進めるに当たっては、計画性を持って目標を定めて進めていくということが大事だというふうに思いますが、まずはその決意といいますか、方針めいたあらあらの計画すらなしで成り行き任せでやるというのは、余りにも行政としては若干問題があるんじゃないかというふうに思いますが、再度、お聞きをしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　今後の町の計画はということでございますけれども、せんだって企業立地マスタープランの関係の中間報告書のほうを作成をさせていただきました。各企業等にアンケートをとらせていただいて、その結果に基づきまして、今後、今年度でございますけれども、企業立地マスタープランを策定していきたいというふうに考えております。

第２回、第３回と策定委員会を設けまして、企業立地のビジョンの検討、産業用地のモデルプランの検討、推進方策の検討、あとパブリックコメントの実施、計画書の取りまとめというような形で実施していきたいと思いますので、それに基づいて企業立地のほう、誘致のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　企業立地マスタープランで進めていきますということの回答でございました。

一方、愛知県の企業立地促進法に基づく基本計画というものがあります。県内四つの集積地域を設定をし、各集積区域ごとに集積業種というものが指定をされております。

この中で幸田町が含まれております西三河地域は、輸送機械関連、機械金属関連、農商工連携関連というふうになっております。そして、その重点促進区域として、岡崎市２カ所、刈谷市１カ所、西尾市６カ所の計９カ所が指定をされております。

残念ながら、また幸田町は蚊帳の外の感がありますが、この現状について町の認識と、なぜ幸田町は重点促進地域に指定をされていなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　まず、こちらのほうに掲載をなぜ指定されていないかということでございますけれども、その理由でございますけれども、計画当時、幸田町において、当時でございますけれども、あいている工業団地がなかったということでございます。

これに伴いまして、平成２５年の４月１日に県から工業立地法の事務移譲を受けております。緑地面積等について、町独自に準則を定めることができるようになりましたので、現在では、重点促進区域に指定をしなくても、そちらのほうで実施をすることができる状態にはなっております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　一部事務が移譲されたということでありますが、本質的な内容にはなっていないかというふうな気がいたします。

また、この地域は自動車産業で栄えてきた地域でもあります。次世代自動車というものは、県の中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョンというものが策定をされておりまして、西三河だけでなく、集積化と同時に、岐阜県、三重県、福井県などを含めた広域化も目指しておるというふうに、県のビジョンでは示されております。幸田町にとっては不利な状況とさえ言えるのではないかというふうに危惧をしております。次世代自動車に頼ってよいのかどうか、若干心配な面があります。幸田町の考えについてお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　今後も振興局を中心に、既存の内燃機関、自動車の需要は続くんではないかと予想されております。

持続可能な社会形成において、電気自動車、プラグインハイブリッド及び燃料電池のほか、新素材を含めた次世代自動車産業は大きな成長が期待できるんではないかというふうに考えております。新技術への対応は必要不可欠というふうに幸田町のほうも考えておるという内容でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　次世代自動車ということで、幸田町内の企業が仕事が外に奪われてしまうということのないように、むしろ引っ張ってくることを積極的に考えることによって、町内にいる企業も外へ出ていかない、あるいは残るように企業努力をするということが大事だと思います。幸田町としても、きちっとした企業へのバックアップといった施策が必要かというふうに思います。

また、県のビジョンによりますと、西三河区域は医療機器や福祉用具、医療介護ロボットの開発に取り組んでいる企業も集積をしておるというふうに書かれております。幸

田町にとって、この可能性はどのように考えてみえるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　中部経済産業局では、「中部地域八ヶ岳構造創出戦略」というものを銘打って進めております。「中部地域八ヶ岳構造創出戦略」ということで、５本の柱を挙げております。航空機関連ビジネス、次世代自動車関連ビジネス、グリーン・アンド・グリーン・ビジネス、次世代住宅関連産業、それとあとヘルスケア産業ということであります。

　このヘルスケア産業については、成長戦略として位置づけておりますし、本町としても創薬、医療機器、介護機器並びに機能性食品等、産業創出の一つとしてヘルスケアの産業への可能性は感じております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　本町にも医療機器等の分野で可能性があるということでございますので、きちっとした具体的な支援を今後検討されることをお願いをしていきたいと思います。

　また、５月２日の日本経済新聞の記事によりますと、愛知県は、２０１３年度から５年間の産業振興や企業誘致の基本方針、「愛知・名古屋産業立地推進プラン」というものをまとめました。

　その計画によりますと、２０１５年度の３年間で、県全体で３６０ヘクタールの用地需要があると試算をしておりますと。県は、２０１５年度までに１３０ヘクタールを開発をすると。造成する土地の場所や買収額については、今後検討するというふうにあります。

　この記事の内容が正しければ、短期間で県のお金で企業誘致のための用地が幸田町内で開発できる可能性があるということであります。町は、県の産業立地通商課に町職員１人を派遣をしております。成果、あるいは成果の得られる見通しはどうなっているのか、今後、県との整合性はどのようにとっていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　前年度と今年度、愛知県産業立地通商課へ実務研修生として職員を１名それぞれ派遣をしております。派遣職員とは随時連絡をとり合うほか、職員が帰庁した際は、諸施策について情報交換を行うとともに、愛知県が推進をしておりますプロモーション活動や企業訪問へのノウハウを学んでおります。

　愛知・名古屋産業立地推進プランで示されている用地の確保については、幸田町も含めていただけるように、愛知県の企業庁には要望をしておりますし、していきたいというふうに思っております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　ぜひとも、愛知県企業庁との連携をうまくとって進めていっていただきたいというふうに思います。

　また、「企業立地フェア２０１３」というものが東京ビッグサイトで５月１５日から１７日の３日間開催をされました。幸田町からも、展示ブースを設け、ＰＲ活動を行い

ました。その手応え、反応はどうであったか、お尋ねをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　「企業立地フェア２０１３」、東京ビッグサイトの関係でございますけれども、今回、初めて出展をしました。実際としては、愛知県では、田原市を初め全国で１８団体が出展をしております。

企業立地フェアの３日間の来場者数は、約１万３，５００人でございます。企業立地課の職員２名が常駐をしまして、プロモーション活動及び情報交換を実施をしております。

幸田町ブースへの訪問者であります。名刺交換をした人は１５８人でありました。私も５月１７日の金曜日ですけれども、一日ブースのほうで活動を実施しております。

名刺交換それぞれやったわけですけれども、企業等への幸田町の企業立地に関する取り組み等を紹介でき、有意義であったというふうに思いますし、出展をしておる自治体とも意見交換ができたというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　企業誘致、またそれが新産業というふうになれば、県内だけでなく、県外の企業との接触を頻繁に行う必要があるというふうに思いますが、企業誘致に関しては、例えばつくば市では、サテライトオフィスを東京の秋葉原に開設をしておるくらいであります。

そこで気になるのが、企業立地課の旅費に関する予算についてであります。企業立地課の旅費は総務管理費の企画費の中の旅費７４万３，０００円の内数だと思いますが、具体的に幾らなのか、金額でお答え願いたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　旅費の金額でございますけれども、企業立地推進事業とものづくり育成事業の合計で、平成２５年度当初予算で５６万円でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　年間５６万円ということでございますけれども、企業誘致をしようというときには、電話連絡や、あるいは庁舎のデスクに座っていては、企業は幸田町には目を向けてくれないと思います。町職員がみずから企業に出かけていく、そういう必要があると思います。

企業誘致をしようというときに、私は５６万円では、年間の旅費として若干少ないんではないかというふうに思いますが、どのように考えておりますでしょうか、４月・５月の実績を踏まえてお答え願いたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　企画部長。

○企画部長（大竹広行君）　少ないんではないかということでございますけれども、企業立地課としてできて２年目でございます。２５年度予算については、ほぼ前年度と同じ予算ベースで計上をさせていただいております。経費節減の中で、より効率的かつ効果的な出張を心がけていきたいというふうには考えておりますけれども、ただ県内外で積極的なプロモーション活動を実施するには、やはり議員言われるように、ちょっと少ない状態かなというふうに考えております。

課ができて、先ほど言いましたように、１年が経過しましたけれども、企業立地は非常に大きな仕事でありますので、成果が出るまでには時間を要します。ただ、早く成果が出るように一生懸命頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　新しい仕事を進めていく上で成果を出すためには、足かせとなるようなものはできるだけ省く必要があるというふうに思います。その一つが旅費ではないかという感じがいたしますので、ぜひとも企業立地課の活動が円滑にいくように配慮をお願いをしたいというふうな気もいたしております。

次の質問に移ります。

道の駅筆柿の里の今後の拡張計画について質問をしてまいります。

町のホームページ及び幸田町観光協会のホームページがことし３月末にリニューアルをされました。大変明るくて爽やかなイメージで、使いやすくなったというふうに思います。そして、道の駅筆柿の里・幸田がトップページの右下の目立つところにリンクを張っていただき、大変よい仕事をされたというふうに思っております。

町内外の人が町のホームページから、この道の駅筆柿の里のホームページにアクセスし、より多くの人たちが買い物に行ってくださることを期待をするところでございますが、道の駅は全国に現在１，００４カ所に設置をされております。平成５年に１０３駅が登録されて以降、毎年、順調にふえ続け、平成２５年４月現在で１，００４駅になりました。

その一方で、昨年３月３１日に京都府で道の駅が一つ閉鎖になりました。また、ことしの３月の末に兵庫県で新たに道の駅が閉鎖をされましたということで、道の駅も淘汰される時代になってきたと、こういうふうに言えるかと思います。転ばぬ先のつえとして、幸田町の筆柿の里・幸田の事業について、現状と今後の展望について質問をしてまいります。

町が指定管理者として業務委託をしております合同会社筆柿の里・幸田の平成２４年度の事業報告が４月の総会で行われました。売り上げが計画を下回りまして、平成２３年度実績は、売り上げ３億７，７００万円でありましたけれども、平成２４年度は３億６，４００万円ということで、１，３００万円の売り上げ減少となりました。初めての売り上げダウンであります。この原因について、なぜ前年を下回ったのか、要因についてお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　道の駅の販売額が減少した要因でございますけれども、議員の言われるように、平成２１年のオープン以来、初めて前年を下回り、１，３００万円、３．５％の減となったわけでございます。

原因でございますけれども、現在の交通量にいたしましては、当初の見込みに近く、減少はしておりませんし、また１人当たりの購入額につきましても、９００円余で、大きな変化はございません。

ただし、購入者の人数が、平成２４年度は３３万６，５００人ほどということで、前年に比べ２万６，０００人ほど、７．２％の減少をしております。これが大きな販売額の

減少の原因であろうかと考えられます。

そして、その要因でございますけれども、まずオープンしてから４年を経過し、目新しさがなくなってきたということ、あと来店者の状況も落ちつき、産直施設としての安定期に入ってきたのではないかと考えます。

また、経営面でございますけれども、イベントに斬新さや開催数の不足、商品の品ぞろえのマンネリ化等も見られてきたんではないかと。また、次に一般的な問題としましては、景気の低迷による来客数や購買者数の減少も考えられます。

幸田町の果樹にしましては、果樹が生産の大きなウエートを占めております。また、販売の大きなウエートを占めております。季節によって果樹の品種の品ぞろえがどうしてもない時期ができてしまうという弱点があります。そのような点が要因と考えるものでございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　来場する人数が減ったということは、大変なことだというふうな認識をするべきだというふうに思いました。直ちに売り上げをふやす方策をいろいろ打たないといかんのではないかということで、質問を続けてまいります。

売り上げをふやす方策として、どうしても避けて通れないのが、駐車場の台数の問題であります。現在、道の駅に訪れてみますと、平日の昼どきでも駐車スペースが、普通車・大型車とも満車の状態であります。

特に、大型車などは、大型車駐車スペースの枠の外に３台とか４台とかが常時駐車している状態でございます。

じゃあ、この駐車場の台数が適正かということで、近隣のにしお岡ノ山の駐車場の台数を調べてみました。にしお岡ノ山は、一般車の駐車台数が６６台であります。大型車の駐車台数は３４台。一方、筆柿の里・幸田の駐車場は、一般車が３８台であります。６６台に対して３８台ということで、２８台分、４割も少ないわけであります。私は、もっと多くの人が来ていただくためには、駐車場の台数をもっとふやさないといかんのではないかというふうに思います。

もちろん、トイレとか情報提供施設、駐車場というのは、国土交通省の施設ということは承知をしております。しかしながら、道の駅筆柿の里・幸田の東側、蒲郡側は、埋め立てをすれば拡張の余地があると思います。２３号線バイパスは、将来、４車線化する計画であります。当然、大型トラックの交通量がふえるというふうに考えられます。一般車の駐車可能台数、大型車の駐車場可能台数をもっとふやすように国に申し入れをするべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　一般車両の駐車台数の件でございますけれども、こちらの全体の駐車台数につきましては、交通量から算出して、国土交通省が設置しております。

なお、にしお岡ノ山の２８台多いということでございますけれども、国交省がつくりました道の駅の駐車台数は、岡ノ山、筆柿の里、同じでございます。ただ、２８台分につきましては、西尾市が単独でつくられたものということでございます。

それから、今後でございますけれども、現在の交通量でございますけれども、計画交

通量に近い交通量が走っているということでございますけれども、駐車場につきましては、満車の状態であるということから、その状況を国土交通省に理解していただくことから始めていきたいと思っております。

また、大型トラックの関係が駐車場の枠を出ているということでございますけれども、こちらにつきましても、当然、今後、芦谷インター以東ですか、蒲郡のほうに開通しますと、交通量が著しく増大することも考えられます。普通車・大型車合わせ、必要台数につきましては、駐車場拡充の協議を今後国交省とする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　現状を踏まえて、ぜひとも国土交通省に働きかけを積極的に行っていただきたいというふうに思います。

次に、昨年１２月に岡崎市に道の駅藤川宿が開駅をいたしました。藤川宿には、電気自動車用急速充電スタンドが１台設置をされております。全国的には、１，００４カ所の道の駅があるわけですが、まだ６３の道の駅しか充電スタンドは設置されておりません。充電するのに３０分から１時間かかりますので、この間に食事や買い物をしていただくということは、大変有益なことだと思います。設置費用とか場所の確保が必要になりますが、幸田のイメージアップにもつながりますので、ぜひ急速充電スタンドの設置を検討願いたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　電気自動車の電気充電スタンドの設置でございますけれども、これにつきましては、現在、国の次世代自動車充電インフラ整備促進事業及び県の新あいち創造研究開発補助金により、道の駅に普通充電器１台を設置できるよう、関係機関と調整中でございます。

この事業は、利用実績等を実証するものでございまして、関係機関の調整が整えば、今後、補正で予算措置をお願いすることになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　次世代自動車の産業の育成のためにも、ぜひとも実現をしていただきたいというふうに思います。

次に、集客のふやす方策として、道の駅への集客を恒常的にイベントを行うというのが手としてあると思います。筆柿グルメコンテストというのがよい例だと思います。昨年度売り上げが減ったことに対して、もっと人を集める努力を町もすべきではないかというふうに思います。例えば、町主催のイベントを道の駅で行うことによって、町内外の各地から人が訪れるようなことを企画すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　町主催のイベントの開催でございますけれども、集客を図るためには、イベントの開催は有効と考えております。

ただし、道の駅の管理運営につきましては、道の駅筆柿の里・幸田に委託しています

以上、イベントの開催を含め、指定管理会社に委ねるものと考えております。ですから、町主催のイベントについて、道の駅で行うことは考えておりません。

しかし、イベント回数の増加や内容の刷新等につきましては、委託者である町として指摘はしていきたいと考えております。

また、防災協定締結の市町村との交流を図るなど、企画の依頼、情報提供等も適時して、道の駅にお客さんが集まるようにしていきたいとは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　イベントの回数をふやすということは、集客をふやす上では大変重要だと思います。町単独で難しければ、共催なり、あるいはイベントの企画を指示をするという点もあると思いますので、積極的に動いていただきたいというふうに思います。

次に、国土交通省の道の駅の設置基準といいますか、配置条件と配置計画というものが示されております。これによりますと、道の駅の配置に関しては、設定間隔が１０キロから２０キロを目安として、最大でも２５キロ程度というふうにされております。筆柿の里・幸田にとって心配なのは、近隣に新たに道の駅が設置されることであります。いわゆる、競争相手が近くにできることであります。

２３号バイパスの芦谷インターチェンジと蒲郡インターチェンジ間が開通予定というふうに、本年度末には聞いております。近い将来、蒲郡インターチェンジ付近に新たに道の駅ができるのではないかという危惧がありますが、町としてどのように予想しておるのか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　近隣の道の駅の設置計画状況でございますけれども、こちらにつきましては、蒲郡市のほうに確認しましたところ、道の駅設置については今のところ動きはありませんということでございます。ただし、蒲郡インター付近でございますけれども、道の駅ではございませんけれども、蒲郡オレンジパークやえびせん屋ですかね、そちらがございますので、こちらにつきましては、開通すれば、一つの競争相手になるかとは考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　民間が道の駅を設置を認めてくれということは、設置基準にも書かれておりますので、それを妨げるということはできないと思いますが、道の駅は１０キロ以上２０キロを目安ということでございますので、筆柿の里・幸田と蒲郡インターチェンジ間は直線距離で約８．５キロでありますので、多分、設置の条件からは外れておるというふうに思っておりますので、今の答弁を聞いて安心をいたしました。

筆柿の里・幸田も、本年度末をもって満５年を迎えます。指定管理者制度の中での合同会社筆柿の里・幸田に管理運営を委託しておるわけでございます。施設の充実という面で、会議室がないとか、あるいは従業員の更衣室がないといったようなことで苦労を現場がしているという話を直接聞いております。

本来でしたら、建物設計の設計段階から追い込んでおくべき施設だったという気がし

ますが、どのように考えておりますでしょうか、御回答をお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　会議室・更衣室等の施設の充実の考えでございますけれども、地域振興施設につきましては、会議室・更衣室につきましては、事務室と併用ということで、当初、建設しております。４年間の運営の中で十分でないことが判明し、指定管理者から拡張の要望が出されております。

町としましては、施設の充実について緊急な課題と考えております。しかし、現在は指定管理者の第１期の期間中でございます。増改築につきましては、指定管理者の更新後に具体化したいと考えております。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　今、緊急な課題とは認識しておるが、指定管理者の更新時期に入っておるということで、それ以降考えたいということでございますが、ここで気になりますのが、来年４月以降の委託先として、どう町として考えているのか、お聞きをいたします。継続をするのか、あるいは新規に委託先を探すのかについてお聞きします。

現在、委託を受けております合同会社にとりましては、出資者のみならず、働いている人、農産物を出品している地元の人たちにとっても、継続か否かは死活問題であります。どのように考えているのか、お伺いをします。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　第２期でございますけれども、指定管理者の委託の更新の方法でございますけれども、地域振興施設につきましては、単に物品の販売所ではございません。地域の活性化、農業振興の拠点としての目的を持った施設として整備させていただいております。

現在行っております指定管理者の合同会社筆柿の里・幸田につきましては、地域産業の活性化と活力ある地域づくりを担う施設にすることを目的に、主に地元の桐山区・須美区の住民の方々が中心となって発足し、現在、施設管理を行っております。

道の駅筆柿の里・幸田の指定管理者契約期間につきましては、平成２６年３月３１日となっており、指定管理者の更新につきましては、今後、事務を進めてまいるわけでございますけれども、更新の基準としまして、４年間の実績を検証しつつ、地域の活性化を図るための運営組織であることを重点に置いて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君）　合同会社筆柿の里・幸田は、昨年度、売り上げが減少したというふうになっておりますけれども、利益は約１，０００万円継続して出しております。売り上げが減っても利益はきちっと出しておるということで、効率的な経営がなされておるというふうに私は思っておりますが、最後にお聞きします。町長としてのお考えについてお伺いをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　筆柿の里につきましては、平成２６年３月３１日が一応一つの区切りとなるわけでありますけれども、今、部長が申し上げましたように、基本的なもの

は、部長が申し上げたとおりでございます。

ただ、今、１０％配当をやっているわけで、非常に今どき１０％配当をやっているような企業は、優良企業でございます。さらに、売り上げ等、いろんな問題があるわけでありますけれども、今後は、経営者としての理念をさらに追求していただいて、この合同会社がさらに発展することを一つの考えとして、次の時点においては、十分、それを判定材料にさせていただこうかというふうに思っております。

それから、会議室とか、その辺の問題につきましても、この２６年度をもとに、さらに会議室とか更衣室だとか、従業員の環境整備についても考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、１時より会議を開きます。

休憩　午後　０時０９分

再開　午後　１時００分

○議長（大嶽　弘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、９番、水野千代子君の質問を許します。

９番、水野千代子君。

○９番（水野千代子君）　議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

災害時の支援についてであります。

政府は、東日本大震災を含む過去の災害対応をもとに、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧、復興等の各段階において、各自治体が取り組む際の指針となる基本的な事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（案）」を３月末にまとめ、公表し、パブリックコメントが行われ、５月末に取り組みの指針を公表いたしました。

基本的な考えといたしまして、「平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる」「主体的な担い手として女性を位置づける」「災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する」「男女の人権を尊重して安全・安心を確保する」「災害時要援護者への対応との連携に留意する」などが挙げられております。

具体的には、東日本大震災において、被災地では、避難所に衛生用品などの生活必需品の不足や、女性が授乳や着がえなどをする場所がないなど、女性からの強い不満の声が上がっておりました。

指針案では、避難所の開設当初から、男性の目線が気にならない更衣室や授乳室、トイレなど、女性専用のスペースを確保する。また、事前の備えとして、防災会議における女性委員の割合を高めるとともに、避難所の運営者も３割以上は女性にすることなど、平常時から男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要とされております。

町として災害対応に女性の視点をどのように反映させていくのか。防災会議には、女性委員は現在初めて３人が選任されているが、まだまだ１６％と低い現況でございます。

女性の細やかな配慮を反映させられるような対応をどう考えておられるのかをお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　幸田町防災会議の委員におきましては、２カ年の任期でお願いをしておるところでございます。２４年からお願いをしております委員の選定に当たりましては、女性の視点からの御意見を伺うべく、新たに女性委員３名の就任をお願いいたしました。

今回、５月に公表されました男女共同参画の視点に係る指針が、この背景がどういう形で出されたか、こうしたことも委員の皆様方にお伝えをし、防災会議においてさまざまな御意見を頂戴してまいりたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　現在、幸田町では３人女性の方が入られました。１８人中３人ということでございます。

今回初めて入られたということで、この政府の指針案をお伝えするのと同時に、やはり今後、政府といたしましては、やはり３割以上は女性の割合を高めていくということも指針の中にうたわれておりますので、その点に対して町としてどのような考えで今後進まれていくのかということもお聞きをしたいというふうに思います。

それから、指針では、避難者の運営者には女性の視点で対応・配慮できるような女性を３割以上することが明記をされております。また、管理責任者などには、男女両方を配置するよう提唱し、女性や子どもへの暴力を防ぐための配慮も定めております。現在、幸田町の避難所の運営者、また管理責任者はどのような体制となっておるかをお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　ただいまの女性の委員は３名ということで、また次回、選定の際には、今回の指針につきましての部分を受けまして、より多くの女性委員のお願いもさせていただきたいというふうに思っております。

それから、現状の避難所の運営につきましては、開設初期の段階では、福祉課を中心とした救援部・救護班による運営となります。また、避難所の担当責任者は、本部からの配員、もしくは施設管理者を充てることとしております。

こうした内容で、避難所の運営について防災計画の中で定めております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　防災計画の中で、そのような責任者、また管理者等を定めておりますが、その中で男女の割合というのはどのぐらいあるのかということをお聞きをいたしたいと思います。

やはり避難所で起こってはならない女性への暴力、また子どもへの暴力等が起こってはいけませんので、その辺の現在の女性の割合はどのぐらいあられるのかということをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　現状での各避難所の責任者ということで、男女の比率というと

ころまで、まだ施設管理者を含めてということでございますので、そうした割合等は、今の段階では持ち合わせておりません。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　今の段階では持たれていないということでございますが、この政府の指針が出されました。これは、防災計画を取り組む上での地方自治体の指針としての取り組みを行ってくださいという、こういう提唱であるのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも防災計画は毎年見直しをされるわけでありますので、その点に関して、今、現況は答えられないということは、反して言えば、女性の管理者等がいないのかなというふうに理解をするわけでありますので、その辺を含めまして、ぜひとも管理者を男女両方置けれるように配慮をしていただきたいと、このように思っているところでございますが、その辺の計画後の見直し後の計画の中ではそのように対応していただけるかどうかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　こうした指針は、東北の大震災によりまして、現実の中から生まれてきた内容だと考えております。

　そうしたことは、私どもの幸田町におきましても同様でございますので、そうした意味を踏まえて、選任の中に含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　やはり今、部長言われましたとおり、大震災後の経験の中から生まれてきたことでございますので、ぜひとも幸田町としても対応をお願いしたいというふうに思っております。

　それから、先日、南海トラフの地震被害の愛知県の想定が公表をされております。幸田町は、最大震度６強で、死者数は４０人、これは今までの４倍、全壊・焼失家屋７００、１０倍以上となって新聞の公表がございました。

　町としては、昨年に続き減災・防災懇談会を開催するようでございますし、また住民への減災の意識の向上、また地域の防災リーダーの養成研修の実施も予定されているということでお聞きをしております。

　この防災リーダーの養成研修には女性が多く含まれるようにされてはどうかというふうに思っているわけでありますが、現況はどのように研修を予定されているのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　本年度予定いたします防災リーダー研修につきましては、既に参加の取りまとめを終えております。地区防災関係者の皆さんが６５名、女性消防クラブの皆さんが２７名、これに町職員、教職員が参加をいたすものとなっております。

　なお、予定といたしましては、３回やるわけですけれども、防災講話、あるいは避難所の開設訓練・運用訓練等を現在予定をしておるところでございます。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　防災リーダーの養成研修というのは、私もホームページで見させていただきましたら、６月、７月、８月に予定をされているということで、既に公表を

されておりました。

その中の参加者は、地区の方、地域の方が６５名、あと消防女性クラブの方が２７名ということで、あと職員の方というふうにお聞きをいたしました。

本当にやはりこの中では、女性消防クラブのほうがございますので、女性の割合もふえておりますが、例えば一般に公募して養成リーダーを受けたいという人もおられるかというふうに思いますので、またそういう声が上がりましたら、ぜひとも参加をしていただきたいというふうに思います。

それから、これは養成研修の中では、講話と、あと避難訓練ということで今お聞きをいたしましたが、やはりその避難訓練も現場に合った避難訓練でなければいけないかなというふうに思いますが、町全体でやられる避難訓練なのか、例えば学区ごとに行われる予定があるのか、今、養成研修の中でそういうふうに予定があるのかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　今回は、リーダーの方を養成するということでございます。３回出ていただきましてワンセットということになりますので、今であれば申し込みが可能かと思うんですが、途中からということが今回に限りましては難しいのかなというふうに思っております。

訓練の中身ですが、避難所の開設ということで、避難訓練ということではなくて、その避難所の中での運用だとか、災害時の支援者の支援だとかというようなテーマを置きまして実施をしてまいりたいというふうに考えております。

３回やるわけですけれども、この最後は、町の総合防災訓練の中でも関連づけをしていきたいというような案で、今、進めておるところでございます。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　避難所の運用と訓練ということで、今、言われました。避難所というのは、大体近いところへ皆さん避難をするわけでありますので、私たちで言いますと公民館か小学校かなというふうに思いますので、その地域ごとの避難所でそういうことが行われるようにしていただきたい。

例えば、避難所の運用とか訓練も町で１カ所のそこだけ集まってやるんではなくて、それぞれの地元の箇所ですね、避難所でそういうことが行われなければ、やっぱり実践的な訓練には、避難所の運用にはならないかなというふうに思いますので、その辺もぜひともこの養成研修の中でそれを努めていただきたいなというふうに思っております。

それから、３回がワンセットだということでございますので、またこの３セット以外で、次回のときにやられることがございましたら、その辺のことも配慮していただきまして、組織の、例えば町だけではなくて、一般住民の方で本当に興味を持って防災のリーダーになっていきたいと、研修を受けていきたいという方がおられるかもわかりませんので、その辺のことについても配慮を願って募集をかけていただけたらなというふうに思っております。

それから、東日本大震災以降、住民の災害への関心度は高くなっております。去年行われました幸田町の住民意識調査、ことしの２月に公表があったわけでありますが、そ

の中を見てみますと、防災対策の強化が４位と上位を占めております。意識は確かに高い、防災対策の強化もやっていきたいということも上位を占めております。それに対する満足度は３１位と、下位になっておりました。これを見ますと、まだまだ町としての対策や周知が求められているというふうに思いますし、また防災対策はあくまで自助・共助・公助であります。ともに意識の共有と向上のための、やはり懇談会や防災リーダー養成であっていただきたいというふうに思っております。

女性参画があり、内容の濃い懇談会、これは地域の懇談会でございます。減災・防災懇談会を今回また学区ごとにやられるというふうに聞いておりますので、やはりその辺の内容のことにつきましても、皆様のそういうさらなる意識の向上につながっていかれるような懇談会にしていっていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど言いました防災リーダーの養成に当たりましても、やはり防災リーダーの養成研修を受けたからには、もう何かあったらいち早く私たちが飛び出していって、その地域を減災のために私たちは働くよという、そういうリーダーの養成をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

幸田町は、女性を含む防災士もいらっしゃいますし、職員の中でも防災士もおりますし、また名古屋大学で研修している職員もあるわけでありますので、やはりこの方々が町民の前に出ていって、自分の生かした知識を訴えていっていただきたいというふうに思います。

本当に減災・防災の懇談会、またこれをしっかりと皆様に周知していっていただきたいし、それを受けた人は、そこで懇談会を出た人は、やはり全員が本当にともに意識向上ができたという、そういう懇談会にしていただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

また、先日の新聞紙上の発表の中では、備蓄でございますが、各家庭で防災対策や備蓄品も３日分は確保をそれぞれ今現在ではされているのかなというふうに思いますが、今後は家庭では１週間分以上を備蓄をするように、そのようなことが求められておりました。

これも、今回の減災・防災の懇談会の折には周知をしていただきたいと思いますし、また町はこれを受けましてどのような備蓄を増加していくおつもりかどうか、その辺についてのお考えをお聞かせをください。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　まず、防災リーダー研修のそれぞれの地区でという御質問がございました。

今回、会場につきましては、第１回目は講話と申しました。これは中央公民館、第２回、第３回の避難所に関する訓練につきましては、荻谷小学校の体育館をお借りして、そこでリーダー研修をさせていただく予定とさせていただいております。

それから、住民意識調査の結果を受けてということでございます。この結果を真摯に受けとめまして、リーダー研修、そしてまた懇談会におきまして、女性の積極的な参画が得られるような取り組みにしてまいりたいと思います。

それから、リーダー養成研修を受けた方が今後も本当にリーダーとしての使命を持っ

ていただく、実際のときには、そうした形での御活躍をということでございますが、私どもも同様の思いでございます。

まず、今回、リーダー研修、初めての取り組みでございますので、そうしたことも含めて考えてまいりたいと思います。

それから、防災懇談会につきましても、昨年から実施をさせていただいております。今年につきましても、その予定にしております。

私どもの防災士、あるいは大学のほうにも派遣をしておるということの御意見もありました。学びました知識を少しでも町民の皆さんに反映するような形がとれればというふうに考えております。

それから、備蓄の話もありました。この３日間ということでなくて、昨年実施をしております減災・防災の懇談会におきましても、最低７日間は確保していただくように、その会の中でもお願いをしてまいってきたところであります。

引き続きまたこうした機会をとらえまして、さまざまな形で周知、広報を図ってまいりたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　まだまだ１週間分の備蓄というのは皆さんの中では浸透していないかなという部分がございますので、その辺の周知徹底もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、荻谷小学校での避難所の運用の訓練でございますが、やはりこれも自分のその方々の地域での避難所の訓練をすると、ここに例えば備蓄があったのか、ここに何々があったのか、ここでこういうふうにするのかということを身をもってわかるわけでありますので、その辺の検討もお願いをしたいというふうに思います。

それから、この政府の防災計画は、女性が主体的な担い手となって行っていくという、そういう趣旨もございますので、ぜひともその辺もお酌み置きを願いたいというふうに思います。

それから、昨年の１１月８日、まどかの郷と災害時要援護者の避難施設としての協定を結んでおります。これは、災害発生時に一般の避難生活が困難な高齢者・障害者などの要援護者を福祉施設で受け入れる福祉避難所であるかなというふうに思います。

一般的には、地元や学校などの避難所を経て要援護者を福祉施設に受け入れる事例がほとんどでございますが、やはり一般の避難生活では、さまざまな無理が生じてきます。そこで、災害直後に受け入れてもらえるような体制がつくれないかどうか、その現況とあわせてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　平成２０年６月に福祉避難所についてのガイドラインが出されました。高齢者・障害者・妊産婦等の一般的な避難所では支障を来す人たちに配慮をした避難所の設置が求められておるということで、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、まどかの郷と施設等の使用に関する協定を締結をいたしたところでございます。まだ、その１カ所ということでございますので、今後についても受入施設の拡充についてさらに検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。
○９番（水野千代子君）　協定の中で、私が先ほど質問いたしましたのは、やはり要援護者という方々は、一般というか、地元の避難所へ行って、それからまどかの郷という、そういう福祉避難所へ行くわけでございますので、それではなくて、要援護者の中で、普通の、一般の避難所では無理な方は、この協定を結んでおりますまどかの郷のほうへ直接行かれるような、そういう体制はつくれないかどうかということをお聞きをいたしましたが、いかがでしょうか。
○議長（大嶽　弘君）　総務部長。
○総務部長（小野浩史君）　直接、一時避難所を介してではなくて、ダイレクトでそうした協定を結んだ施設へお願いできないかということでございます。
　まず、そうした災害時におきまして、多くの入所者の方もそうした施設にはお見えになるわけであります。受入体制がどうかということを確認をしてから、そうしたことに、現実の問題、なると思います。
　そうしたことも含めまして、ダイレクトで入れるかということになりますと、いろいろな調整も必要となろうと思いますし、まずは箇所数をもう少しふやしていくような考え方で取り組んでまいりたいと思います。
○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。
○９番（水野千代子君）　ぜひとも、とにかく箇所数をふやしていかないと、そういうことも、直接の受け入れも難しいのかなというのは現実思います。
　ましてや、今のまどかの郷等でも多くの入所者もいらっしゃいます。その中で働いている方もたくさんございます。その中での避難所の要援護者の受け入れというのは、確かに難しいことは重々よくわかっているつもりでございますが、例えば要援護者の中では、本当にそういう一般の避難所に行けない方も実際にはおられるかというふうに思いますので、その辺も十分考慮していただき、またその協定先の、当然、まどかの郷にもそういう旨ができるかどうかということもお聞きを願って、できましたらそういうことも直接入所できるような、そういう体制づくりをしていっていただきたいというふうに思いますので、この辺についてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。
　それから、要援護者の方々が二次的な避難所といたしまして、障害者地域活動支援センターや老人福祉センターなども指定をされております。このセンターでの実質的な受入訓練だとか、そういうものはどうなっているのかということをお聞かせをください。
○議長（大嶽　弘君）　総務部長。
○総務部長（小野浩史君）　最初に、ダイレクトで入れるというようなことにつきましては、いろんな面での調整を行いながら、そうした受入先が可能かどうか等も含めまして、また詰めていかせていただきたいと思います。
　それから、避難所への受け入れの訓練につきましては、これも福祉施設には非常に多くの利用者がいらっしゃいますので、これも同様にさまざまな調整事項があると考えております。こちらも、先進的な事例などを調査・研究をさせていただきたいというふうに考えております。
　具体的にどうしていこうということになるわけですけれども、まずは先ほども申しま

したように、受入先の確保からいろんな調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　ぜひとも受け入れの確保も今後しっかりと調整をしていただきたいし、またお願いをしていっていただきたいというふうに思います。

それから、福祉避難所への受入手順でございますが、この辺のマニュアルはどのようになっているのかということをお聞かせを願います。

○議長（大嶽　弘君）　総務部長。

○総務部長（小野浩史君）　受け入れの運営マニュアル作成につきましては、十分な調整だとか、いろんなパターンが想定をされます。こうした上での検討が必要となるわけであります。

福祉避難所につきましては、民間施設の皆さんの御協力をお願いする形となりますので、こちらにつきましても、近隣市の状況等を参考とさせていただくべく研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　先日、ちょっと新聞で見ましたが、西尾市のほうの福祉避難所の協定の中では、このような項目、直接の受け入れ、またマニュアル等も考えているようなことが新聞で読ませていただきましたので、ぜひとも今言われた近隣の参考にされるというのであるならば、そこだけではなくて、また先進的なことをやっていらっしゃる市町をしっかりと参考にしていただいて調整をしていただきたいと、そのように思っております。

また、町全域にわたる災害が発生したときには、小学校や中学校が基幹避難所となっております。既に、６小学校にはコンテナ式の備蓄倉庫が設置をされております。コンテナは、地震や火災に強く、より多くの備蓄品が収納できて、守られます。このコンテナであるならば、どこからでも、誰でも、あそこに備蓄倉庫があったなということが認識できますので、今後、未設置となっております各中学校に備蓄倉庫の設置を提案したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正君）　コンテナ式の防災備蓄倉庫につきましては、消防本部において、町内の小学校区に設置する計画で、平成１８年度から毎年１基を整備し、平成２３年度に全ての小学校に配備いたしました。

また、防災倉庫につきましては、各中学校区ごとに、野場防災倉庫、南部防災倉庫、北部防災倉庫があり、土のう・防水シート等の資機材を備蓄しております。

そして、消防本部の倉庫にも、非常食、非常用トイレ等の生活用品を備蓄しており、現在、町内に１０施設において、地震・風水害等について備えております。

また、災害救助物資の緊急調達の協定を締結し、被災者に支給できる体制をとっております。

こうした中、中学校の防災備蓄倉庫の設置につきましてでございますが、南海トラフ地震想定のある中で、避難者数はまだ出ていませんが、今後、避難者数がふえる等があ

れば、非常食等、防災の備蓄数量等の増強も必要となってまいります。

こうした今後の検討課題として、中学校の防災備蓄倉庫も検討を必要とするとは考えておりますが、いろんな検討課題を総合的に今後検討し対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　この小学校、また中学校の備蓄倉庫でございますが、コンテナ式の備蓄倉庫は、先ほど言いましたように、本当に誰でもすぐあそこにあるなとわかるようなコンテナ式でございますし、また今、小学校で設置をされておりますとおりに、保護者の人たちも、本当に一目瞭然でわかります。いざというときに、本当に住民の皆さんがそこから何を取り出すのか、何が入っているのかということも一目瞭然でわかるものでございます。

また、各中学校、また今後検討していくということでございますが、中学校の中に、校内にやはりあるということは、子どもたちに、そこに見える、いつ何どき災害が起きるかわかりませんので、私は校内に備蓄倉庫をやっぱり中学校も設置をして、何かあったときの対応にすぐ対応ができるような、そういう備蓄倉庫を中学校にも配置をしていただきたいと、そのように提案を再度させていただきたいというふうに思います。

それから、災害が発生しますと、家屋等の倒壊や道路が寸断されたり、道路の渋滞で緊急車両が通行できなくなる、現場に入ることが困難にも車両はなってまいります。そういうときに、消防活動バイクは、狭い道路でも走行でき、情報収集、消火、救助や救急などの初動活動に効果が発揮をされております。

平成７年の阪神・淡路大震災、平成２３年の東日本大震災でも、被災現場の消火や状況確認、報告、また物資の輸送にも消防バイクが活躍をしておりました。一分一秒を争う災害時に正確な情報を収集する消防バイクの存在は大きいと思います。この消火用の消防バイクの導入をしていかないか、そのお考えをお聞かせをください。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正君）　消防活動用バイクは、地震や火災時に道路の渋滞、狭い道、あるいは倒壊建物や道路陥没等の状況下にあって、バイクの機動力を生かし、初期消火や被害の情報収集を行うもので、阪神・淡路大震災を契機に、さらに東日本大震災の発生時の活動もあり、見直され、総務省消防庁においても実態調査を実施しております。愛知県内におきましても、岡崎市、犬山市、尾三消防組合等、３本部に配備されております。

現在、全国には、７９０の消防本部がありますが、緊急走行が可能な消防用バイクは５６本部、全体の７％の消防本部が保有しております。運用には隊員の増強が必要であり、維持管理、運転者の技能教育が必要です。また、出動台数、携行資機材が少なく、活動が制限される等の課題もあり、当消防本部としても、現在のところ、消防用活動バイクの配備は考えてございません。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　消防庁のほうでも、確かに実態調査をされました。全国の実態調査をされて、どのぐらいこの消防活動バイクが整備されているかということも承知をしているわけでございます。

しかし、本町におきましても、狭小の道はございますし、山林も持っております。例えば林道などでも山火事が起きたときに、消防車両では入れない。そこにバイクが入っていく、自動二輪の機動性を生かして、効果的に現場の消火活動、また情報を供給してくる。その意味では、私はこの活動用のバイクというのも必要ではないかなというふうに思います。

全国では、確かにまだまだ周知は少ないですし、また導入している、整備されている消防本部も少ないわけでございますが、やはり今後、どういう形で災害が起きるかわかりません。そのときには、この活動用のバイクというのは、本当に機動性があるというふうに私も認識をしておりますので、しっかりとこの辺も今後、今は考えていなくても、やはり今後は私は必要ではないかというふうに思いますので、御検討をお願いをしたいというふうに思います。

それから、次の障害者の雇用機会が広がると期待をされております「障害者優先調達推進法」が平成２５年４月に施行されております。障害者の就労機会の増加や自立を促進することを目的として、地方自治体にも、仕事の優先発注が努力義務となっております。この法律の概要をお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　障害者優先調達推進法、正式には「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」ということで、本年の４月１日に施行されたということで、この法律の内容につきましては、国・地方公共団体が障害者の福祉サービス事業等から優先的に物品、サービスを購入する努力義務が課せられたと。また、その調達方針の策定、公表及び調達の実施、実績公表の責務が求められたことになりました。これによりまして、国・地方公共団体がそれぞれのところから優先的に調達をするということであります。

法の対象となる施設でございますけれども、障害福祉サービス事業所、それから障害者を多数雇用している企業、在宅就労障害者等であります。

ちなみに町内につきましては、障害福祉サービス事業に該当する施設はありませんけれども、事業所の指定は受けてはおりませんけれども、町が直接の施設であります地域活動支援センター、つどい作業所というものがあります。隣の蒲郡市では、推進法の特例子会社に該当します株式会社デンソーの特例子会社としてデンソー太陽株式会社、これがあるということでございます。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　今、お示しをしてくださったように、地方公共団体においても障害者施設の受注の機会の増大するように努めていかなければいけないという、その努力義務を求めている法律でございます。

幸田町は、そういう施設の中では、今言われたような地域活動支援センターのつどいの作業所が当たるのではないかなというふうに思っておりますが、現在、つどいの作業所に通っておられる方の人数、また景気低迷によって民間企業からの仕事の依頼はどのように変化をしているのかということをお聞かせを願いたいと思います。また、１人当たりの収入はどのぐらいとなるかということもお聞かせをください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　つどい作業所に通っておられます人数でございますが、身体障害者、精神障害者の方々を含めまして、５０名の方でございます。デイサービスの人数はまた別でございますけれども、つどい作業所については５０名。それから、景気の低迷による民間企業からの受注の状況ということでございますけれども、やはり自動車産業の関係の受注というのが非常に多いということで、平成２１年、２２年の前半ぐらい、円高の影響もありましたけれども、その辺の発注といいますか、受注量が若干少なくなったというときはありましたが、現在、２３年、２４年、本年度もそうですけれども、ほぼ前のとおりに戻ってきたということであります。

それから、１人当たりの収入でございますが、１人の平均の月収が、平成２４年度で７，６５９円、２３年度では７，２２８円という状況でございました。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　受注のほうは、今は少し前に戻ったということでございます。人数は５０名、月の工賃でございますが、７，５００円前後というふうに思います。全国的にも、やはりこの雇用の平均賃金というのは、月額で、私が調べたところによりますと、１万３，５００円ぐらいのようでございます。それに比べますと、まだ本町はさらに低い状態ではないかなというふうに思います。これを、１人当たりの工賃を上げられるように、就労の機会がふえるように、仕事を確保して、そして自立していかれるような支援にしていくための一つの、私は今回の法律であるというふうに理解をしているところでございます。この法律施行に伴い、町としての役割はどのように認識をされているのかということをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　この法の趣旨につきましては、障害者の方々の自立支援ということで、私どもも国や地方公共団体が積極的にそういったところで購入をしていく、調達をしていくというのは必要であるということは認識をしております。

ただ、近隣の状況が、実は自動車の関連が多ございますので、この辺の調達の物品の内容というのも含めて我々は考えていかなければならないと思っておりますが、できる限り積極的には調達のほうを活用していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　この法律は、先ほど部長が言われましたように、自治体に課せられている努力義務でございますが、これは先ほどから言っておりますが、障害者の方々が就労施設等の受注の機会の増大を図るための必要な措置ということでございます。これを具体的に実効あるものにするために、自治体にはまた三つのことが努力義務として求められております。

先ほどちょっと部長さんも言われましたが、また物品の調達目標を定めた調達方針を策定し、公表すること、その方針に即して調達を実施すること、また三つ目は、調達実績を取りまとめて公表すること、これらが求められております。

既に、この法律は成立をして１年弱ぐらいになりますので、全国を見てみますと、他市町のところのホームページには、この三つの公表がされているところが既にございま

す。本町も規模は小さいですが、この辺について町の見解をお聞きをいたします。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　先ほどちょっと答弁をさせていただきましたとおり、近隣のこういった事業所でどのようなものがどの程度、いわゆる町のほうで調達をさせていただくものがあるかというのも、実は実態として把握をしておりません。

　調達方針については、当然、それらのことも含めて盛り込んでいかなければならないというふうに考えておりますし、実は国のほうの、この方針について、まだ公表がされていないわけですが、当然、これから実態を確認をさせていただきながら、その作成につきましては、検討しながら作成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　つどいの作業所ですね、そこでは、隣の温室で数年前より花の苗等を栽培して販売をされております。これはどういうところに販売をして、収益はどのぐらいあったのか、また公共施設などの販売はどのぐらいあったのかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　つどい作業所の温室につきましては、平成２２年の３月に竣工しまして、２３年度から栽培をしております。マリーゴールドなど４種類を栽培をしておりまして、販売先につきましては、個人を初め、女性の会であったり、町内の団体であったり、もちろん町を含めまして、小学校・保育園の関係で販売をさせていただいております。

　それぞれの販売ごとにちょっと集計はしていないわけですけれども、町の公共的な販売、保育園・小学校等も含めまして、全体の７割ぐらいが、いわゆる町のほうで購入をさせていただいておるということでございます。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　その販売の収益はどのぐらいになるのかということを、全体でいいですので、教えてください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　申しわけございません。昨年度の販売額、総額で２３万６，７６０円でございます。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　本当にマリーゴールド等、４種類を栽培して売っているということで、今言われた小学校・保育園、また公共施設等も買っているよということでございます。この収益も２３万６，０００円云々を収益として上げられている。この収益も大切な資源になるのかなというふうに、工賃に変わっていくのかなというふうに思っております。

　今までも公共施設等も買っていていただけるわけですが、さらにもう少し優先的に発注をして、花の苗などを例えば町の主催の公共施設だけではなくて、町が主催するイベントやキャンペーンなどでの記念品みたいなものでお渡しするように買っていく、そういうお考えはどうでしょうか。

また、花の苗だけではなくて、今、いろんなところへお聞きをいたしますと、アクリルのたわしとかコースターなんかもつくって販売しているという、そういうこともお聞きをしておりますので、発注可能な物品を適時検討をして、販売できる方向でできたらどうかなというふうに思います。それを町が優先的に買って、何かのときに記念品として渡していく、そういうことはどうかなというふうに思っておりますし、また他市町では、喫茶店とかパンの販売を取り組んで、その方々の将来の自立を見込まれて、そういう事業をやっておられるところもございます。その辺についての町のお考えをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　町のイベント等で活用をということでございます。

現在、栽培をしております苗につきましては、実は温室の面積の広さにも影響しますし、また回転率といいますか、いろんなものを栽培する回転率等もありますが、基本的に町の大会であったりとか、そういったところの記念品でも、実は産業まつりであったりとかでも活用はさせていただいておるところであります。

さらに、いろんなものの物品だとか、そういったものを検討してはということでございますが、先ほど申し上げました、今現在、自動車関連の作業を受け、また花の栽培もし、ここを利用してみえる障害の方々の人数の関係で、実は今、手いっぱいというところが現状でございます。

その方たちの利用者のさらなる増、もしくは温室でいけば、さらなる施設の拡充、それができればいいかなというふうに思いますけれども、もともとの工賃を高めるという意味では、ひとつ私のほうも検討していかなければならないというふうには考えておるところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　ぜひとも、障害者の方々が自立して生活できる程度の工賃の確保をやはりしていただきたいというふうに思いますので、そのための努力、そのための検討をさらにしていただきたいというふうに思っております。

これは、ある信用金庫でございますが、信用金庫などの封筒にも子どもの描いたイラストを封筒にデザインをして、封筒を作成した費用の一部を団体や福祉施設に還元したり、また障害がありながらも自立を目指す方々を応援している、そういう事業所もさまざまございますので、やはり知恵を絞って、ぜひできることから進めていただきたいというふうに思っております。

それから、今までの法律では、国は物品に限られておりました。今度は、役務も発注することができます。しかし、地方公共団体、地方自治体では、役務は今までも発注することが可能となっておりました。障害者への草刈りや清掃などの役務の調達はどのように考えておられるのか。当然、現在、主になって行っているのは、シルバー人材センター等の配慮は必要かというふうに思いますが、これらの役務に対する町としてのお考え、障害者施設の方々へのお考えはどのように考えておられるかということをお聞かせください。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　まず、今の花の栽培も含めまして、さらなるということでございます。当然、今後、一度考えてみたいということで進めていきたいというふうには考えております。

それから、役務の提供につきましては、現在、町ではシルバー人材センターのほうにその作業委託を行っているところでございます。つどいの作業所の、これは作業内容にもよりますけれども、現在の利用してみえる障害者の程度等を考えますと、例えば草刈りというのはとても危険で、どうかというところがございます。清掃等については、若干考えるところがあるかもしれませんけれども、先ほど言いましたシルバー人材センター、高齢者の方たちの配慮も含めまして、なかなか難しいかなということは考えております。一度、その辺については、当然、分担といいますか、そういったところで考えていきたいというふうには思っております。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野君。

○９番（水野千代子君）　確かに、今現在、シルバー人材センターのほうが役務、特に清掃等は本当にしっかりやっていていただきますので、その人たちのことを考えますと、確かにどうなのかなということもございます。しかし、また両面で見ていかなければいけないというふうに思っておりますので、それぞれが配慮をして、できるところ、やれるところをできる範囲で、やはりこの辺は調整をしていただいたらどうかなというふうに思っております。

人間は、本当に働いて社会に出て貢献して初めて生きがいを見出すというふうに思っております。今回の法律を活用して、一人でも多くの障害者の方々が自立の道を広げていくことが大切でありますし、そのための環境づくりが各自治体に課せられた使命かなというふうに思っておりますので、特にこういう法律ができたときには、その方向性を少しでも探っていただいて支援をしていただきたいと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　先ほどの両面でということにつきましては、それぞれどこができるかということを含めまして、一度検討していきたいというふうには思っております。

それと、この法の趣旨につきましては、初めのほうにもお答えをさせていただきましたけれども、町においても、わずかでありますけれども、つどいの作業所等からの購入によって自立と生活支援には、若干ではありますが、寄与させていただいているのかなというふうには考えております。

当然、今後もその環境づくりにおいては努めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　９番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、１０分間休憩といたします。

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　２時０３分

○議長（大嶽　弘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、２番、杉浦あきら君の質問を許します。

２番、杉浦あきら君。

○２番（杉浦あきら君）　議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

まず初めに、放課後子どもプランについてお伺いしたいと思います。

放課後子どもプランに通う子どもたちは、宿題をしたり、集団遊びをしたり、スポーツをしたりと、子どもたちにとって放課後の生活の場になっています。また、今の子どもたちから失われつつある異年齢集団での遊びが体験できる大変貴重な場です。年下の者の面倒を見る、年上の人から教わる、自然と集団遊びのルールを身につける、家庭では得られない生活体験が得られます。子どもたちが通い、安全が守られ、健全な時間を過ごすことによって、親は仕事を続けられ、地域の子どもたちの健全な育ちを保障する役割とともに、親の働く権利、家庭の生活を守るという役割もあります。

この放課後子どもプランについて、国・県・本町のそれぞれの役割、あるいは関係について、制度の特徴や予算の面から、どのような流れになっているのか、そういったことについて説明をいただきたいのと、あわせて町におけるさまざまな子どもに関する諸施策の中で、この放課後子どもプランの位置づけというのはどのようになっているのかを答弁を求めたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　まず、子ども教室に関する部分もあわせて答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、放課後子どもプランの定義ということでありますけれども、市町村が策定する事業計画と同計画に基づく放課後対策事業を総称する概念ということでございます。この放課後対策事業につきましては、市町村が実施する放課後子ども教室と放課後児童クラブの両事業で構成されているということでございます。

議員の質問であります国・県及び町の役割でございます。国については、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図り、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする放課後子どもプランの提唱元ということでございます。その実現のために、文部科学省と厚生労働省が連携をし、都道府県等へ補助金等の交付を初めとした事業実施主体へのバックアップ、支援を役割としてございます。

県については、推進委員会を設置いたし、子ども教室と児童クラブの総合的なあり方等の検討や放課後児童指導員等の資質向上、また情報交換・情報共有を図るための研修会の合同開催、そういった部分を役割としております。町につきましては、放課後子どもプランの実施主体として子ども教室及び児童クラブ設置運営という役割を持っております。

次に、制度の特徴でございますけれども、小学生の全学年を対象とする文部科学省が所管とする放課後子ども教室と保護者等が労働等により昼間家庭にいない、おおむね１年から３年生に就学している児童を対象とする厚生労働省が所管する放課後児童クラブを一体的、あるいは連携して実施する制度ということでございます。

予算的には、放課後子ども教室、放課後児童クラブともに、国・県・町３分の１ずつを負担して事業を遂行しているものでございます。

放課後子どもプランの位置づけということでございますけれども、本町においては、現在、幸田町次世代育成支援行動計画の後期計画、この計画については、平成２２年度から２６年度の計画でございますけれども、この計画において、仕事と子育て両立支援の推進の観点から、三つの重点事業のうちの一つとして大きな位置づけをしているところでございます。

以上です。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　今後も仕事と子育て両立支援の重点事業として推進していただきたいと思います。

放課後子どもプランは、文部科学省が所管します放課後子ども教室推進事業と厚生労働省が所管します放課後児童健全育成事業の両事業の連携を図り、運営されていると思いますが、本町の放課後子どもプランの運営委員会のイニシアチブはどの部署が行っているのか。また、最近の開催状況や議論された中身について、もしわかれば教えていただけないでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　放課後子どもプランの運営委員会につきましては、国の放課後子どもプラン推進事業実施要綱に定められてございます。子ども教室及び児童クラブについて、総合的にその運営方法等について検討することを目的とした運営委員会は、本町は残念ながら設置をしてございません。また、努力義務でございます事業計画についても、策定はしておりません。

本町におきましては、先ほど申し上げた次世代育成支援行動計画に基づき、毎年秋に次世代育成支援地域協議会を開催いたしまして、放課後対策事業の検証を行っているところでございます。

この協議会の内容といたしましては、行動計画の実績報告、それから児童クラブ等の入会状況を協議しておりまして、その中で出た意見といたしましては、施設のスペースの問題、それから指導員不足、そういったような意見を頂戴しているところでございます。

それから、イニシアチブの関係でございます。国の要綱におきましては、基本的には、教育委員会が主導して、福祉部局との連携を図るという要綱となってございます。ただし、福祉部局が主導しても差し支えないということでございます。

現状は、子ども教室を所管とする生涯学習課と児童クラブを所管するこども課において、入会希望児童の受け入れ等を中心に綿密な協議・連携を図っているところでございます。

また、年度当初におきましては、子ども教室・児童クラブ両事業とも関係各位が集い、１年間の運営等について協議・検討の場を設けているところでございます。

以上であります。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　イニシアチブはどこがとってもよいと思いますが、全体がよく見える部署が行い、また運営委員会も設置しなくてもよいと思いますが、いろいろな変化にすぐに対応できるような運営の仕方をしていただきたいと思います。そこで、本町の放課後子ども教室と放課後児童クラブの利用状況をお伺いします。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　利用状況でございます。５月１日現在の状況について答弁させていただきます。

放課後子ども教室につきましては、定員が９０名でございます。申し込みの数につきましては、２１５名、登録者数、長期休養のみの登録を含めて、１５６名、それから待機児童５９名ということでございます。

放課後児童クラブにつきましては、定員１６０名、申込数３３６名、登録児童数、長期休養の登録を含め２８７名、見合わせ児童数３２名、それから待機児童数１７名ということでございます。

ただいま申し上げました見合わせ児童数３２名のうち、３年生の１２名は、放課後子ども教室のほうで受け入れをしていただけましたので、実質２０名が養育、看護できる環境にある世帯の児童として見合わせをしている状況でございます。

以上です。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　現状のことは大体わかりました。

昨年度の一般質問の答弁で、「児童クラブがこのままもっと入所数がふえれば、学校敷地内の別の場所に何か施設をつくるか、またあわせてよその地域、隣接する地域の中で何か違う建物、立派なものかどうかわかりませんけれども、そのような形の中で児童クラブは考えていかざるを得ない時期が必ず来ると思っております。それも、来年度からの計画書の中で真剣に考えていく喫緊の課題と思っております」と答弁しておられますが、特に幸田小学校区では、相見駅周辺の人口増加に伴い、新入学児の増加が著しい状況にあります。また、共稼ぎの核家族の増加の現実があります。現在の受入人数では絶対的な不足があると思いますが、その点はいかがですか。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　先ほど利用の状況で答弁させていただきました子ども教室については、５９名、それから児童クラブでは１７名の待機児童がございます。

昨年、参事のほうから何らかの手を打たなければならないという答弁がございました。現状も、そのときからハード的には変化は今現在ございません。そういった状況にあるということは、担当としては十分認識しているところであります。

昨年の事業仕分けにおきまして、子ども教室と児童クラブの一本化が提言されて、その方向性について、こども課のほうで現在検討しているところでありますが、いずれにしても現状の施設では児童を受け入れるスペースに不足が生じているという大きな壁がございます。

ただいま各小学校内で実施しておりますけれども、近隣の集会所や空き家等、他施設での実施を含め、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。
○２番（杉浦あきら君）　現状の施設受け入れのスペースの問題は、後で質問させていただきます。

続きまして、ファミリーサポートを代替案として提案されるようですが、毎日利用するには高額になり、現実的に考えても妥当な代替案ではないと考えていますが、その点はいかがですか。

特に、夏休み中の場合では、１日１０時間の２０日間利用で試算しますと、１４万円というように、現実的に考えて妥当な代替案とは言いにくく、青少年の健全な育成という福祉面から考慮しても、早急に対策を講じていかなければならない問題ではないかと思います。
○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。
○住民こども部長（桐戸博康君）　今、議員が言われたとおり、ファミリーサポートセンターを１日１０時間、２０日利用した場合１４万円というのは、時間単価７００円から計算いたしますと、確かにそのような額になります。

基本的には、ファミサポが児童クラブの代替になるという認識は持ってございません。しかしながら、児童クラブに入会することができず困ってしまう方にとって、多少なりともお手伝いすることができる行政上の施策の一つとして情報提供をさせていただいているところでございます。

なお、長期休業のみの申込児童の対応ということでございますけれども、今後、長期休業対応指導員として臨時で雇用する予定がございます。特に、児童クラブにおいては、昼間、保護者が労働等により養育・看護ができない児童でございますので、臨時指導員の確保が十分できれば、長期休業のみの利用として待機している児童、この児童に対しても、１人当たりのスペースは手狭になりますけれども、受け入れが可能になる予定でございます。少しでも待機児童が減らせる方向に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。
○２番（杉浦あきら君）　少しでも待機児童を減らす方向ではなく、ゼロにする方向で考えていただきたいと思います。その方法として、以下の質問をさせていただきます。

近隣市においては、小学校での放課後の部活動を実施しているようですが、近隣より幸田町に引っ越してこられた方は、当然部活はあるものと思っている方が多いようです。近隣の小学校の部活の状況はどのようになっていますか、お答えください。
○議長（大嶽　弘君）　教育長。
○教育長（内田　浩君）　部活動につきまして、国が示しております学習指導要領でありますが、中学校では、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるようにすることとなっておりますけれども、小学校の部活動は学習指導要領に示されておりません。

現在、幸田町の小学校は、御承知のとおり、授業後の部活動を実施しておりません。幸田町の各小学校は、部活動に近い活動としてクラブ活動を実施しており、ソフトボール、バレーボール、サッカーなどの運動クラブ、絵手紙、工作などの文化クラブなどの活動が実施されております。

また、５・６年生を中心に、期間を限定してでありますが、放課後、陸上の練習、マラソンの練習に取り組んでおります。

近隣市の状況でありますけれども、岡崎市、蒲郡市、旧西尾市においては、小学校の部活動が実施されており、安城市、西尾市における旧幡豆郡の学校におきましては、実施されていないと承知しております。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　特に、幸田小学校を見ますと、年々マンモス化してきております。そのような中で、やはり部活動は考えてもよろしいんではないかと思いますけれども、その点、いかがでございますか。

○議長（大嶽　弘君）　教育長。

○教育長（内田　浩君）　小学校における部活動についてであります。

新しい学習指導要領が実施をされまして、授業時間も増加し、小学校においても放課後の時間が窮屈になっております。

授業後の時間を委員会活動やボランティア体験の活動をさせたり、子どもへの個別指導の時間に充てたりしている学校もあります。安全な下校のため、集団下校やコミュニティバスのスクールタイムを利用している学校もありますし、小学生という時期でもありますので、自然の中、近所の友達と遊ぶ時間も重要なことと思います。

今、幸田小学校の例を出され、質問でありますけれども、いずれにいたしましても、小学校において教育活動として部活動を実施するかどうかは校長の判断によりますが、放課後の児童の活動につきましていただいた御提言につきましては、校長会等を通じて伝えてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　本町では、小学校時、ほとんど部活動を行っておらず、中学校に入学しますと、強制的に部活動を開始するので、戸惑う学生がいるのではないでしょうか。再度、全小学校で希望児童への部活動参加を行うことはできないでしょうか。お答えください。

○議長（大嶽　弘君）　教育長。

○教育長（内田　浩君）　中学校との接続の問題、とりわけ部活動の入部に関しましては、子どもたちにとって重要な問題でありますので、丁寧な対応が必要と考えます。

現在、各小学校とも、６年児童や保護者を対象に入学説明会において部活動の説明を実施し、また体験入学時に部活見学も行っております。さらに、中学校に入学後は、体験入部や部活保護者会を開いたりもしております。小学校から中学校へ大きく環境が変わりますので、子どもたちの戸惑いが少しでも減るように、今後とも丁寧な対応を進めてまいりたいと考えます。

小学校において部活動を希望者に進めてはどうかと、できるようなことを検討してはどうかということでありますので、その点につきましても、各学校に伝えてまいりながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　部活動の件は、早急に検討して、早目に結論を出していただきたいと思います。

続きまして、近隣市では、ＮＰＯ法人の学童保育の参加はどのようになっておりますか。岡崎市のように、ＮＰＯ法人の参加も認めた学童保育の受け皿の充実はできるのではないでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　近隣のＮＰＯ法人の学童保育の参加の状況ということでございます。

西三河地区では、ＮＰＯ法人に運営を委託しているのは、高浜市１カ所のみということで聞き及んでおります。公設公営以外の事例では、岡崎市では、保母会の運営する学童保育が８、それから社会福祉法人が１団体ということでございます。それから、碧南につきましては、直営の学童保育はございませんということで、社会福祉協議会で１１の学童保育がございます。それから、私立保育園で二つの学童保育がございます。それから、豊田市につきましては、私立幼稚園で１カ所、学童保育がございます。安城市、父母の会で５団体、高浜につきましては、先ほど申しましたＮＰＯ法人１団体と社会福祉法人が２団体、それからその他の法人で１団体ということであります。あと、みよしにつきましては、その他法人で３団体という近隣の状況でございます。

本町におきましては、現在、６小学校の校内で実施しております。受け皿となり得る、信頼できる民間の組織と場所があるのであれば、そういった運営の委託ということも可能であるというふうに認識をしております。

以上であります。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　今後は、ＮＰＯ法人、父母の会、社会福祉法人などに声をかけて運営を委託することが可能であるかどうかを検討していただきたいと思います。

続きまして、冒頭で出ました施設受け入れスペースの問題ですが、町民会館、図書館、児童館などは活用できるのではないでしょうか。

コミュニティバスを利用し、各小学校から遠距離帰宅児童の送迎に合わせ、町民会館、図書館、児童館に送迎して指導することはできないものでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　民間の学童保育については、幸田町にあるかないかの情報は私としては耳にしてございませんけれども、そういった方策について検討はしてまいりたいと思います。

それから、ただいまの質問の中で、町民会館、図書館、児童館等の活用をということなんでございますが、町民会館、図書館におきましては、施設の休館日、この休館日は月曜日になるわけなんですけれども、他の利用者との兼ね合い、それから専用スペースの確保等、恒常的に実施するには、両事業ともに問題が多いんではないかなというふうに認識をしてございます。

しかしながら、議員からの提案も含め、喫緊の課題として他の施設の検討、そういった部分も含め、待機児童の解消に向け前向きに検討してまいりたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。
○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。
○２番（杉浦あきら君）　ぜひ、早急に解消の方向で考えていただきたいと思います。
それと、指導時間の問題ですが、保育園では、最長２０時まで見ておられますが、学童になると１８時で終わってしまいます。近隣市では、岡崎市１９時、西尾市・蒲郡市１８時３０分まで行っております。本町においても時間を延長することはできないでしょうか。
○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。
○住民こども部長（桐戸博康君）　就業時間の関係でございます。
長期休業中、夏休み・春休み等の始業時間も含めて、時間の延長を望む声というのは承知しているところでございます。本年度から、子ども・子育て支援新制度により、事業計画の策定に着手してまいります。それに向け、本年度、ニーズ調査を実施いたしますので、その中で利用希望者の意向等を的確に把握した上で、今後の就業時間等の検討をしてまいりたいと、かように思います。
以上であります。
○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。
○２番（杉浦あきら君）　最後に、何を行うにしても、人・物・金のバランスを考えていかなければならないので、すぐにはできないかもしれませんが、現状よりもよくなる方向で検討し、早急に実施できるようにしていただきたいと思います。
これで、放課後子どもプランの質問は終わらせていただき、続きまして２番のＣＯＰＤについてお伺いします。
近年、肺の生活習慣病と言われる慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）の危険性が懸念されます。
ＣＯＰＤとは、息をするときに空気の通り道となる気道に障害が起こって、呼吸機能が低下する病気です。ＣＯＰＤは、せき、たんなど、ありふれた症状で始まり、ゆっくりと進行するため、異常を感じて受診したときには重症に陥っている場合が多く、適切な治療を受けずに放置すると、急性増悪を繰り返しながら肺機能の低下が進み、行動や生活が著しく制限されたり、心臓や消化器など全身に障害があらわれます。
日本人の喫煙率は諸外国と比べて高く、日本においてもＣＯＰＤ死亡者数は年々増加しております。ＣＯＰＤは、世界の死亡原因第６位にランクされる病気で、日本においても患者数は、２０１１年の厚生労働省の統計では２２万人とされていますが、２００１年に発表された大規模疫学調査の結果では、日本人には約５３０万人の患者がいると推定されます。
医学的な適応条件だけでなく、患者さん本人の自己管理能力や住まい、患者の有無、生活パターンなど、多面的な条件に対応しなければならず、患者の日常生活機能やＱＯＬを脅かすだけでなく、多額の医療費や間接的コストが増加するなど、社会経済的にも大きな影響をもたらす疾患であるとも言えるのです。ＣＯＰＤの恐ろしさ、早期発見・早期治療の必要性を普及啓発することがまずもって重要であり、行政の責務と考えます。
ＣＯＰＤは、肺がんよりはるかに患者数が多く、初めは軽い初期症状が本人も気がつ

かないほど緩やかに進行し、異常を自覚して受診するころには、中等症から重症になっているケースがほとんどであるが、治療を受けているのはわずか２１万人程度にとどまっている。

ＣＯＰＤには、直す治療は存在しません。あるのは、症状を緩和することと進行をおくらせることのみ。それも怠ると、どこへ行くのにも酸素ボンベを引きずりながらの移動、さらに進行すると、外出すらできなくなります。

そこで、本町でＣＯＰＤの患者数、または酸素ボンベを使用している人の人数は把握しておりますか。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　子ども教室・児童クラブの諸問題につきましては、少しでも早く解消するように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　慢性閉塞性肺疾患、ＣＯＰＤでございます。この患者数、それから酸素ボンベを使用している実際の人数につきましては、実は捉えておりません。ただ、昨年の１２月現在での後期高齢者の中で、このＣＯＰＤに罹患している方で医療機関で受診をしておみえになる方、これが２５名だということで承知しております。

それと、呼吸の確保のための酸素ボンベ、この酸素ボンベには当然酸素を購入をしなければならないということで、一連の業者に確認をしましたところ、３３名おられるということでございますので、現実の数としては、先ほど言った両方の数よりもさらに多いであろうということであります。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　酸素ボンベを使用していると、全員がＣＯＰＤの患者ではないということではございますが、重症になれば酸素が必要であるということは確かでございますので、ひとつその辺を理解していただきたいと思います。

それと、やはり後期高齢者の方で２５名ＣＯＰＤがおるということは、やはり年をとるとそういう重症化するということが多くなってきますので、ぜひ軽症のうちから予防するような形をとっていただきたいと思います。

ＣＯＰＤは、たばこが起こす生活習慣病であるので、別名たばこ病と呼ばれるように、２０年間以上にわたる大量の喫煙が、その最大の原因です。

本年の３月３０日に中国で行われた第３回広州国際呼吸器疾患セミナーの席上、的確にコントロールできなければ、今後２０年間でＣＯＰＤは、中国で２番目または３番目に死者の多い疾患となると指摘した。それに、２００７年に発表されたＰＭ２．５のデータから、１立方メートルのＰＭ２．５の量が１０マイクログラム増加すると、ＣＯＰＤ患者の入院率が３．１％上昇するとの結果を示した。ＰＭ２．５が７０マイクログラムパー立方メートルを超えたら外出を控えるようにと、高齢労働省が公表しました。

現に、これを超えた地域が３月５日報道されましたが、完全分煙のファーストフード店でも、たばこ煙粉じんでこれを超える例は幾らでもあり、まさにたばこ煙粉じんは危険です。全面禁煙の店舗以外は、ほとんど全てＰＭ２．５が１００マイクログラムパー立方メートルを超えており、自由喫煙の居酒屋は、北京の最悪汚染時に匹敵するＰＭ２．

５レベルとなっております。

町内の飲食店で市内全面禁煙の店舗はどれぐらいあるか、把握していますか。特に、子どもの来るような飲食店は、禁煙によるような指導を行うべきではないでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　御質問の禁煙でございます。禁煙には、禁煙、分煙、それから時間帯による禁煙とか、さまざまございますが、実はその実数は承知をしておりません。

ただ、愛知県におきましては、健康増進法に基づきまして受動喫煙防止対策を推進しておりまして、平成１６年度に受動喫煙防止対策実施施設の認定制度というのを実はスタートしてございます。

本町におきましても当然認定はされておるわけですが、その中で飲食店が本町の場合、２店のみでございます。実際には、それぞれたくさん禁煙をしておられるところがあると思いますが、ちょっと実数はわかりません。

また、指導につきましては、もちろん私どもは「健康こうた２１計画」の中でも御指導はさせていただいておるところですが、保健所におきましても、町の食品衛生協会を通じまして、その会員の方々に研修であるとか、総会時に奨励をされるとかということで努めておられます。本町におきましても、今後とも意識強化には努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　特に禁煙指導というのは、県の管轄、保健所の管轄ではないかと思いますけれども、町も協力して、ぜひそのような方向で動いていただきたいと思います。

続きまして、最近は市内のみでなく、中国大陸より大気汚染物質が飛んできますし、特に今後、名豊道路が蒲郡まで延びますと、交通量が飛躍的に増加し、ＰＭ２．５も増加すると考えられます。

町内でも、環境省の監視システム「そらまめ君」で測定しておりますが、監視項目にＰＭ２．５を追加することはできないものでしょうか。また、６月４日に愛知県もＰＭ２．５測定器を増強し、県全域をカバーしていく方針を出したところですが、町独自では測定はできないものでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　大気汚染物質広域監視システムでございますけれども、県内に測定局が８５カ所ございます。幸田町におきましては、幸田小学校に測定局がございまして、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子物質の５項目を計測しておりますけれども、残念ながらＰＭ２．５の関係につきましては、測定項目に入っておりません。

このＰＭ２．５の計測の追加につきましては、県の環境担当の中の会議でも、幸田町以外の他市町村からも要望が出されております。県の回答としましては、本年度では追加は難しいけれども、引き続き国のほうに要望していきますということでございます。

また、次に町単独での測定でございますけれども、日本におけるＰＭ２．５の上昇に

おける大気汚染でございますけれども、こちらにつきましては、大陸からの越境汚染の影響があるものと考えられ、全国の測定値及び気象状況等の判断が必要となるため、今現在、町単独での測定は考えておりません。

なお、愛知県では、県内尾張区域、西三河区域、東三河区域の３地区を分けて区域ごとに注意喚起の情報を現在発令するような格好ができております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　この近くでＰＭ２．５をはかっているのは、今のところは刈谷だけということでございますので、岡崎でもはかっていないということでございますので、ちょっと幸田町から遠過ぎるということで、余り参考にはならないんではないかと思いますので、その辺、早急にはかるような形で要望していただきたいと思います。

それと、ＣＯＰＤの診断は、スパイロメトリーと呼ばれる簡単な装置で、気流障害があるかどうかにより診断されます。住民健診の検査項目はどのようなシステムで決定されているのかをお聞きし、簡単にできるようであれば、住民健診にＣＯＰＤの検査を行うことはできないものでしょうか。または、たばこを吸う人のみＣＯＰＤ検査はできないでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　幸田町の一番近いＰＭ２．５につきましては、西三河地区５局ということで、一番近いのが安城農林高校がございます。あと豊田市で４局ということで、西三河地区５局ということになっております。これにつきましては、引き続き県のほうに要望はしていきたいと考えております。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　まず、住民健診の検査項目でございますが、この項目につきましては、結核予防法、高齢者医療確保法及び健康増進法に基づいた項目で実施をしております。

ＣＯＰＤ検査につきましては、一般的にはスパイロ検査と言って、吐く息の速度と肺活量を測定して行うものがあるわけですけれども、この検査の後に、さらに診断を正確にするために、胸部レントゲンであるとか、ＣＴ検査での健診をするということになっております。

本町におきましては、人間ドックでは、この二つの検査を実施しておりますし、住民健診の受診者全員には胸部レントゲン検査をしております。また、希望者には、胸部ＣＴ検査も受診できるようにしておりますので、その中で対応ということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦君。

○２番（杉浦あきら君）　確かに、胸部単純Ｘ線写真では、ほかの疾患の除外や進行した気腫性病変及び気道病変の診断には有効ではあるが、早期の病変検出は困難であり、早期のＣＯＰＤの検出には、高分解能ＣＴが有効であると言われており、またはスパイロメトリーによる閉塞性換気障害の検出が必要であると言われておりますので、今後、検討してみてください。

最後に、本町としてＣＯＰＤの普及啓発と対策に今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　スパイロメトリーの検査の追加でございますけれども、住民健診で受診者の方、きょうも実は実施をしておりますけれども、かなり多ございます。その中で、新たな検査項目の追加というのは、時間的な制約もあります。一度検討はさせていただきたいと思います。

それと、今後の取り組みについてでございますけれども、普及啓発につきましては、県で昨年度、「健康日本２１あいち計画」を策定をされました。この中に、このＣＯＰＤに関する項目が実は追加をされております。この追加をもって、早期発見体制の推進をするということになっております。本町において本年度策定をします「健康こうた２１計画」、この中で町の役割としての項目があれば、取り組んでいきたいと思います。

また、健診の体制につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、胸部レントゲン検査の実施であるとか、胸部ＣＴ検査、これは継続して取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　２番、杉浦あきら君の質問は終わりました。

ここで、１０分間休憩といたします。

休憩　午後　２時４７分

再開　午後　２時５７分

○議長（大嶽　弘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１３番、丸山千代子君の質問を許します。

１３番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君）　通告に基づきまして、順次、質問をしてまいります。

まず、第１点目の福祉医療制度の継続についてであります。

愛知県は、６月３日に、原則無料としている福祉医療制度につきまして、一部負担金導入の実施見送りにつきまして、正式に表明をいたしました。

これまで愛知県は、ことし１月に一部負担金を２０１４年度に実施、また所得制限を２０１７年度に導入するとの素案を示しておりました。これを４月には取りまとめる方向でありましたが、県医師会や愛知県社会保障推進協議会、市町村などの強い反対が大村知事を撤回へと追い込み、市町村間でサービス格差が生じる可能性などを考慮し、即時導入は難しいと判断をして、６月３日の表明となったものであります。

県内では、５４市町村中３４の議会が制度の維持拡充を求める意見書の提出を求める陳情を採択しております。大村知事は記者会見で、現時点で制度が回っているので、一部負担金は導入しないが、継続的に市町村と意見交換をしていきたい、こういうふうに述べており、所得制限は依然として検討するとしている方向であります。

福祉医療制度は、子ども、障害者、母子・父子家庭、高齢者などを対象に、県と市町村が補助をし、保険医療の本人負担分を無料にする仕組みであり、窓口でお金の心配をしないで医者にかかることができる愛知県のすぐれた施策であります。

とりわけ、子ども医療費の無料化は、長年の運動によって拡充を進めてきました。中学校卒業までの医療費無料制度の実現が現在の制度となっているわけであります。所得に関係なく、全ての子どもを対象に安心して医療を受けられる制度の継続を求めるものであります。これについて、まず町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　福祉医療費の問題につきましては、西三河９市１町ということで、私も出席いたしまして、継続するようにお願いをしましたということで、現状が、県のほうもこのような形で継続していくんだということでございますので、よかったかなというふうに思っております。今後も、この近隣の状況を踏まえて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　福祉医療制度につきましては、とりわけ子ども医療費について非常にお母さんたちからも何とか継続をしてほしいと、こういう要望がたくさん寄せられていたわけであります。

とりわけインフルエンザや、あるいは感染する病気等に対しましては、やはりこうした病気に安心して病院にかかっていくことができるように、こういうような強い要望の中で、陳情も出されるなどしてきて、守り抜いてきたというような思いが強いわけでございます。

私の通告するときには、まだ県の方向が定かでなくて、方向が出ていなかったわけでありますので、何としてもこの阻止をということで、町長に再度県に対して強く求めていただきたいと、こういう思いから一般質問の通告をした次第であります。

しかしながら、結果的にはよい方向に向かったわけでありますが、しかしながら一抹の不安は残っております。それは、大村知事も新聞等で、記者会見の中でも表明しているように、所得制限、これはまだこれから考えていくというような方向でございます。やはり、どの子も全ての子どもたち、あるいは障害者、父子・母子家庭、こうした所得に関係なく安心して医療にかかれる体制、これを継続をし、なおかつ拡充をする、こういう姿勢の中で、私は再度、町長にこの姿勢で行かれるおつもりかどうか求めるものであります。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　少なくとも、この２５年、２６年におきましては、そのような現行のスタイルで行きたいなというふうに思っておりますけれども、今後については、いろいろな状況をよく見て検討していきたいと思っております。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　県知事選挙は、２年後でございます。そうした中で、２０１７年度、こういう県知事の任期とも関係をしていくわけでありますけれども、やはり知事が変わっても、体制が変わっても、この愛知県の福祉医療制度は継続をする、こういう姿勢の中で市町村としても頑張って県に対して求めていっていただきたいというのが願いでございます。そうした姿勢に町長は立っていただけるかどうか、その点について、再度、確認の意味で答弁を求めます。

○議長（大嶽　弘君）　町長。
○町長（大須賀一誠君）　基本的には、そのような姿勢で対応していきたいというふうに思っております。
○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。
○13番（丸山千代子君）　ぜひとも、福祉医療制度の継続につきましては、愛知県の誇れる制度でございます。何としても守り、発展させていく姿勢で臨んでいただきたいなというふうに思います。

次に、軽度・中等度の難聴児への補聴器購入補助について求めるものであります。

子どもの難聴、小児聴覚障害は、先天性と後天性がございます。しかし、乳幼児期から難聴があると、言葉の発達のおくれとなります。特に、小児聴覚障害は、コミュニケーションがうまく図れないことから、知的発達にも影響するだけに、その対応が重要となり、聞こえるようにするためには、補聴器などを使うことが手段となります。

私は４月に町内の方から、身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度難聴児への補聴器購入費用の補助制度をつくってほしいと、こういう相談を受けました。そこで、現在、難聴児・難聴者への支援はどのようになっているのか、伺いたいと思います。
○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。
○健康福祉部長（鈴木　司君）　難聴児の方を含めまして、障害者の方につきまして、国の補装具の給付制度となる方、いわゆる身体障害者の交付された方、この方たちに対しまして、その購入をした費用の９割を公費として負担をさせていただいておるというところであります。

ただ、支援という意味では、聾唖者の方々の病院の通院であるとか、保育園、小学校、講演会もそうですけれども、そういったところへの手話通訳者の派遣をさせていただいておるというところでございます。
○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。
○13番（丸山千代子君）　今のは、手帳を交付されている方につきましての支援でございます。

私の質問では、これは軽度・中等度の難聴児の問題であります。この聴力レベル、これは７０デシベル以上から身体障害者手帳が交付をされるわけでありまして、先ほど部長が言われました補聴器購入の自己負担は１割ということで、９割は公費で見られるわけであります。ところが、軽度・中等度の難聴児は対象外ということで、全額自己負担になるわけであります。

現在のこの制度では、９０デシベルと言えば、どれぐらいの聞こえになるのか。また、７０デシベル以下だとどれぐらいの聞こえになるのか。こういうようなことが考えられるわけでありますけれども、正常値がゼロという、一般的に正常値がゼロの場合ですと、２０デシベルでは会話が聞き取りにくかったり、間違えることがある程度と。それから、３０デシベル、これが軽度難聴と言われる聞こえでございます。それから、５０デシベル以上が中度難聴でございます。その間にありまして、４０デシベルが普通の話がやっと聞き取れる程度、６０デシベルが大声で話せば何とか聞き取れる程度、７０デシベルからが高度難聴ということで、これが身体障害者手帳が交付される難聴者ということに

なっておりますので、やはりこの軽度・中等度の難聴児への支援が必要だということが言われているわけであります。

そうした点で、幸田町には身体障害者手帳の交付に至らない軽度・中等度で補聴器が必要と言われている１８歳未満の子どもは何人いるか、この実態について伺いたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　議員言われる軽度・中度につきましては、一般的には、先ほど私が申しました補装具の補助につきましては、当然、身体障害者の手帳で言いますところの６級以上の方が対象で、両耳の聴力レベルが７０デシベル以上のものと言うことでございます。それ以下の方についての対応については、現実としてやられていないということであります。

町内の身体障害者の方でない、中度・軽度の方がどのぐらいいるかということでございますが、これも教育委員会のほうで小・中学校の関係で問い合わせをさせていただいたところ、小学校で１名、中学校で１名、保育園につきましても１名ということで、私どもが今把握をしておる方は３名。あと、幼稚園、その他在宅の子どもさんにつきましては、把握をしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　義務教育を受けるまでの子どもたちの中では、町内では３人いらっしゃるということであります。こういう補助、手帳が交付されない方たちにつきましては、全額補聴器は全て自己負担ということになるわけでありますが、この補聴器の価格、これにつきましては、安いもので１０万円以上から４０万円もする高額なものということで、さまざまになってきているわけでありますが、この両耳かける場合は、２０万円かかるわけであります。高いものになりますと、これは８０万円という、これが自己負担になってしまうわけでありますから、経済的な負担で補聴器を断念する、こういうこともあるということから、今、全国で軽度・中等度の難聴児への補聴器の購入補助をしている自治体が多くなってきております。残念ながら、この愛知県は少ない県であります。

そこで、伺いたいわけでありますけれども、現在、３人の子どもたちが補聴器が必要とされる子がいるということでありますけれども、２００７年４月１日に文科省から都道府県の教育長や知事などに宛てて、「特別支援教育の推進について」という通知が出ました。かなり具体性のある文書が出されたわけでありますけれども、その内容といたしましては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うよう求めているというものであります。

また、２００８年６月に出された日本学術会議によりますと、この提言には、軽度・中等度難聴の小児について児童福祉法を適用して、新たに７級、あるいは８級を制定し、補聴器の給付を行えるようにすべきと考える。こういうようなものも出されているわけであります。

そうした観点から、今、自治体では、こうした補聴器購入補助を実施をしている自治体がふえてきたということで、幸田町の方からも何とか町でも取り組んでいただきたい

と、こういう御要望があったわけでありますので、その点についてどのように把握をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、保育園や学校等での支援というものはどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　軽度・中度の難聴児の方の助成制度につきましては、県レベルで取り組んでおられるところがあります。２２年に岡山県、長野県、秋田県で始まりまして、現在、４７都道府県のうちの２４県、５０％以上のところで取り組まれております。

県で取り組まない中にも、市等でそれぞれ単独で定めてみえるところもあるわけですが、愛知県におきましては、今日現在で名古屋市と豊田市が平成２５年度からこの助成制度を開始をされたということでお伺いをしております。

小学校・中学校・保育園でどういった対応かということですが、私のほうで知り得ているところでは、補聴器を使用し授業を受け、または保育を受けておるという程度でございますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　特別支援で難聴の子どもたちへの対応であります。

小学校で、先ほど報告されました１名、この方につきましては、県の聾学校の教育相談の指導を受けながら、指導・支援に当たっておるところであります。

また、中学校の１名につきましては、身体障害者手帳を受けておりまして、この方につきましても、聾学校による通級指導、月に２回を受け、その支援に当たっておるところでございます。

また、日常的には、学級活動におきましてＦＭシステムを使用した取り組みをしておるということでございます。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　補聴器につきましては、修理をしなくてはならないと言うことでございます。この修理について言えば、五、六万円かかると言われておりまして、やはり機械でありますので、そうしたふぐあいがあれば修理をしなければならないと。それにも手帳が交付されていないと、自己負担になってしまうということであります。

先ほど、ＦＭシステムによる支援をしているということでありますので、こうした聞こえの問題、中学校におきましては、聞こえの問題は解消をされている。また、同時に、先ほどは手帳交付された子どもと言われたわけでありますので、そうしますと、中学校におきまして１人というのは、これは手帳所持者ということになるんでしょうか。私が先ほど聞いたのは、手帳を交付されない子どもの人数ということでありましたので、その辺は同一人物なのかどうなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

手帳交付された方は、１割負担でありますので、例えば２０万円だった場合は、２万円になるわけですが、幸田町で言えば、今、３人の対象者がいるわけでありまして、その子どもたちの購入補助を行ったとしても、これは１００万円もかからない。例えばその補聴器の金額が両耳で２０万円だった場合は、６０万円もかからない。それぐらいで

支援ができるわけでありますので、やはり教育的配慮、あるいは大きくなってその子どもたちが就労の機会をきちっと就労に達することができるようにしていくためにも、そうした支援をしていく、こうしたのが障害者支援につながるのではなかろうかというふうに思うわけでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　議員の申されました中学生の子どもでございます。この子は、先ほど健康福祉部長からの申された１名のダブりでございます。難聴という子どもの特別支援ということで、お答えさせていただきました。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　補助の対象とならない軽・中度の難聴児の方への助成制度ということですが、ちなみにこれは先ほど２０万円ということで説明をされたんですけれども、実際の補助の対象というのは基本額が実際に決まっておりますので、そこの中のどれだけということで計算式ができておりますので、もう少し金額は変わると思います。

また、豊田市につきましては、今、両耳用で７万２，０００円の範囲内の３分２というような要綱をつくっておみえになりますので、本町におきまして、もしそういったことになれば、当然、金額は変わると思いますが、難聴児の子どもさんの、いわゆる親御さんの気持ちは、私も親でありますので、よくわかっておりますし、その必要性については、当然、認識をしておるところでございます。

ただ、これは県の補装具の、いわゆる補助の制度の中にも、聴覚だけではなく、視覚であったりとか、さまざまな制度がございます。この方たちの補助対象につきましても、手帳の所持者ということで、それ以外の方については対象にならないといったことがございます。県で取り組んでいただいているほかの県に比べれば、当然、愛知県もそういったことでやっていくことが必要ではなかろうかなというふうに思います。

町としましても、県のほうのまた対応については当然要望していきたいと思いますし、町としてもし単独でということであれば、当然、近隣の市町村の状況を見ながら検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　いろんな補装具がある中で、特に聾の問題で言えば、やはり聞こえないとコミュニケーションがとれにくい。また同時に、学校に行ったりすると、勉強がおくれてしまうと。そういう中で、特別支援教育が進められているわけでありますが、しかしながら自分で補聴器によって十分聞こえができるようになれば、これはまた違った世界が広がるわけであります。

そこで一つの例といたしまして、これは山口県の補助の助成額の内容でありますけれども、耳かけ型、これが５万２，９００円から７万６，３００円の範囲内、耳穴型というのが、これは埋め込み式ですね。これが９，６００円から１３万７，０００円という、これは金額の開きがあるわけですけれども、このように２種類あるわけですよね。

ですから、そんなに幸田町でも助成額は多額の費用は必要としない。けれども、子育て世帯にとっては、やはり経済的負担がかかるわけですので、ありがたいというふうに

思うわけでありまして、こういう要望が出るというのではなかろうかというふうに思います。

そうした点で、現在の２人を助成するとした場合、現在わかっている子どもで助成をするとした場合にも、先ほど部長が答弁された金額で言えば、５０万円にも満たない金額で健常者の子どもたちと同じように教室で授業が受けられるということにもなりますので、ぜひ私はこの補聴器の購入補助を前向きに検討していっていただきたいというふうに思います。

やはり、他の市町の状況を見ながらではなくて、要望のある、要求のある子どもがいる場合は、やはりその支援を進めるべきではなかろうかと思いますので、どうでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　先ほど私が答弁させていただいたこととダブってしまいますけれども、先ほど県のレベルでいきますと、４７県中２４県ということで、これは県のほうで取り組んでいただいておるという実績もあると。この辺は、県のほうも当然御承知だと思いますので、機会があれば、当然、そういったことのお話はさせていただきたいなと思いますし、町としましても、なかなか非常に難しいのは、福祉行政突出してはならない、されどそれぞれの地域に応じた福祉政策をとらなければならない。その辺の両輪を持って検討していかなければならないということでありますので、当然、お困りのことというのは、先ほど申し上げましたように認識をしておるところでございますが、いかんせん近隣に豊田市さんはやっておられますけれども、その辺の状況を見ながら、再度検討はさせていただきたいということでございます。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　豊田市がことしの４月から取り組みを始めましたが、その中で、豊田市の市長さんが、これは施政方針の中でわざわざこの軽度・中等度の難聴児への補聴器購入補助を述べられているわけでありまして、やはりこれは県内におきましては先進の取り組みかというふうに思うわけであります。

突出してはいけないというふうに言われましたけれども、しかしながら障害を持っている子どもは、やはり健常児と同じレベルに立ったときに初めてスタートができるというものであって、それ以前の障害を持っている子どもについては、健常児と同じスタートラインに立てるには、こうした補聴器等によって同じレベルに立てる。その支援が、私は補聴器の購入費補助につながるというふうに思います。

ぜひとも、この子どもたちが安心して子ども同士で遊べたり、また一緒に勉強ができたりできるような、そういう支援体制をつくっていただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　聴覚障害の件につきましては、幸田町聴覚障害者福祉協会というのがありまして、この方たちは、今、１０５人というのが大体入っていらっしゃるので、この間も愛知県の聴覚障害者の県大会をやりまして、１，２００人を超える方が町民会館に集まりいただきました。

聴覚の皆さん方につきましては、単に難聴の方から口で対話ができる、それからこう

いうサインですね、それでやる方と、いろいろあるわけでありまして、特に今、丸山議員おっしゃったように、本当に小さい子が、その聴覚があることによって大きな子どもたちとの膨らみが出てくる。その問題につきましては、非常に私もそのとおりだなというふうに思っておりますので、実態が、私どももこの聴覚障害者福祉協会で把握できていない方たちだろうというふうに思いますので、現状を一度もう少ししっかりチェックをして、それが例えば小学生・中学生じゃなくて高校生かもしれない、いろんな方がいらっしゃるかもしれない。そういうことを一度調査しまして対応を考えさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　ぜひ実態調査をして、対応していっていただきたいというふうに思います。

　聾というふうに診断をされると、いろんなそうした手帳交付等で支援があるわけでありますけれども、そこまでいかない子ども、本当に１対１で目の前でしゃべれば、何とかコミュニケーションがとれる。こういう子どもたちが集団で遊んだりとか、あるいは勉強で困るということでありますので、ぜひ調査をしていっていただきたいと思います。

　次に、第３子の保育料無料化継続についてお尋ねしたいというふうに思います。

　第３子以降の保育料無料化は、県の補助制度によりまして実施をしてまいりました。今年度の対象人数、無料化による町費負担、また県の補助額についてお尋ねするものであります。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　県の第三子無料化の補助事業の見直しということでございます。

　まず最初に、制度の見直しの関係を若干説明させていただきます。

　既に、県の見直しについては、今年度から始まっております。その見直しの内容につきましては、保育料基準表の国の階層区分、第２から第４階層の保育料については、従前どおり、３歳児未満の第３子につきましては無料ということでございます。町の基準表でいきますと、第２から第６が該当します。

　国の第５・第６階層、この階層の保育料が今まで無料であったものが半額ということでございます。本町でいきますと、第７・第８階層の保育料になるわけなんですけれども、この半額も、入所順位１番目の児童が県の半額の補助対象、それから入所順位２番目以降の子どもにつきましては、既に国の制度、同時入所、２人目の半額という制度がございますので、県の補助の対象としては対象外という見直しになっております。

　それから、一番階層の高い第７・第８階層、これについては、本町の第９・第１０階層でございますけれども、全て対象外ということでございます。

　この第３子無料化の対象者数につきましては、無料になる児童につきましては、１２名でございます。それから、先ほど申しました半額の対象の児童としては、１６名がおりますが、そのうち８名は入所順位２番目以降の子どもとなりますので、実質は８名が補助対象となります。それから、全く高所得の第７・第８階層では、２人のお子さんがございます。計３０名が対象となります。

それから、無料化することによる町の負担額につきましては、昨年、平成２４年度につきましては、おおむね４００万円の県の補助金がございました。この２５年度の見込みといたしましては、おおむね１６０万円程度の県補助がございます。それを補うべく町の負担といたしましては、概算ではございますけれども、６３０万円程度という見込みでございます。

それから、県の影響額につきましては、今申し上げましたとおり、前年が４００万円といたしますと、本年度１６０万円でございますので、おおむね２４０万円の影響が出ているということでございます。

以上であります。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　県の第三子以降保育料無料化制度につきましては、今年度から見直しが進められてまいりました。

幸田町におきましては、２５年度は、当面、第３子無料化継続ということで方向を出し、対象者につきましては、従来どおりの無料化でございます。しかしながら、今度、２６年度、２０１４年度につきましては、この方向が決まっていないわけであります。

そうした点で、私の質問は、そもそもこの第３子以降保育料無料化につきましては、県制度にのっとって幸田町もこの事業を実施をしてきたわけでありますけれども、もともと愛知県は少子化対策を推進するために始めた事業であります。また、子育て世帯は、出産費用や乳幼児期の子育て費用、教育費など、子どものいない家庭に比べて負担が大きいと。こうした経済的負担の軽減が求められる。このことから、特に保育料の高い３歳未満児のうち第３子以降児の保育料を３歳到達度年度末まで無料化をすると、こういう方向で始めた事業でありますので、その趣旨からすれば、やはり今、超高齢化・少子化、こういう中で、やはり少子化対策を進めていかなければならない時期に、この方向を、財政的負担が厳しいということであっさり中止してしまうのは、逆行するのではなかろうかと。何が何でもやはり国の一大事業として人口を今ふやさなければならない、こういうときに逆行する制度では困るわけでありまして、その点からすれば、幸田町としてどう継続をしていくのかと、こういう問題でございます。

そこにつきましては、２０１４年度以降について、従来どおり保育料無料化継続、この方向でやるのかどうなのかということでございますが、どうでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　この県制度の目的といたしましては、無料にすることにより、就業と子育てを支援するとともに、経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み育てることができる愛知を実現することを目的とした補助制度でございます。

この子育ての対策事業としては、担当の私も非常に重要な事業だと思っております。２６年度の制度については、県制度も経過措置として２５・２６年と、今年度の制度が継続されます。２７年度以降は、その時点で検討するという当初案でありましたが、県のほうは廃止をするという方向に決まっております。

幸田町としては、直近の２６年度につきましては、県の補助制度が存在いたしますので、現行の制度をそのまま存続するという考えで検討してまいります。ただ、２６・２

７年度以降につきましては、経済がどう転ぶかもまだ先のことはわかりませんので、前向きには検討させていただきますけれども、子育て対策として３歳までのお子さんについては、子育て支援、財政支援という部分もありますけれども、母親の愛情を受けながら育つという部分では、その子どもに対して非常に影響が大きいという部分があると思います。そういった部分も子育て対策として考慮しながら、将来、検討してまいりたいと思います。前向きには検討いたします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　ぜひ、前向きにということでありますので、無料化継続の方向で検討していっていただきたいというふうに思うわけであります。

先ほど部長が言われました幸田町の負担分６３０万円ということでありますが、これは人数によって変動があるわけですので、金額的には、これは変動するわけでありますが、しかしながら県の補助が４００万円の補助が今年度は１６０万円しか入らないということからすれば、その分が減るわけでありますので、幸田町の財政負担となってはね返ってくるわけでありますが、しかしながらそもそも県制度に乗っかって幸田町も少子化対策として始めてきた事業でございます。そうした観点からすれば、現行制度を維持・継続で子育て支援ということで、ぜひとも取り組みを進めていっていただきたいというふうに思うわけでありますが、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君）　県制度にのっとってということでございます。

今、議員が言われるとおり、４００万円あった補助金が１６０万円ということで、２４０万円程度の税金で賄うという形になります。しかしながら、経済負担等を考慮いたしますと、子育て支援対策として町で対策をとっていく必要があるというふうには思っております。

昨日、国のほうでも、第３子無料化の検討に昨日から入ったようです。対象は幼稚園ではございますけれども、県の考えと国の考えが今逆行しているという状況であります。先ほど申し上げましたとおり、財源の問題もございますけれども、国のそういった動向、子育て支援として国が力を入れるという部分では、また違う動きが今出てございますので、そういった動向を見ながら前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山君。

○13番（丸山千代子君）　ぜひ、そのような方向でお願いしたいと思います。

それで、最後の確認でございますが、幸田町としましては、何とか無料化を継続をするという方向で進めていくということであります。そして、来年度につきましても、これを堅持する、この方向で確認してよろしいかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　町長。

○町長（大須賀一誠君）　２６年度におきましても、現行どおりでやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　１３番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、１０分間休憩といたします。

休憩　午後　３時４０分

再開　午後　３時４９分

○議長（大嶽　弘君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１４番、伊藤宗次君の質問を許します。

１４番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君）　改め通告がしてございます２件について、順次、質問をしてまいります。

まず、国民年金後納制度の支援策について問うものであります。

年金額の少ない人や年金が受けられない人を減らそうと始まった国民年金の後納制度、無年金や低年金者対策として、２０１１年に成立した年金確保支援法に基づく特例で、２０１２年１０月から２０１５年９月までの３年間の時限措置で、過去１０年前までの保険料を支払えるようになったことは、御存じのとおりであります。

まず第１に問うことは、１０年間の保険料未納に該当する町民の実態について答弁を求めるものであります。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　まず、１０年間の本町におけます保険料の未納者の実態ということでございますけれども、この年金の関係、保険料の徴収事務の関係につきましては、平成１４年度の年金制度の改正によりまして、町で実は行わず、その当時は社会保険事務所、今で言うと日本年金機構になるわけですが、こちらで取り扱うように改正がされました。そのため、本町におきましての収納の関係につきましては、実は把握をしておりません。このために、年金事務所のほうに確認をさせていただいたところ、過去２年間、これは時効前でございますけれども、その２年間の未納者数について、これも２４月以上の方も含めてですが、１，７９３名おられると。その中で、全ての月、２４月の未納の方が４４７名おられるということで把握をする以外に、町の実態というのはわかりません。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　今の答弁にありましたように、ほぼ１０年前に国からの委任事務として、市町村の窓口で保険料の収納事務を行っておりました。現在、年金機構に事務が移されて、その実態がなかなか見えにくいというのが実態でございます。

幸田町でも、こうした支援制度が法制化されたことで、どうやって支援をしていくかと、こういうことも検討をされて、昨年の１０月の広報で、これは１３ページで、国民年金保険料後納制度が始まりますよと、こういう案内がされました。その案内の内容は、今言われたような内容だと。

ただ、そうしたときに、このせっかくの制度の扱いが極めて小さいなということと、もう一つは、詳しくはホームページでと、あるいは専用ダイヤルでと、こういうような案内がされておると、こういうような状況で、私を含めて、この年金、この１０年間に該当する人たちは、多くはと言ったら御無礼に当たるかと思いますが、言ってみればアナログ人間が多いですよ。ホームページでと言ったって、ホームページの前提はパソコ

ンをいじくらなあかんわけだ。キーボードを見ると、頭が痛くなると。こういう人たちに、ホームページでお知らせをごらんくださいよというのは、私はいかがなもんかなというふうに一つは懸念をするということと、もう一つは、私は口が悪いもんで、そうなるけれども、１０月号でお義理に、ぎりぎりで広報に載せたけれども、それ以降、広報には載っていないわけですよね。

先ほどあなたの言われたように、もう国の事務になっちゃったと。ですから、制度ができてせっかくのことですから、広報を使って紹介しましょうよと、こういう程度の、程度と言ったら御無礼だけれども、そういう認識というのが、この広報の扱い、あるいはその内容もホームページでどうぞという形ではいかがなものかなというふうに思うわけです。

そうした点で、一つは、もう少しこのスペースを多くとって、広報を通して、やっぱりアナログ対応をしていただきたいなと、こういうふうに思うわけですが、そういう対応の仕方についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　昨年の１０月に広報で掲載をさせていただいたことは、承知をしております。

その中身のことについて、いいかどうかということについて、非常にその当時の担当も含めて、考えがよくわからないわけですが、町の広報、いわゆる周知というのは、なかなか広報で１回お知らせをして終わりという、そういったところが多いような気はします。これは私も反省をするところでございますけれども、ただ紙面の関係、なかなかさまざまな記事、さまざまなお知らせを載せなければならないということで、個々のお知らせをそれぞれの住民の方にお知らせするというのは非常に難しいというところで、広報をもう少しということであれば、中間当たりで一度検討したいというふうなことも考えていきたいと思っております。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　先ほどの答弁もありましたように、過去２年間と。この支援法の関係の法律は１０年間ですが、この法律ができる前は２年間でしかさかのぼりができなかった。そういう２年間の段階で、答弁では、１，７９３人と。その１，７９３人のうち２４カ月、つまり２年間まとめてという表現がいいか、とにかく２年間未納だという人が４４７人と。言ってみれば、結構な人数がおるわけですよ。その対象者となるのは、やっぱり４０代以降だろうという点も含めていくならば、やっぱり対象者が少ないんだという捉え方ではなくて、該当する対象者は結構おるじゃないかという捉え方をしていただきたいし、あなたの答弁にもありますように、これは２年間だと。それが、今度は支援法では１０年間に広がりましたよという点からいけば、私は万の桁が行くか行かんかはともかくとして、もっと対象者は広がると。対象者が広がるということは、支援のしがいがあるだけの層がおるということなんです。そうした点でいけば、私はさらに踏み込んだ形の中で、この後納制度については引き続き広報活動を強めていただいて、ホームページ云々は別に否定はしませんが、そういうところに走って手間暇惜しんじゃあかんよということを申し上げておきたい。

そうした後に、要は、この後納制度の支援制度、これは基本的には経済的に極めて苦しいという中で、保険料を納めたくても納められなかった人、それを今回救済しようと、こういう点でありますけれども、ただその救済については、負担が余りにも重いという点でいけば、やっぱりそのハードルは高い。したがって、この制度ができても、尻込みをしていく人たちは結構多いんじゃないかなというふうに思います。

そうした点で、一時的に保険料を貸し付けてくれる制度、こういうものがあれば、納めていきたいなと。１０年間丸っと２４０カ月という人も見えるならば、あるいはあなたの言われたように、過去２年間しかさかのぼれなかったけれども、４年前、５年前に、例えば一定期間の空白があると。そこは穴埋めができるわけですから、そうした点で、それを支援をしていくために必要な資金の貸し付けについてはどういうふうにお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　まず、広報の関係でございますけれども、これは岡崎の年金事務所管内で実は個々にお知らせという形で通知を出されてみえます。昨年の７月からことしの７月にかけまして、個々に１０年の間に未納もしくは未納となる期間がある方について通知を出されております。総件数で４万３，５７１件が岡崎の年金事務所管内でございます。

いかんせん、幸田町の件数というのは、お聞きをしましたが、現在、年金の基礎番号で管理をしており、個々のことはわかるけれども、幸田が何件というのはちょっとわからないということでございます。

そういう意味では、個々に実はお知らせをし、その中で、申請書等も入れ、お知らせをしておるということでございますので、よろしくお願いします。

それから、もう１点、貸し付けの関係でございますが、経済的に苦しいということでございます。基本の考え方としましては、県のほうでさまざまな制度、貸し付けの制度が社会福祉協議会のほうにあるわけですが、いかんせん後納制度については、対応ができるものがないと。任意加入、追納というものがあるわけですが、その中ではあります。ただ、県の福祉資金の緊急小口資金の中で、滞納しておる、２年間の部分ですけれども、この部分については貸し付けがあるということでございます。あと、ほかの部分ではなかなかないということでございます。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　私は県の福祉資金の関係、後ほど触れようかなと思ったんですが、今言われたわけですが、先ほどの私が申し上げた貸し付けという点でいけば、無利子、無保証人と、こういう形で私はやっていかないと、制度そのものは広がらないであろうと。この県の福祉資金というのは、結構高い利子を取っとるわけやな。保証人も必要ですよということですが、県のやつはさておきまして、幸田町に社会福祉協議会が社会福祉協議会たすけあい資金貸付要綱というのをつくっております。その要綱の中でも対応できる。後は、もちろん金額的な問題は後ほど申し上げますけれども、私はそういう道が、幸田町だけで判断できるだけのものは持っていると。要は、これをどう生かして使うか、そういう点で私は答弁がいただきたい。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。
○健康福祉部長（鈴木　司君）　町の社会福祉協議会の中のたすけあい資金貸付要綱がございます。

この貸し付けの限度額につきましては、一般に言います低所得のための、いわゆる生活困窮者のための費用ということで、１世帯１０万円。あと、町長が必要と認めた者ということで、生活保護を受給されるまで、つなぎ資金的な資金として１世帯３万円ということであります。

対応につきましては、幸田町が必要と認めた者という範囲の中に入れていくかどうかということであろうかと思いますけれども、この辺については、一度検討はさせていただきたいと思っております。
○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。
○14番（伊藤宗次君）　確かに、言われるような内容だと。

このたすけあい資金貸付要綱という中で、先ほどあなたの言われたように、第３条で、いろんな生活困窮とか自立更生ができるというふうな条件があるわけですが、それ以外で幸田町の健康福祉部福祉課長が貸し付けを必要と認めた者については、資金の貸し付けを行うことができますよと、こういう規定ですよね。その上で、じゃあ第４条では、ただし１世帯３万円ですよと、こうなっている。

要は、私はこうした規定をどういう形でうまく活用しながらこの支援制度を生かしていくかという点でいけば、私はこれについては裁量の幅があると。必ずしもたすけあい資金のこの規定が全部適用じゃなくて、たすけあい資金のそういう規定を生かしながら、無年金者、あるいは低年金者を救済をしていくという国の法律、時限立法にしましても、その支援をしていくという点でいけば、私は選択肢もあるということとあわせて、第９条で、保証人については、幸田町の福祉担当課長の署名及び押印をもって保証人にかえることができるものとすると、こういう規定があるわけですよね。

言ってみれば、口が悪くて御免だけれども、取りっぱぐれということをなくすという点でいけば、この後納制度を活用することによって、年金の受給資格を得られる人、低年金の額を若干でも引き上げられる、こういう人を対象にするわけですから、言い方が悪いけれども、担保にできるわけですよ、年金の。という点からいけば、私は必ずしも保証人を、ここで言うところの内容で求めるんではなくて、福祉課長の署名と押印があればそれを保証人としてみなすと、これは行政側の知恵ですよ。

なかなか保証人というのは難しいといったときに、行政側が担当の長の署名と押印をもってするならば、それでよしとすると。私は、それはそれで生かしていただきたいということとあわせて、もう一つは、３万円、１０万円では、いかんせん私は金額としては少ないであろうという点からいけば、私はその増額というものは政策の中で生かしていくべきではないだろうかなというふうに思うわけです。そこら辺はいかがでしょうか。
○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。
○健康福祉部長（鈴木　司君）　議員おっしゃられるとおり、無年金者をなくすというのは、いいことであろうかと思います。たすけあいの資金貸付制度の運用につきましては、もともとこれは生活困窮者を含めまして、自立更生できるための手段としてあるというこ

とは認識をしておるところでございます。

その運用、もしくは適用の範囲につきまして、さらに金額についてなかなか幾らがいいというのは非常に難しいと思いますけれども、その金額については一度検討をさせていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　未納になった年度によって、月々の保険料が全部違うわけですよね。じゃあ、未納になった年のその月の金額で後納すればいいかと言ったら、そうは問屋がおろさんわけだな。それは、ここにペナルティーが入っとるわけだ。

行政的な発想でいけば、みんなは真面目に納めとると。おまえ、横着して、おらんところでパチンコで金使ったじゃないかと、こういう思想がずっとあるわけです。だから、延滞加算金というのを金額に加算をしておる。

例えば、２００６年、この年の月々は１万４，７５０円、これに１２カ月掛ければ、１７万７，０００円と、ここにはペナルティーが入っております。という点でいけば、金額的な負担というのは非常に大きいということと同時に、納めたくても納めることができなかったという状況はさまざまです。

小泉内閣の関係で、規制緩和だと言って派遣切りがある、あるいは正規労働者をどんどんどんどん切って、非正規の雇用関係の労働関係をつくり出してきたのは、小泉だ、時の自民党政府。そういう政治が未納者を生んできた。だから、未納しとる人間はみんな横着者で、要らんところで要らん金を使ったから、みんな未納になったんだと。私はいないとは言いません。いないとは言いませんけれども、それをもってしてさあどうだという対比の仕方じゃなくて、本人がいろんな状況に置かれる。会社から派遣切りになる、家族が病気をする、自分も職もなくなるという、いろんな状況の中で未納に至った。未納に至った経過をほじくり出したって、何も生まれてこないですよ。何も生まれてこない。だけれども、その人が自分の年金を少しでも、今の支援制度の中で生かしていこうと思ったときに、行政としてどう支援をしていくのか。これは、やっぱり選択肢として行政がやるべきだろうという形の中で、幸田町は社会福祉協議会のたすけあい資金を持っている。その中で、行政は、あなた方は物すごい知恵がある。知恵があるから、その知恵をどううまく生かしていくかという点で、私は大いに働かせていただきたいということと、もう一つは、これは全国的には一つかなと思うんですが、私もこれしか知らないもんだ。ここだけだよということは断言できません。また、あれば教えていただきたいわけですが、東京都の千代田区、ここは後納によって年金を新たにもらえる区民に限って、３３万円を上限に無利子で貸し付ける制度、こういうのを持っているわけです。社会福祉協議会じゃないです。千代田区という一つの自治体が、この年金の支援法に基づいて支援していこうじゃないかと、３３万円で無利子でやっていこうと、こういう事例が、極めて特異な例と私が言っては本来はいかんけれども、そういうのを持ちながら支援をしていくという事例がありますよと。そういう事例も参考にしながら、私は幸田町としてたすけあい資金をもっとうまく活用できないだろうかと、こういう提案をしているわけであります。答弁がいただきたい。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　議員おっしゃられますとおり、未納の理由には、多分さまざまあろうかと思います。納めたくても納められない、もしくは納めない、さまざまであろうと思います。

そういった方につきましては、当然、支援というのは考えていく必要があるかなとは思いますけれども、この法律のもともとのもとは、高齢者の無年金者をなくすというところが実は大前提にあるわけでして、さりとてじゃあもらえない人はそのままほかっといていいかと、これはなかなか難しい判断であろうかと思います。

貸し付けの制度につきましては、先ほど申し上げました町のたすけあい資金、これについては一度検討はしてみたいと思いますけれども、それ以外に、先ほど私が申し上げました、ある一定の年齢まで今後納めていく任意加入制度、それから今まで既存でありました追納制度、追納制度というのは、免除であった期間を年金を納めることによって、その受給期間を満たすようになるといったようなさまざまな実は制度がございます。こういったものを含めまして、そういった対応ができればなというふうに考えております。

それと、千代田区の制度でございますけれども、私も調べましたところ、千代田区ぐらいしか実は全国では例がないと思います。この制度は、応急資金貸付制度と言いまして、昭和４９年に実は条例が制定されております。この中で、生計を営んでいる方のための応急的な資金貸し付けということで、一般貸し付け３３万円、多分、これを先ほどの後納制度で適用するよというふうに対応されたんではなかろうかということで理解をしております。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　いろんな問題があることは事実。ただ、そうしたときに、あれがいかん、こういう問題があると言うと、それは評論家だ、解説員だ。行政が評論家や解説員になっちゃいかん。それは、行政施策を実効的に進める実践的な行動推進組織なんです。高みの見物で講釈垂れるのは、誰もなれる。しかし、あなた方は町民の納めた税金で住民の生活や暮らしや権利を守っていく、そういう実践的な行動推進をする組織であり、部隊だと言ったときに、じゃあどうするのかという点からいけば、私は一つの例として、幸田町にもそういう組織があるでしょうと。それは、まさにたすけあい資金をどううまく生かして使っていくかということ。そして、じゃあどういう視点・観点でやっていくのかということなんです。

そういう点からいけば、この支援制度を使うことによって、新たに年金の受給者になる、あるいは年金額をふやすことができる。それは、国にとっても、自治体にとっても、喜ばしいことじゃないのか。無年金者になる、あるいは低額年金ということになれば、生活困窮者になりますよ。そうしたときに、生活困窮者になったときに、国も自治体も福祉施策で手を出していかないといけない。そこには予算も要る、金も使う。そういう点で、この支援制度がせっかくの時限立法でつくられたなら、それをうまく使うことによって、福祉施策という点でもプラスの面ができてくるという点からいけば、私はこの選択肢の考え方をどこに持っていくのか。それは国にとっても喜ばしいこと、自治体にとっても喜ばしいこと、そして国民にとっても、年金受給者にとっても、年金をもらえるようになる、あるいは年金額をふやすことができる。それは、三者みんな喜ぶわけだ。

大岡裁きじゃないけれども、三方一両損だと。そんな損じゃない。三方みんな得になるという視点・観点でいくならば、要は、後は、ここで申し上げたいのは、幸田町にたすけあい資金というのがある。そういう制度を生かすか殺すか、あなた方の腹一つ。私はよくちょくちょく申し上げるけれども、生かすも殺すも政治次第です。その政治次第の施策を今回の支援法でどう実現をしていくのか。そのための足がかり、基盤というのは、たすけあい資金がありますよと。このたすけあい資金を使って、もう少し借りやすいように、そして少しでもその対象者が救済できるという言葉が余り好きじゃないけれども、適切な言葉が生まれんもんでいかんですが、救済していけば、幸田町にとっても、国にとっても、その人たちにとってもプラスになるという点からいけば、私はそういう選択をしていただきたい。

つまり、こういう制度があることは、あなた方自身が知っている。知っているから、知って、知らせて、みんなで喜びを分かち合おうじゃないかと、私はこういうことを提案をしたい。どうでしょう。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　議員言われるとおり、無年金者をなくす、さらには増額をする、そういったことについて、これは実効性が当然伴う制度でなければならないと思いますが、いかんせんこれは実態として国民年金、冒頭に申し上げましたように、その実は実態がよくわかりません。もっと言えば、貸し付けを本当に必要としてみえるのかどうなのか、実はその対象者が全くわからない。年齢、期間等々、わかりません。現存のあるいろんな制度も実はあるわけでして、もしかしたらそれで対応ができるというふうな形になろうかと思います。あえて、ここですぐに、先ほど提案のありましたたすけあいの貸付制度、これを直すということにつきましても、慎重にひとつ考えていかなければならない要件ではなかろうかということを考えておりますので、繰り返しになりますが、近隣の状況を見まして一度慎重に検討していきたいということでございます。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　あなたの言われることは、わからんでもない。要は、国から委任を受けていたころの事務、保険料の収納事務というものがあれば、全部大体はつかめたと。しかし、今、国のほうに全部行って、その実態はつかめないと。しかし、制度ができましたよという点でいけば、十分・不十分はあるけれども、制度を知っている。知ったときに、どういう知らせをしていくのかという点でいけば、先ほど冒頭で申し上げた広報をうまく使っていくこと。アナログ人間にホームページを見よ、パソコン操作せよというのは、もう門前払いに等しいから、私はそれは否定はせん。パソコンを使ってホームページを見るのもよしと。しかし、知って、知らせてという点でいくと、広報をもう少しうまく活用して、うまずたゆまずと。これは、恒久的にやれじゃないです。もう３年しかないです。恒久化をすることが制度じゃないわけですから、この３年間の中でうまく使っていくということだと私は思います。

したがって、善処３年、検討１０年、やらなと思ったら、制度が終わっちゃったと。こんなことのないように、私はできればそういう形で、要は、知らないじゃなくて、実態として、自治体としての権限外であることは間違いない。しかし、その対象者はそれ

ぞれの自治体にみんな住んどるわけですよ。そういう人たちにどういう形で知らせていくかという点でいけば、やはり広報を使って、知って知らせてみんなで笑顔になろうじゃないかと、そのために行政として知恵を出そうじゃないかという点で提案をしたものであります。難しい話をしとるわけじゃないので、引き続き私は実現をしていく、早期にやっていかないと、時限立法ですので、終わってしまいますので、そういう点を改めて確認を持って、次に移ります。

農業用のため池の適切な管理、この実態についてであります。

まず、管理の実態について、どうされているのか。ため池とされる池、それは農業用に限らず、ため池と称される池は幾つあるのか。幸田町は、他市町村に比べて池の数が多いまちとされております。その実態と管理の状況について答弁を求めます。

○議長（大嶽　弘君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木　司君）　住民への周知につきましては、先ほどもお話をしましたように、日本年金機構から個々には出ておるとはいうものの、周知がなかなか徹底をしていないということも踏まえまして、一度、広報の掲載につきましては検討させていただいて、前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　幸田町にございますため池でございますけれども、現在、６６カ所ございます。

次に、御質問の管理の関係でございますけれども、ため池につきましては、農業用水確保の目的に先人がつくった人工池でございまして、これにつきましては、用水管理及び草刈り、ごみ処理、危険箇所点検等、幸田土地改良区の各管理地区で実施しております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　その総数６６カ所と言われたわけですが、この６６カ所、今、あなたの言われたように、全てがその地域を管理をする土地改良区が適切に管理をしていると、こういう管理主体の問題、どこに管理主体があるのか。それは、池のある地元の土地改良区だよと、こういう理解でよろしいですか、どうですか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　この６６カ所でございますけれども、今は受益地がないという池等もございます。ただし、今までずっと管理しておりますので、管理主体につきましては、幸田土地改良区でございます。

ただ、一つ、桐山にある琴沢調整池、これにつきましては、矢作南部土地改良区連合が管理をしております。ほかにつきましては、管理者は幸田土地改良区となります。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　基本的に６６カ所がそれぞれの地域の土地改良区が管理をしている、その管理主体であるという理解ですよね。

要は、そうしたときに、調整区域で、山に近いところの池の水質悪化、あるいは水草の繁茂、こういう事例は極めて少ないと、こういうふうに思います。

要は、調整区域でも一定規模の人家があったり、あるいは生活水や河川水の流入、そのことによって、池の水のよどみ、水草の繁茂、さらにはいわゆるごみや草木、この流入が見られる池はどのぐらいあるというふうに実態としてつかんでおられますか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　近年、下水道及び集落排水の普及におきまして、汚水の流入が著しく減少しております。ですから、水質はかなり以前よりも改善されているとは思いますけれども、近年の逆に異常気象関係で、上流からの水の動きがないということで、池に滞留するという格好で、水が腐るというんですか、そういう格好になるとにおいが出てくるということでございますけれども、悪臭発生などで、２４年度、環境課でございますけれども、そちらで悪臭の相談・苦情等はございませんでした。ただし、役場の隣にあります池でございますけれども、地元の方々が冬に水草が腐ってにおいが出るといかんということで、小船を浮かべて清掃している事例はございます。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　要は、先ほど申し上げたように、市街化区域、あるいは市街化調整区域と隣接をする、その地域における池の水の、いわゆる水質の悪化による悪臭という点でいけば、要はこれからですわ。

昔はホテイアオイが我が物顔でしたけれども、最近は菱の実というのが多く見られるわけですが、菱の実が枯れて水底に沈んでいく時期というのはいつごろですか。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　水草は、冬を越せないものにつきましては、秋の終わりから冬にかけても枯れて沈んでいくというふうに理解しております。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　要は、夏の終わりから秋口にかけて枯れ始めて、どんどん沈んでいく。沈んでいったときに、それが腐って悪臭を出すという点で、先ほどちょっと私の原稿を見たのか知らんけれども、この大山池だな、つい最近まで菱の実がばっと繁茂しとったわな。ちょっときょう見たら、一般質問のお目当てと、そんなことは言わんけれども、きれいになっとる。まだまだきれいじゃないですよ、以前から比べるときれいになっている。

幸田中学校の東の新堤池、これはまだだよな。それから、野場のまどかの家の南側にあります釜ケ石、これはきのう確認してきましたんで、間違いはない。きょうの朝と言うと、ちょっと自信がないけれども、ここも結構ですよね。ここら辺は調整区域だ。しかし、新興住宅、あるいは学校・保育園・特養があるという点でいけば、やっぱりここの環境というのもきちっとやっていくと。

要は、たまたま今、三つの事例を申し上げたけれども、池の管理の状況、水草の状況というのは、必ずしも良好じゃないという点で、要は、あなたの言われているのは、地元の土地改良の問題だよと、こういう感覚でおられるのかどうなのか。そうしたときに、その感覚だとしたら、行政としてどう手を出していくのか、ここら辺の答弁がいただきたい。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　池につきましては、池の持つ多面性等がございますので、それに基づいていろんな方策があるかと思いますけれども、現在でございますけれども、ため池の管理につきましては、地元の土地改良区、管理地区のほうにお願いしておりますので、今すぐに町がどうこうするということはございませんけれども、ため池の持つ多面性機能、農業用水の供給、自然環境の保全とか、学習の場というのは、なかなかフェンスで覆われていますので、なかなか学習の場になり得る池が少ないんでございますけれども、あと洪水の調整とか、災害時の水源、いろんな機能がございますので、それに応じて行政としても池の関係につきまして整備していくということで、防災につきましては、全て町費で、地元負担なしで整備はさせていただいている状態でございます。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　要は、そうしたときに、池の持つ多目的な機能というのはたくさんあるわけですが、農業用水という名目はあったとしても、今、あなたの言われたように、幸田町になぜたくさんの農業用ため池があるのか。それは、水不足の問題と、一雨１億円と言われるような被害を生むような雨に弱いまち、それを一旦水として調整機能を持つのが農業用ため池の果たしている役割と。

そういう側面を見ながらも、周辺の市街化区域、あるいは調整区域、その中でも人家の比較的密集と言うと語弊があるんで、比較的多いところ、そこでこうした池の悪臭、そこには外来魚もどんどんどんどん今たくさん入っとるわけだ。その外来魚まで話を広げようと思いません。

ただ、そうしたときに、その土地改良に地元の人たちが、おい、何とかしてくれと苦情を申し上げた。そうしたら、そんなものは上流から流れてくるんだろうと、上の水が悪いから俺のところの池が被害をこうむっとるんだと。これは理屈だわ。だけれども、理屈の上にへがつくわけだ。そういう理屈で、住民から苦情、おい、何とかしてくれと言ったときに、そんなものは上流のやつが悪いんだという形でやられると、住民側の人たちは私と一緒で気が弱くて小さいもんだ、よう物言えなくて、下を向いていじいじとして、ばかなことをという腹がわいてくるわけだ。

だから、そうした点でいけば、原因者がどこだここだという原因所を特定することも重要ですけれども、目の前にある問題については、きちっと対処すべきだよということと、もう一つ、これは消防にお聞きをし、答弁を求めるけれども、その人の言われるのは、昨年、池の水草が繁茂して、どうしてもということで、一定規模の広さを持っている池なもんですから、消防のほうからボートを貸してもらったと。ボートの出動があったかどうなのか、その実態についてあわせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　池につきましては、上流から水が流れてきてということでございますけれども、先ほど多面的な機能があるということで、今、池の管理につきましては、地元のほうで農地・水・保全管理支払交付金ということで現在進めさせていただいております。そちらにつきましては、出た方の、これはかなり少ないですけれども、日当とか作業の委託料とか重機とか、いろんなもののリース料とか、借り上げ料ですか、そちらも支払えるわけでございますけれども、あと材料の購入、消耗品等もございます。

そちらを利用していただいて、ため池の管理をしていただきたいということでございます。こちらにつきましては、農用地の田んぼで面積当たりの金額で支払われているものでございまして、決してそれが十分な金額とは言えませんけれども、そちらのほうで作業をお願いしている状態でございます。

○議長（大嶽　弘君）　消防長。

○消防長（山本　正君）　消防本部にありましては、ファイバーボートがございます。これにつきまして、昨年は記憶にちょっと申しわけありません、ございませんが、以前には、このファイバーボートを搬送して池までおろすというようなことでお貸ししておりますし、今年度もお貸ししております。

以上でございます。

○議長（大嶽　弘君）　１４番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　つまり、お貸ししておりますよということですが、要は、ボートがなければ一定規模の池の水草は取れんですよね。ですから、消防に頼むのか、それとも今、水環境の関係で、金の使い方は、私もいろいろやって、いろいろな地域がありますから、いろんな金の使い方をしております。

そうしたときに、池の中まできちっと入っていける、ボートに乗ってでもねという点からいけば、水草を刈り、そして出すというのは大変な仕事だ。それだけれども、真ん中まで行けるような条件的に整備していくには、やっぱりボートというのは必要なことなんです。だから、その安全性の問題までぐずぐず言うことじゃないですが、要は、そうした条件整備をあなた方がするかどうか。そのどこで知恵を出すかは、水環境も含めて、あなた方が知恵を出していただきたいということが一つと、もう一つは、最低年１回以上、それは菱の実が枯れて沈んでいく、そういう時期ちょっと前ぐらいにやるということと、もう一つは、春先にやっていく。そうすれば、夏場の繁茂はないと、あるいは極めて少なくなってくるということなんですよね。

しかし、それは１年や２年やったって、長年ずっと積み重なって、底なんか、池の泥の中に行けば幾らでもあるわけだ。だから、それを議論するつもりはない。ですから、少なくとも年１回以上、水草をきちっと土地改良の事業として位置づけるかどうか、そのために必要な条件整備、ボートが欲しいと言うなら、その出し方の問題も含めて、十分な議論をしながら池の環境と水質保全、そして周辺の人たちへの悪臭の問題も、上流から流れてくるじゃないかという形で、わしらも被害者だと言うならば、お互いに知恵出して一緒にやりましょうよという形の中で今後取り組んでいただきたい。

○議長（大嶽　弘君）　環境経済部長。

○環境経済部長（山本幸一君）　特に、菱とかホテイアオイの関係でございますけれども、市街地の池に多いということで、上から流れてくるということでございます。池の管理につきましては、地元のほうにお願いしておるわけでございますけれども、特に市街地になりますと、受益地も少なくなってくるということで、地元の管理地区も少ない人間でやらなければならないということで、かなり負担をおかけしている状態かと思います。

これ、管理が幸田土地改良区でございますので、今後とも地域の方と御相談し、幸田土地改良区とも御相談しながら、その繁茂しないような方策、またボート等の借り上げ、

今後、方策につきましても協議をさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽　弘君）　以上で、１４番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、６月１３日木曜日午前９時から再開いたします。

本日一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を６月１７日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会　午後　４時３７分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する

平成２５年６月７日

議　　長　　大　嶽　　弘

議　　員　　伊　藤　宗　次

議　　員　　浅　井　武　光